

# 不確定原稿

## 令和8年武蔵野市議会会議録第15号 (第3回定例会)

9月2日(水曜日)

### ○出席議員(24名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 道場ひでのり君 | 2番  | きくち由美子君 |
| 3番  | 大野あつ子君  | 4番  | 深田貴美子君  |
| 5番  | 東山あきお君  | 6番  | 宮代一利君   |
| 7番  | 本多夏帆君   | 9番  | 小林まさよし君 |
| 10番 | 浜田けい子君  | 11番 | 落合勝利君   |
| 12番 | 菅源太郎君   | 14番 | 藪原太郎君   |
| 15番 | 蔵野恵美子君  | 16番 | 木崎剛君    |
| 17番 | 山崎たかし君  | 18番 | 与座武君    |
| 19番 | 橋本しげき君  | 20番 | 三島杉子君   |
| 21番 | 本間まさよ君  | 22番 | 山本ひとみ君  |
| 23番 | 下田ひろき君  | 24番 | 西園寺みきこ君 |
| 25番 | 川名ゆうじ君  | 26番 | 深沢達也君   |

### ○欠席議員(1名)

|     |        |
|-----|--------|
| 13番 | さこうもみ君 |
|-----|--------|

### ○出席説明員

|          |        |                           |        |
|----------|--------|---------------------------|--------|
| 市長       | 小美濃安弘君 | 副市長                       | 一ノ関秀人君 |
| 副市長      | 荻野芳明君  | 教育長                       | 吉原健君   |
| 監査委員     | 小島麻里君  | 総合政策部長                    | 樋爪泰平君  |
| 総務部長     | 吉清雅英君  | 財務部長                      | 齋藤淳一君  |
| 税務担当部長   | 稲葉秀満君  | 市民部長<br>兼交流事業担当部長         | 田川良太君  |
| 市民活動担当部長 | 天野裕明君  | 防災安全部長                    | 横山充君   |
| 環境部長     | 関口道美君  | 健康福祉部長                    | 毛利悦子君  |
| 保健医療担当部長 | 田中博徳君  | 子ども家庭部長<br>兼健康福祉部母子保健担当部長 | 齋藤尚志君  |
| 都市整備部長   | 高橋弘樹君  | 水道部長                      | 田原美樹君  |
| 教育部長     | 真柳雄飛君  |                           |        |

### ○出席事務局職員

|      |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 菅原誠治君 | 事務局次長 | 村瀬健大君 |
|------|-------|-------|-------|

# 不確定原稿

## ○議事日程第2号

令和8年9月2日（水曜日） 午前10時 開議

第1 一般質問

第2 陳受8第7号 「中東情勢に伴う石油関連製品の価格高騰・不足等に対する対応」を求める

陳情

（総務委員会審査報告）

第3 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて（諮問）

第4 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて（諮問）

第5 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて（諮問）

第6 議案第61号 武蔵野市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

第7 { 議案第62号 武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第63号 武蔵野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第64号 武蔵野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第8 議案第65号 武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例の一部を改正する条例

第9 議案第66号 武蔵野市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第10 議案第67号 東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

第11 { 議案第68号 武蔵野市障害者福祉センター改築工事請負契約

議案第69号 武蔵野市障害者福祉センター改築に伴う電気設備工事請負契約

議案第70号 武蔵野市障害者福祉センター改築に伴う機械設備工事請負契約

第12 議案第71号 市庁舎非常用発電機更新工事請負契約

第13 議案第72号 北町調理場調理室空調設備設置工事請負契約

第14 { 議案第73号 負担付きの寄附を受けることについて

議案第74号 権利の放棄について

第15 議案第78号 境南ふれあい広場公園改修工事請負契約

第16 議案第79号 コンテナイン消毒保管機の買入れについて

第17 議案第75号 令和8年度武蔵野市一般会計補正予算（第3回）

第18 議案第76号 令和8年度武蔵野市介護保険事業会計補正予算（第1回）

第19 議案第77号 令和8年度武蔵野市水道事業会計補正予算（第2回）

第20 議員提出議案第4号 武蔵野市議会会議規則の一部を改正する規則

第21 陳受8第9号 愛の手帳3度・4度の医療費軽減を都に求める意見書提出に関する陳情

○午前10時00分 開議

○議長（木崎 剛君） これより本日の会議を開きます。

直ちに議事に入ります。

# 不確定原稿

本日の議事は日程第2号をもって進めます。

日程第1 一般質問を行います。

災害対応、武蔵野市の水、児童・生徒との合意形成について、6番宮代一利議員。

(6番 宮代一利君 登壇) (拍手)

○6番(宮代一利君) おはようございます。6番、ワクワクはたらく、宮代一利です。今回は、災害対応、武蔵野市の水、児童・生徒との合意形成について伺います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1番、豪雨対策についてです。

本年8月13日に、千葉県において、線状降水帯による大規模かつ深刻な災害が発生しました。今回は千葉県で起きましたが、東京においても起こるリスクは十分にあると考えます。実際、8月22日には東京でも集中豪雨に見舞われました。武蔵野市にやってくる可能性も十分に考えられます。さらに、8月27日には石川県、富山県に、さらに8月30日には福井県に、レベル5大雨特別警報が出されました。

こちらは8月13日の気圧配置図です。千葉県では線状降水帯の発生により記録的な豪雨災害が発生しましたが、千葉市では12時間降水量が348ミリメートル、24時間降水量が360ミリメートルを超えるという、いずれも観測史上最大を更新したほか、佐倉市、館山市、我孫子市、船橋市など県内各地でも24時間降水量が200ミリメートルを超えました。また、大雨特別警報及び土砂災害特別警報が発表され、人的被害や住宅浸水、道路冠水、交通機関の被害など、深刻な被害が発生しました。

今回の豪雨については、気象学の専門家から、日本の南海上に発生した巨大な大気の循環であるモンスーンジャイアによって大量の水蒸気が供給され、上空の寒冷渦による大気的不安定化、さらには高気圧との相互作用によって線状降水帯が形成された結果であるとの分析が示されています。

ちょっと見にくいのですが、これが今出てきた寒冷渦という、500メガパスカルという、かなり上空の気圧配置図になります。ということは、先ほど見ていただいた地上の配置図、気圧配置だけでは線状降水帯の説明というのは全部つかなくて、こちらの部分が非常に重要であるということが説明されています。

今申し上げた、これがモンスーンジャイアという、かなり南の海上に、日本から離れたところから出てきた暖かい湿った風と、それから、今言った青いところの寒冷渦というのが同時に起こって、それで北側の高気圧にこれが集まって、たまたまここに線状降水帯ができたというふうな説明がなされています。特に今回重要なのは、台風の直接上陸による災害ではなく、関東地方全体が豪雨発生の条件下にあり、その中でたまたま千葉県に線状降水帯が停滞したという点です。

こちらは皆さんも何度も御覧になっていると思いますが、浸水状態。

そして、道路の冠水により車が埋まってしまったと。

こちらは8月22日の気圧配置で、先ほどのものとはかなり様子が違って、東京都内では局地的な記録的豪雨が発生していて、東京管区気象台の観測では、17時から19時頃にかけて雨が最も強まり、18時の時間雨量は47ミリメートルを記録しました。一方で、より局地的には、板橋区付近では1時間120ミリメートル以上、北区付近でも約100ミリメートルの猛烈な雨が観測され、気象庁は記録的短時間大雨情報を発表しています。

# 不確定原稿

重要なのは、東京都全域で均一に大雨が降ったのではなく、数キロから十数キロ程度の限られた地域に豪雨が集中した点です。近年、このような局地的豪雨が頻発しており、武蔵野市においても同様の現象が発生する可能性は十分に考えられます。東京管区気象台の続報では、線状降水帯の発表ではなく、大気の非常に不安定な状態による猛烈な滞留性降雨として整理されています。市として、こうした短時間集中豪雨や内水氾濫——昨日も指摘がありましたけども——のリスクをどのように評価し排水設備や防災体制の整備に反映しているのか、以下伺います。

1の(1)武蔵野市の排水設備について。排水能力の不足により道路が冠水している事例が続いています。必ずしも河川の氾濫だけが原因でもなさそうであることが分かりました。

質問です。1の(1)の①武蔵野市の排水設備の整備状況。武蔵野市における排水設備の整備状況について伺います。現在の排水設備の能力はどの程度の雨量に対応することができるのか。例えば、8月22日の東京都板橋区で1時間の雨量が120ミリメートルを超えていますが、こうした規模の豪雨に対応できる設計となっているのか、伺います。

1の(1)の②です。武蔵野市の排水設備に関するリスク評価。武蔵野市全域において、排水設備の整備状況、能力を踏まえ、どのようなリスクがあると考えているのか。設備そのもののハード的なリスクと能力不足による市民への影響という観点でのリスクについて、その評価を伺います。また、現時点における対策、特に市民ができる対応策について、また、設備の整備に関する今後の改善策があれば伺いたいと思います。

1の(2)です。災害時の安全確保のための電力供給について。今回の千葉県での豪雨では、停電によって排水ポンプが動かなかったことが確認されています。千葉市中央区のアンダーパスでは、周辺一帯が停電となり、さらに停電時に自動で電力を供給するはずの非常用発電機が作動せず、その結果、排水ポンプが一時的に動かなかったと千葉国道事務所が明らかにしています。さらに、同じ電源系統の影響で、通行止めを知らせる電光掲示板も消えていたとのこと。非常用発電機は、梅雨の時期に点検をされていて、異常なしと確認されていたため、なぜ作動しなかったのかについては現在調査中とのこと。今回の事故は、単純に雨が多過ぎてポンプの能力を超えたという話ではなく、停電時の非常用電源が機能しなかったことが大きな問題になっています。以下質問いたします。

1の(2)の①です。武蔵野市における災害時の安全対策のための電力供給の方策、整備状況について伺います。武蔵野市が豪雨に見舞われた際、電力供給の考え方、非常用発電機の整備などについて伺います。また、豪雨以外にも、震災、突風など自然災害の際の電力供給に対する基本的な考え方についても伺います。

1の(2)の②です。武蔵野市における電力供給に関するリスク評価。現状を踏まえ、設備そのもののハード的なリスクと停電などによる市民生活への影響という観点でのリスクについて伺います。さらに、今後の改善策があれば伺います。

1の(3)です。武蔵野市の下水道について。武蔵野市の下水道整備は70年ほど以前にスタートしており、老朽化が進んでいると考えられます。本年4月には道路陥没が発生し、直径20センチメートルの下水道管の破損等が判明しています。

質問です。1の(3)の①武蔵野市の下水道の整備状況。武蔵野市の下水道の整備状況について伺い

# 不確定原稿

ます。特に今回のような豪雨に見舞われた際の影響、今後の整備方針について伺います。

1の(3)の②です。武蔵野市の下水道が下流域に及ぼす影響の考え方です。武蔵野市が採用している合流式下水道について、汚水処理の状況、特に豪雨の際の影響について伺います。また、これまでの下水道改善事業の進捗と成果、今後の取組方針について伺います。

大きな2番です。PFASについてです。

東京都環境局は、「これまでに国や都などが行った地下水の調査において、都内でも比較的濃度の高い地点があることが判明しており、健康等への影響も含めて不安を感じる都民もいらっしゃることから、都は、その不安に寄り添い、透明性を確保しながら適切な情報発信を行っております。」としています。令和8年度より、有機フッ素化合物、PFOS・PFOAについての水質基準が、水質管理目標設定項目から水質基準項目に変更になりました。近年、PFAS（有機フッ素化合物）に対する関心が高まっています。PFASは環境中で分解されにくく、一部の物質については人体への蓄積や健康影響が指摘されています。一方で、健康影響の程度や閾値には未解明な部分も多く残されており、各国で規制や水準、対応方針が大きく異なっています。日本ではPFOS・PFOAについて水質基準が設定されましたが、米国などではさらに厳しい基準が採用されている地域もあります。

また、PFASは、残留性、蓄積性という特徴を持っているため、かつてのダイオキシン問題との類似性を指摘する声もあります。ダイオキシンについては、健康影響への懸念を背景にダイオキシン類対策特別措置法が制定され、排出規制や監視体制の強化によって環境中濃度の低減が図られてきました。

ここで、ダイオキシンの規制について振り返ります。日本のダイオキシン対策の中心となる法律はダイオキシン類対策特別措置法で、1999年（平成11年）に制定されて、2000年1月15日に施行されました。現在も施行されています。この法律で規制しているのは、大きく分けると、次の4つです。①排出規制、②環境基準、③焼却施設の規制、④汚染された土壌への対策。なぜこの法律ができたのでしょうか。1990年代に廃棄物焼却施設からのダイオキシン排出が大きな社会問題になったことが背景です。特に重要なのは、焼却時の排ガスについて厳しい基準を設けたことです。その結果、日本ではダイオキシン類の排出量が大幅に削減されました。環境省も、現在、同法とダイオキシン対策推進基本指針を柱として対策を進めています。

PFAS規制は適切な対応と考える合理的な根拠がある一方で、どこまで厳しく規制するべきかは、まだ科学的・政策的な議論が続いている段階との見解があります。ダイオキシンとの共通点が参考になります。1番、環境中で分解されにくいこと、2番、一部の物質は体内に蓄積すること、3番、広範囲に拡散すること、4番、健康影響が懸念されることといった共通の性質があり、PFOS・PFOAについて、国際条約で廃絶対象となり、日本でも製造、輸入が禁止されています。

一方で、PFASをめぐる重要な違いは、ダイオキシンよりも健康影響の大きさや閾値について未解明な部分が多いという点です。現時点では、コレステロール上昇との関連、免疫系への影響、生殖発生への影響、一部PFASの発がん性などが報告されていますが、どの暴露量でどの程度の健康影響が生じるかについては、なお研究が続いています。

そのため、各国の規制値も大きく異なることは先ほど示したとおりです。こちらを見て分かるとおり、かなり数値的には日本の規制値が他国と比べて言わば甘いという状況であるということになっておりま

# 不確定原稿

す。そのため、各国の規制値もこのとおり異なっていて、科学が完全に答えを出したという状況ではありません。つまり、政策論として整理すると、規制を支持する立場では、P F A Sは残留性、蓄積性が高く、後から除去するのが極めて困難なので、ダイオキシンと同様に予防原則で早めに規制すべきという考え方、一方、慎重派の立場では、有害性の証拠は増えているが、暴露量と健康被害の関係には不確実性があり、過度な規制で社会的コストを増やすべきではないという考え方です。以下質問いたします。

2の(1) P F A Sに関する規制について。国により、規制のレベルが大きく異なっています。人体への影響など研究が進められており、未解明のことも多く残されていると考えられるというのが現状と認識しています。

質問です。2の(1)の①日本におけるP F A Sの規制に関する見解。国際的に見ると、現在の日本における規制値は甘い状態と思われます。P F A Sによる人体への影響について、市はどのように認識しているのか。また、日本の法規制や水質基準を満たしていれば健康上の問題はないと考えているのか、それとも予防原則の観点からより慎重な対応が必要であると考えているのか、伺います。また、環境中で分解されにくく、生体内に蓄積するという特徴を踏まえた場合、過去のダイオキシン対策との共通点や相違点について、市はどのように評価しているのか。さらに、欧米諸国をはじめ各国で規制レベルに差がある現状について、市の見解を伺います。今後、市独自に規制を強化する考えはあるか、伺います。

2の(1)の②です。P F A Sに対する技術開発の現状について。武蔵野市の民間井戸における調査結果において、特に高い値も見られることから、不安の声も聞こえてきています。市ホームページに公表されている地下水調査結果を見ると、一部の民間井戸では比較的高い値が確認されていますが、水道水については、国の基準値である50ナノグラム・パー・リットル、1リットル当たり50ナノグラムを下回っています。現在、おおむね10から12ナノグラム・パー・リットル程度の値が継続的に検出されています。23区の検査結果と比較すると、23区の場合は検出限界以下の区部の値に対して、武蔵野市は高いとも言えます。また、P F A Sをハード的に低くする技術も開発が進み、実用化しているものもあります。そこで、本市において民間井戸で比較的高い値が検出されている要因をどのように分析しているのか。また、水道水についても、検出限界以下となっている自治体がある中で、本市では一定の値が検出されている現状についてどのように評価しているのか、伺います。さらに、地下水及び水道水におけるP F A Sの監視体制と今後の調査方針について伺います。P F A Sについては、活性炭処理やイオン交換樹脂などによる除去技術が実用化されており、国内外で導入事例も見られます。本市として、P F A S濃度をさらに低減するための技術的方策についてどのような検討を行っているのか、伺います。また、これらの技術を導入した場合の効果とコストの関係について調査研究を行っているのか、伺います。加えて、今後、国の基準や国際的な規制動向が変化した場合、水道水や地下水に対する追加的な対策を講じる考えがあるのか、伺います。

大きな3番です。生徒との合意形成、教育現場におけるルールの構築について。

先日、第3回の中学生議会を開催しました。今年も様々な鋭い指摘や提唱が投げかけられました。生徒たちは、武蔵野市の在り方、また、学校生活についてよく考えていることが伝わってきました。

3の(1) 学校裁量と公平性について。校則のこと、制服のこと、そして、これまでも取り上げてきた給食の喫食時間のことなど、学校ごとに異なる側面も見られます。

# 不確定原稿

質問です。3の（1）の①学校裁量予算の規模について伺います。また、校長の権限の範囲について伺います。公立学校においては、教育を受ける権利を守るために公平性を求められる側面もあると考えます。この公平性と学校の独自性のバランスについて、考え方を伺います。

3の（2）教育現場におけるルールの構築について。

質問の3の（2）の①です。教育の現場における校則などルールの決め方。既にあるルールを改定する、また、新しいルールを構築するプロセスにおける児童生徒との合意形成に関する考え方について伺います。

3の（2）の②学校給食の喫食時間の確保について。夏の恒例イベントとして、今年も40名の小・中学生と一緒にサッカーの合宿に行っていました。九十九里浜の合宿所にお世話になっており、8月7日から10日の4日間を過ごしていました。豪雨はぎりぎりで見ることができました。こちらが合宿所の食事です。大人でも十分で豪華な食事ですが、選手たちは、早い選手は15分程度で大人と同じスピードで食べます。こちらは向かって左側が朝食です。純和風の昔懐かしい和食な感じで、右側はとても豪華な夕食です。そして、こちらは昼食。牛井と、最終日のお昼御飯はカレーと毎年決まっています。子どもたちは大変楽しみにしている、そういう状況です。先ほど申し上げたとおり、早い選手は15分程度で大人と同じスピードで食べますが、ゆっくりな選手は30分以上、40分ぐらいかけて食べているという状況です。大広間でみんなで一緒に食事をしているのですが、一回25分ぐらいのところでごちそうさまという挨拶をして、下膳が始まって、ただ、その間、食べている選手はそのまま残って食べていいよという形を取っている、そういうスタイルで対応しております。私もそれまでサッカーの合宿はサッカーのほうを見ていたのですが、最近は食事のことが気になって、選手たちがどんなふうにどんなスピードで食べているのか、あと、どんなふうにじゃれ合っているのかとかも非常に大切に見ているところでございます。中学生議会において、給食は和やかに会食をする時間であるとの指摘がありました。本件に関するこれまでの議論は、給食の時間が短く、食べ切れないなどの問題があるとの指摘を前提に、いかに喫食時間を確保するかという流れになっており、食器の回収による時間的制限、教育カリキュラムとの関係で困難であるという結論になってきています。給食そのものの在り方、学校生活、教育における食事との関係性について、改めて考え方を伺います。

以上、壇上からの質問といたします。御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○市長（小美濃安弘君） 宮代一利議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、大きな1点目、1の（1）の①本市の排水設備の整備状況、処理能力についての御質問です。本市の下水道施設は4つの排水区ごとに整備されており、多くの部分は時間降雨40ミリに対応する計画で整備をされております。しかし、急速な都市化の進展に伴い、時間降雨強度が50ミリに引き上げられ、不足する10ミリへの対応は完了していないため、様々な施策を検討しております。今回のような豪雨は下水道整備のみでは対応できず、放流先である河川改修も必要であることから、河川管理者に対して早期の河川改修等の実現を継続して要望しているところであります。降雨状況や地形等、様々な要因があり、予測は難しいわけですが、御質問にある120ミリ以上の降雨であれば内水氾濫による浸水が発生する可能性が高いものと想定をされます。

1の（1）の②本市の下水道施設にどのようなリスクがあるのか、また、市民への影響、市民が取れ

# 不確定原稿

る対応策についての御質問です。ハード的なリスクとしては、水圧と空気圧によるマンホール蓋の浮上、飛散などがありますが、主に複数の管渠の交差部など、水位の上昇が想定される幹線管路等については、圧力開放性能を持つマンホール蓋へ取り替えることで空気圧を開放し、浮き上がりや飛散防止を図っています。想定を大きく上回る豪雨の際、市民への影響としては、道路冠水や浸水による被害、宅内排水の逆流などが想定されております。市民ができる対応策といたしましては、自宅敷地内への雨水貯留浸透施設の設置等、敷地に降った雨水を可能な限り敷地外に出さないことや、大雨時に風呂の水を流さない、大雨時に雨水タンクを空にする、道路のスムーズな排水のために自宅近くの雨水ます近くの落ち葉清掃などが考えられます。下水道施設については、引き続き、ストックマネジメント計画による計画的な維持管理を進めてまいります。

次に、1の(2)の①電力供給の考え方、非常用発電機の整備などについての御質問であります。災害時における公共施設の電力供給については、現在、施設改築や大規模改修時において地域防災計画上で避難所、遺体安置所、医療支援拠点などに位置づけられており、その事業活動に電源が必要となる施設においては新たに小型蓄電池及び電気自動車から施設内へ給電して電力利用ができるV2Hの設置を進めております。クリーンセンターからの自営線による供給、太陽光発電等の創エネ設備や自家発電設備等のほか、各避難所にはガス発電機やソーラーパネル付きの蓄電池も配備しております。なお、各施設に求められる機能や役割を踏まえ、今後も災害時に必要な電力確保に関して継続的に検討していく必要があると考えております。

続けて、次に、1の(2)の②です。電力供給に関する設備のリスクと市民生活へのリスクについての御質問です。現状を踏まえて御説明を申し上げます。設備のハード面の主なリスクとしては、停電による電力供給の遮断、災害時による設備の損傷、故障等が考えられます。今後の改善策としては、設備の日常的な適正管理はもちろんでありますが、環境面だけでなく、レジリエンス強化の視点から、太陽光発電設備等の創エネ設備による電力確保が必要だと考えております。市民生活の影響については、給水ポンプの停止による断水、トイレ利用困難による衛生問題など、市民生活に深刻な影響が生じます。今後の改善策といたしましては、昨年度行った携帯トイレ備蓄に関する意識啓発事業により市民の皆様の意識は高まってきたと感じているため、引き続き備蓄していただけるよう啓発をしていきたいと考えております。

次に、1の(3)の①市の下水道施設の整備状況、豪雨時の影響と今後の方針についての御質問です。善福寺川排水区、神田川排水区においては、計画降雨強度は時間当たり50ミリでございますが、現状は時間当たり40ミリ、野川排水区、石神井川排水区においては、現状、計画ともに時間50ミリの対応となっております。このため、雨水浸透施設や雨水貯留施設の設置、合流改善施設の設置を行い、豪雨対策を行ってきたところであります。本年8月22日の局地的大雨は計画降雨を大きく上回ったため、道路冠水等の影響がありました。引き続き、雨水浸透施設、雨水貯留浸透施設等の設置補助等を進め、持続的な下水道サービスを目指してまいります。

次に、1の(3)の②です。武蔵野市の合流式下水道と豪雨時の下流域への影響に関する御質問です。本市の下水道は、市域の約90%が合流式下水道であり、一定量を超える降雨が発生すると、処理し切れない下水が善福寺川や神田川などの河川に放流されるため、上流域にある自治体として問題であると認

# 不確定原稿

識をしております。下水道法施行令の改正により、合流式下水道における河川への放流水質を分流式下水道と同程度とすることが規定されたことを受け、合流改善施設の整備や雨水放流施設、いわゆる雨水吐室での夾雑物除去施設の設置等の対策を進めてまいりました。平成27年度の合流式下水道緊急改善事業事後評価委員会において、法令で求められる改善目標を達成したことを確認しております。河川への放流水質が保たれていることを確認するため、引き続き、定期的に水質測定等を実施してまいります。

次に、大きな質問の2番目の（1）の①PFASの国の規制について市としてどのように考えているかという御質問であります。PFASの水道水質基準の設定については、令和6年に内閣府食品安全委員会が取りまとめた評価書を踏まえ、環境省が水質基準として規制値を決定しております。水道水の水質基準は、水道法により、PFASに限らず、法で定められた物質に対して基準値が定められており、水道事業者はその基準にのっとり水道水の供給を行う義務があります。本市としては、国が科学的な知見に基づき基準値を設定していることから、一自治体が独自に基準値を設けることは難しいと考えております。

次に、大きな質問2の（1）の②区部との検出値の違いに対する見解及びPFAS値をハード的に抑制する技術導入の検証に関する御質問です。本市と区部との測定値の違いについては、水道水の原水が地下水か河川水なのかによって異なっているものと考えております。本市の水道水は、市内の水源井戸から地下水の取水と、河川水由来の東京都水道局からの上水を混ぜて供給をしております。区部では、比較的PFAS値が低い河川水を水道水の原水として利用しているほか、河川水の浄化工程の中で様々な物質が除去される高度処理を行っていることから、PFAS値の違いが生じていると推察しております。PFASの除去設備等による軽減方法としては、PFASの吸着効果があるとされる活性炭処理が有効とされておりますが、設備投資には多額の費用が必要であることや、設備を設置する用地が必要であるため、現状では設備の設置は困難であると考えております。環境省では濃度低減のための対策技術の実証事業を行っており、技術革新によって簡便な除去方法の確立や、他の水道事業体の動向も含め、新たな手法について注視しながら、本市で実現できる低減方法を模索していきたいと考えております。

他の質問に関しましては、教育長よりお答えいたします。

○教育長（吉原 健君） それでは、私からは、大きな3点目の（1）の①学校裁量予算の規模等について、まずお答えを申し上げます。学校裁量予算につきましては、物品や謝礼などの予算について、各校の児童生徒数や校舎面積などの基準により、教育委員会から各校にこれを配当しております。学校予算の規模につきましては、市立全小・中学校における令和8年度当初予算額は2億5,939万円、学校規模等により異なりますが、平均を取りますと1校当たり平均は約1,441万円でございます。各校の校長は、学校の配当予算を踏まえながら、各予算費目に定められた一定の基準や上限の中で、学校経営の重点方針に基づき、消耗品費や備品費、また、講師謝礼などの予算を組み替えることができる仕組みです。例えば、教材費を減らして、地域ボランティアへの謝礼に組み替えるなどの事例がございます。第四期学校教育計画におきましても、特色ある教育活動の充実を方針として位置づけております。義務教育として必要な教育条件の整備につきましては、議員の御質問にもございましたが、市として一定の水準を確保することが、1点、大事だと思っております。また、その上で、各学校が子どもや地域の実情、学校の強みを生かした教育活動を行うことが公平性と学校の独自性の両立につながるものと考えており

# 不確定原稿

ます。

続きまして、3の(2)の①です。教育現場にある様々なルールの決め方についてのお尋ねでございます。学校のルールにつきましては、児童生徒の安全確保や、また、法令上の制約など、学校として明確に判断すべき事項もあると認識しております。ただ、一方で、先ほど申し上げた第四期武蔵野市学校教育計画の中でも、子どもによる自発的・自治的な学級・学校づくりを目指しており、議員のおっしゃる合意形成や意思決定のプロセスを丁寧に扱うことが大事であるというふうに定められております。ただし、全てを児童生徒との合意によって決定するものではありませんが、例えば、既存のルールを見直したり、また、新しいルールを定めたりする際には、その目的や必要性を校内の児童生徒としっかり共有し、発達段階に応じて、子どもたちの意見を丁寧に聞きながら、共に考えていくことが重要であると認識しております。

続きまして、3の(2)の②です。学校給食の喫食時間の確保についてのお尋ねにお答えいたします。学校給食は、学習指導要領において特別活動の学級活動に位置づけられており、望ましい食習慣の形成とともに、食事を通して人間関係をよりよくすることが示されております。こうした給食の教育的意義を踏まえ、必要な喫食時間を確保することは重要であると認識しております。そのため、給食の準備や片づけを含めたよりよい給食時間の在り方を、ゆとりある喫食時間を確保するため、当事者である児童生徒、また、教員との間でしっかり話し合い、よりよい方策について合意形成を図りながら、学級、学校として考えていくことが何より重要であるというふうに考えております。教育委員会としましては、各学校の給食時間の現状を把握するとともに、よりよい給食時間の在り方に向けた検討のプロセスを丁寧に把握し、これを校長会や学校訪問等の機会も捉えて具体的な助言、あるいは取組の支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6 番(宮代一利君)      ありがとうございます。まず、豪雨の話ですけれども、やはり全然想定外というか、いわゆる設計上の値ははるかに超えてしまっていて、まさに災害そのもののレベルになっていると。そして、先ほど示させていただいたとおり、たまたま千葉県だったと。それから、その後、東京都にもありましたけど、たまたま板橋であって、武蔵野市も同じことが起こると。よく言う、武蔵野市は土地が高度的に高めであって、要するに海から遠いから、あと、河川は大丈夫なのだというふうには、何となくそういうイメージを持っているということがあるのですが、今回の形の災害だと、そういう要素ではないということが分かってきたので、まずここで私はぜひお願いしたいなと思っているのは、あれだけ降ってしまったら何が起こるのかということを調査する、あるいはそれについて、まさに私の大好きなリスクマネジメントということをやらなければならないかなということを今回の状況を見て感じました。市民の皆さんにまずそのことをお伝えすること。ある意味、いい意味で安心し切っている方も結構いっぱいいらっしゃるのではないかと。そこが武蔵野市も全く例外ではなくて、可能性はあるのだということを前提に今後お話をさせていただいて、それに対して市としてはこういうことをこれからこんな対策をするのだよということを発信していくということをぜひやっていくことが大事なのではないかなと思っているのですが、そのことについて御見解を伺いたいと思います。

○市 長(小美濃安弘君)      8月22日の豪雨は、私も実は6か所お祭りなどのイベントに御招待をさ

# 不確定原稿

れていたもので、6か所全部回ったのです。境の二小の前の第2しろがね公園で、やはり高校生を中心とした、高校生が出店をするというお祭り、イベントがあったのですが、第2しろがね公園はもう冠水をしておりまして、水が一面、少なくともくるぶしぐらいまではありましたか、こんなことも起きるのだというぐらい驚きました。6か所全部回りましたが、中止か、規模縮小、時間短縮、全てそういう対応を取っておりましたので、大変こういうことが。後からの報告ですと、時間37ミリというのが武蔵野市に降ったそうであります。それであの状態でございますので、やはり少し低いところとか、水はけの悪いところは、50ミリ、40ミリいかなくてもそういう状況になっていくのかなというふうに実感したところであります。さらに、ある会場では、これは市長と語ろう会でも出ていた話だったのですが、ちょうどその地域のイベントだったものですから、そこの方々に自宅の前まで御案内していただいて現場を見させていただきました。半地下の駐車場のあるお家だったのですが、大変心配しておられて、もともとの配水管の排水量が不足しているのです。実は、市長と語ろう会が終わった後、すぐ下水道課に言っていただいたのですが、もともとの容量が足りていなくて、やはり一定程度の雨が降ると冠水のおそれがあると、そういう状況なわけであります。

今回、確かにおっしゃるとおり、板橋でああいう120ミリが降って大変な状況になりましたけども、武蔵野市だって、ちょっとずればそういう状況になっていたとも限らないわけでありまして、今までの考え方、河川の氾濫だけが浸水の原因ではないということも含めて、今後、対応というか、対策をしていかなければならないなというふうに思っておりますが、やはりそれをするには大規模な貯留槽を造るとかそういったことにも発展していくと思いますので、あした言って1か月後にできているというものではないと思うのです。なので、これは東京都等ともしっかりと協議をしながら、これは武蔵野市だけの問題ではなくて広域的な問題でもありますので、今後、市長会等々でも話題になってくるのではないのかなというふうに思います。なので、一市でできることは今やるべきことは着実にやっておりますけども、これからもしっかりと様々、他県の情報なんかも聴取しながら考えていきたい、検討していきたいというふうに思っています。

**〇6 番（宮代一利君）** 市長、ありがとうございます。まず、今回のものが値としては非常に特別な災害であり、でも、それは起こり得るということの認識は一致しているなというふうに感じたので、まさにこれは予防原則、当然のことで、知ってしまった限りは何とか対応を一つずつ積み重ねていくことが必要なのではないかなと。インフラはお金も時間もかかります。そこはやはり粘り強く取り組むことが大事なのではないかなというふうに考えています。ぜひお願いをしたいと思います。

それから、2つ目の電源の話ですけれども、今回、私は千葉のほうで一番問題だったと思うのは、一回梅雨時に非常電源の点検をしているのに、それでも動かなかったということが言われていて、武蔵野市における、今おっしゃっていた、例えば非常用の電源だったりとか、あるいは創エネ設備というのは、当たり前ですけど、確実に動くのかということはきちんといろいろ実証されているのですよね。すみません、ちょっとそこをまず一回確認をさせていただきたいと思います。確かに、私も地元の吉祥寺南町で避難訓練を今週末やるのですけれども、様々やる中で、やはりこういった電気系のものとか、市民だけで避難訓練をやろうとしてもなかなか全部が分かるわけではなくて、防災安全部さんを中心にして、いろいろ導いていただきたいなというふうに感じているところがあるので、まず公的な立場として、き

# 不確定原稿

ちゃんと点検ができていますのかどうか、そのデータをどういうふうに生かしているのかということについて、ちょっとお話を伺いたと思います。お願いいたします。

○市 長（小美濃安弘君） 点検につきましては、担当部長からお答えをさせていただきたいと思います。

○防災安全部長（横山 充君） 非常時の電源等についてのお問合せでございます。避難所については、照明の確保ということで、停電になったとしても、例えば投光機とかLEDライトとか様々備えておるところです。それを動かすための発電機、これはガソリンとかガスを用いてやるわけでございます。こちらは年に何回か訓練をしますので、そのときに防災課職員も行って、一緒に訓練をやる機会がありますので、その点検をしたりします。あわせて、地域の方だけでやる場合もあるかなと思っています。そのときには、そういったものが動かないよ、不具合があるよといった形で報告がある場合がありますので、その場合はきちんと直すという対策を取っておるところでございます。

○6 番（宮代一利君） 今、電源として、ガソリンとかガスを使うものもあると。ガスというのは携帯式のボンベですか。すみません、私は何回かいろいろなところの避難訓練、防災対策の訓練に出ていますけど、市民の立場でまだ実際に自分で電気をつくってみたという経験はないのです。そういう意味で、そういうことを経験するような計画というのは、特にガソリンと言われても、どこにガソリンが置いてあって、それを誰が引っ張り出してきて入れるのか。なかなか恐ろしいと思うのです。ふだんやり慣れない市民にとっては。そういったことを避難訓練の中で今後もう少し具体的に展開をしていく必要があるのかなと。最近、避難訓練は過去に比べて何か展示会風のものからだんだん実際のものになってきて、質が上がってきていると思っているので、さらに、特に電気系について、創エネについてはいろいろやり方をもう一步前進させていただきたいと思いますので、何かコメントがあればぜひお願いしたいと思います。

それから、下水道の整備状況についてですけれども、やはり問題だという認識はあるのだというふうにご説明をいただいて、河川の問題なのですねということが分かりました。それで、河川については武蔵野市だけでできる問題ではないので、そのことを今後対策を進めるというふうにおっしゃっていただいて、まず広域において、例えば東京都であるとかそういったところが進めていくものはそちらにお願いをするしかないわけですね。それに対して、武蔵野市としてやれること、できることというのはどんなメニューがあるのかというのを分かる範囲で教えていただければなというふうに思います。

○市 長（小美濃安弘君） 河川につきましては、今、50ミリ対応のものを、60ミリ対応にしていこうというのが東京都の考えだということを伺っております。なので、それは東京都の事業を注視していきたいと思っておりますし、あとはいわゆる貯留槽です。貯留池という言い方をする場合もありますけれども、貯留池を造って、環七の下に大きいものが入っているらしいですが、ああいったもので一時期ためて、晴天時に排水をしていくと。そういったことも、これも我々というよりは東京都が進めていく事業だと思っています。では、武蔵野市は何ができるのかというと、やはり武蔵野市は、先ほど申し上げましたとおり、市域の90%が合流式ですので、下水と雨水が混じっているわけです。なので、雨水の分をできるだけ少なくするというのがまず一つなので、女子大通りには8,500トンの地下貯留槽がございますし、また、東町4丁目のポンプ場公園にも数千トンの貯留槽があります。北町の低いところにも豪

# 不確定原稿

雨対策の貯留槽がございます。なので、こういった貯留槽を設置できるところがあるならば。ただ、狭い市域なので、なかなか設置できるところはないのですけども、そういうところが出たならば、そういったところで一旦水をためて晴天時に出すというような、そういうことも考えられると思います。また、日頃からの雨水をそれぞれの自宅や施設で浸透させるということもこれからさらに行っていかななくてはならないと思っておりますし、今進めております道路の浸透性の舗装、もしくは道路ますの改良によって雨水を浸透させると。あれも相当な吸い込みだそうでありますので、これも今、同時並行して行っておりますので、こういうことを着実にやることによって雨水をまず減らすということが大きなことだと思っております。また、先ほど答弁もさせていただきましたけども、豪雨時にはお風呂の水を皆さんで流すことを控えるとか。それは今度下水のほうで入ってきますので、下水と雨水と混ざると、やはり1軒だけではなく、それが数軒、数十軒となりますと大変な量になりますので、そういったことを控えていただくように、これは市として、しっかりとPRをしていく必要があると。一人一人ができること、市ができること、それぞれやることによって合流式の量を減らしていくというのは市ができることではないかと思っています。

○防災安全部長（横山 充君） 訓練における発電機等の使用についてでございます。具体的な訓練の展開ということで御質問をいただきました。訓練を行うときには、自主防災組織ですとか避難所運営組織、そして市の初動要員、併せて防災課の職員も支援に入ってやったりします。議員がおっしゃったように、確かに、発電機にしろ、消火器にしろ、やはり使ってみないとなかなか分からない、1回2回使ってみないと分からないということは承知しております。ですので、その辺のやり方の周知というところですが、とにかく実際に訓練に来ていただいて、そういった器具、設備を皆さんに触ってもらう、しっかりやってもらうということでやっていきたいと思っています。その辺は御意見をいただきましたので、今後考えていきたいと思っています。

○6 番（宮代一利君） ありがとうございます。私自身も、こんな豪雨は本当に現実に目の当たりにするのはある意味もしかして初めてで、前にちょっと靴が埋まるぐらいまで雨に降られて、本宿小でたまたまそのとき集まっていた、本宿小のところが水浸しになったという経験をして、それでも物すごい怖いというふうに感じて、今回これが自分に迫ってきているということを感じたので、様々な対策と、我々市民も勉強しなければいけないのではないかなというふうに感じておりますので、引き続き、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、PFASの件ですけれども、今回少し質問が変化球というか、国の基準とどう付き合うのですかということ聞いていて、まさか国の基準を守るのは当たり前でそれは否定するものではないのですが、一応聞いてみたのは上乘せ基準を考えていますかというものに対して、それについては、今、市としては考えていないというお答えをいただいたということです。その前提条件として、PFASそのものをどう評価しているのかという考え方は大事だと思います。市独自としてPFASについて考えるというのはなかなか難しく、それは国であつたりとか都が示しているような見解というのをしっかりと追いかけて、その考え方はそれなりに市の中で浸透させていくということが必要なかなというふうに思っています。

一方で、その基準は守るとしても、先ほど御指摘させていただいたとおり、区部は検出限界値がほと

# 不確定原稿

んどです。当たり前ですよ。川から水を取っているのだから、P F A S がすごく出にくいというのは分かるのだけど、一方で、地下水が多い武蔵野の場合は濃度が少し濃い目に出ていて、明らかに11ナノグラムというのは有意値なので、そこには存在していることは分かっている、これをどうするのかと。先ほど出たイオン交換樹脂であるとか活性炭吸着であるとかということをやると下がることは分かっているのだけど、どれだけお金をかけたら大量の水道水に対応することができるのかということ。だけど、これは一応研究はしたほうがいいのではないかなと。どういうオーダーのお金が必要なのかということについて、既に今までいろいろ市としての研究はされてきたのかどうか、もう一回伺いたいのと、それから、これはちょっと危ない質問かもしれないのですが、昨日出ていた都営水道一元化の話の中で、武蔵野市はP F A S が高めにしていますよねと。それを何とかしてから一元化してきてよという、そういう話は出ているのかどうか。もし出てくるとしたら、それはどうやって対応するのかということについて伺っておきたいと思います。

**○市 長（小美濃安弘君）** P F A S につきましては、先ほど各国というかE U 等々、アメリカ等々の基準値を出していただきましたけど、ゼロにするのが一番いいというのは誰が見ても当たり前です。E U が先ほど0.1ナノグラム・パー・リットルだということを伺いまして、なるほどなと思いました。ただ、基準値というのは、やはりこれは建築の世界にもありますし、どの世界にもあって、一応、国やら何々機構だとかそういうところが決めた基準値以内に収まっていれば取りあえず安全ですよということが大前提としてあって、我々はその基準値以下に抑えることを今までも全てのことに對してやっているわけでありまして。また、そうしなければいけない、これは義務であるということも先ほど申し上げました。なので、取りあえず国の50ナノグラム・パー・リットルからすると、11という数字も相当低い数字ではあります。先日の予算委員会を出していただいた東京都の5というのも相当低い。では、5と11の違いは何なのだという話もあるわけです。5に比べると、E U の0.1というのは、非常に東京都は高い、今度はそういう数値になってくるわけでありまして、一体何を基準にすれば本当の答えが出るのかという、こういう話にもつながってくるのかなというふうに思っています。低ければ低いほどいいのは当然の話ですが。なので、我々としては今、どうすれば11が下がってくるのかということを探しているところであります。これは過去の答弁等々でもお話をさせていただいた話ですが、現状、東京都の水道水の基準が5ナノグラムであるならば、都水の量を多くすれば今の11よりも下がっていくのかとか、様々なことを今いろいろ模索しておりますので、とにかく現状よりも下げたい、少なくとも私の気持ちとしてはまずは1桁に持っていきたいなというふうに思っています。東京都が今のP F A S が高いから統合しないのかという話は今のところは出ておりませんし、私たちとしては東京都と統合することによって予算委員会で示されたような数字になるのだろうなというふうに期待もしておりますので、そういうことを踏まえながら今後も協議を進めていきたいと、このように考えております。

**○6 番（宮代一利君）** ありがとうございます。まさにおっしゃっているとおりで、低ければ低いほどいいのは分かっているけど、では、どこまでやるのですかというのは、これはまさに政策の問題であるので、そこは何か議論を見誤らないようにしなければいけないなと思っています。人間は、水に関して言えば、希釈に頼って生きているわけです。いろいろなものを薄めて、捨てて、最終的には海に行っているわけで、そのときに気をつけないといけないのは、希釈しているからそのときは大丈夫なの

# 不確定原稿

ですが、蓄積性のものだと、例えばマイクロプラスチックが最近すごく着目されていますけど、なくならないものをそのまま希釈して流し続けると、蓄積しているものはいずれまた頭をもたげてきて、害になりますよ。こういう話なので、PFASについてもほとんど分解しないということは分かっている、もし吸着したら、今度吸着したものをどこに置いておくのですかという話もあるのですが、そういう意味で、今後どうするのかということはきちんと考えておかなければいけない。市としても、どう対応するのかということ。でも、今、市長がまずは1桁とおっしゃっていたのは非常に象徴的だなと。希釈は一つの手段なので、それも一つの考えとして私はありかなというふうに思っております。

さて、学校の給食及び学校の合意形成の件ですけれども、やはり最近、全体の流れとして、児童生徒との合意形成ということについてはその方向に動いているなというふうに思っています。何でも合意形成すればいいというものではないというふうにおっしゃっていたのですが、今後どういうふうにそのことに取り組んでいくのか。教育委員会がというお話が先ほど出ましたけれども、学校給食のことについても、もう一度最後に、今後どういうふうに進めていくのか。やはりもう中学生議会でその話が出てこないようになるまでは頑張らなければいけないのではないかなと私は考えているので、そこにコメントをいただければというふうに思います。

**○教育長（吉原 健君）** 学校の決まりとか学校給食のことも含めて、私が常々思っているのは、やはり学校生活の当事者は子どもであると。つまり、子どもの意見をいかに当事者、関係者が共有して学校生活をよりよくするかというところがまず大前提というか、そこを抜きにはやはり学校生活の向上は語れないというふうに思います。例えば、学校の決まりやルールについても、かつては教員が決めたものを子どもたちに一方的にという時代もあったのですけれども、今、市内の学校におきましても、学校の決まりやルールを変えたり、また、新しいルールを入れるときにも必ず子どもたちの意見を学校が聞いて、そこで話し合ったり、子どもたちもきちんとした根拠や理由をもって先生方にそれを訴え、また、教員のほうもそれを聞き入れるという形の、まさに対話と合意形成という形が、今、本市の中でもできつつあるというふうに思っておりますので、今後もそういった形で、学校生活の当事者である子ども、そしてまたそれを取り巻く関係者の意見をいかに共有して、よりよい方向に向かわせるかというところを大事にしていきたいと思います。

それから、学校給食につきましても、私もずっとこれを考えているのですが、自分自身も教員や校長の経験の中で毎日学校給食と向き合ってきた経験で、やはり一つ言えるのは、昨日も他の議員がおっしゃっていた、決められた時間の中で小さい改善をどう積み重ねるかということをおっしゃっていた議員がいらったのですが、私もそれはすごく痛感して、自分たちの給食の時間をどうよりよくするかということは、子どもの問題でもあり、教員の問題でもあるので、そこでどちらか一方の声をというよりは、子どもからもしっかり意見を言うべきだし、それを教員も聞いて、ではもっと給食の時間を保障するためにどうしたらいいかということを学校としてきちんとこれに向き合うのが大事だというふうに思っています。中学生議会でこの質問をいただいたので、また再び校長会にもそのことをしっかり伝え、各校の実態がそれぞれ違う状況も把握はしているのですが、やはり給食の時間がよりよく充実したものになるように教育委員会もしっかりサポートしてまいりたいと思っております。

以上です。

# 不確定原稿

○6 番（宮代一利君）      ありがとうございます。今の子どもたちを見ていると、きちんと大人に対して物の言える子になってきているなというふうに感じます。私は自分が小学校のときとかは先生がすごく怖かったので、そういう恐怖で教育をしているのではないなというふうに変わってきているなというふうに感じているので、ぜひ武蔵野市の特色ある教育という形で進めていただきたいと思います。

以上です。

---

○議長（木崎 剛君）      次に、防災施策の実効性を高めるための取組の「変革」と、一人一人の選択を支える政策について、7 番本多夏帆議員。

（7 番 本多夏帆君 登壇）（拍手）

○7 番（本多夏帆君）      会派、ワクワクはたらくの本多夏帆です。

質問に入る前に、皆さんに注意喚起をします。4 日前に足をぶつけて、足の小指を骨折しました。普通に平然と歩いているので、あまり気づかれないのですが、非常に痛いです。A I に聞いてみたところ、はだしで歩いている人は危ないということでしたので、皆さん、ぜひスリッパを家の中で履いていただくと、結構それで防げるようですので、気をつけていただければと思います。

それでは、質問に入りたいと思います。

大きな1 番、防災施策の実効性を高めるための取組の「変革」について。

近年、地震や豪雨などの自然災害が各地で相次いでいます。今夏においても豪雨による浸水被害等が各地で発生し、本市においても吉祥寺北町の一部で、また、先ほど市長の話にありましたが、全市的に冠水などなど発生したということでした。また、先般、茨城県南部を震源とする地震が発生した際、私は仕事でたまたま茨城県牛久市内のホテルに滞在しておりまして、震度5 弱の揺れを体感することになりました。深夜の発災であったため、すぐに避難できるよう準備を整え、テレビをつけて情報収集を行いました。翌朝にはホテルのエレベーターが停止しており、特に高層階の宿泊者にとっては大きな負担となっていました。こうした経験からも、災害はいつ、どこで発生するか分からないこと、また、建物そのものに大きな損傷がなくとも、停電、断水、エレベーター停止等によって生活の継続が困難になる可能性があるということを改めて実感しました。

大規模災害時には行政の人的・物的リソースにも限界があり、行政のみで全ての市民ニーズに対応することは困難です。防災においては、自助・共助・公助の重要性が繰り返し言われてきた一方で、それぞれが何を担い、どのようにつながるのかについて、市民と行政との間で十分な共通認識が形成されているのかという問題意識を持っています。市民は、行政から公共サービスや支援を受ける存在であると同時に、地域社会を構成し、公共を共につくる主体でもあります。これは行政の責任を市民に転嫁するということではありません。行政にしか担えない役割を行政が確実に果たすためにも、市民自身でできること、地域で支え合えること、行政が担うべきことについて、それぞれの役割とそのつながりを平時から共有しておくことが重要と考えます。

災害が激甚化・頻発化し、行政や地域の担い手にも限りがある中、行政が何をやるかだけでなく、市民や地域が実際に行動できる状態をどのようにつくるかという観点から、防災施策をより実効性のあるものへと変革していく必要があるとの問題意識から、以下伺います。

# 不確定原稿

（１）自助・共助・公助と市民と行政の関係性について。

①市民を行政サービスの受け手としてのみ捉えるのではなく、それぞれが可能な範囲で公共を共につくる主体として捉えることが、これからの市政運営において重要と考えます。行政の責任を果たすことと市民の主体的な参画を促すことをどのように両立させていくべきと考えるか、市長の見解を伺います。ちょうど先日、地域の防災ミーティングに参加をしましたが、この「責任」という言葉が目立っていたなと感じています。といいますのも、夜中でも何でもすぐに飛んでいって避難所を開設しないといけないのかとか、安否確認に行かないといけないのかとか、安否確認の報告をする場に旗を立てに行かなくてはならないのかとか、これらがうまくいかなかったとき、誰の責任になるのかという切実な話があったからです。先ほど私は、表現として、行政の責任を果たすことと市民の主体的な参画を促すことと申し上げました。市民のほうには責任という言葉を使っていないわけですが、皆さん本当に心から責任感で動いてくださっているということを日々日々実感しています。ただ、一方で、そこに甘えてはいけませんし、現実的なものにしていかないと持続可能性もありません。この議論をやらなくてはならないときが今来ているのではないかなというふうに思っています。

②特に大規模災害時には、行政の人的・物的リソースに限られる一方、支援ニーズは急激に増大します。このような状況において、自助・共助・公助がそれぞれどのような役割を果たすことが望ましいと考えるか。また、それぞれを単に役割分担として捉えるのではなく、自助のみでは対応できない場合には共助へ、さらに必要な公助へとつながる仕組みとして捉えることが重要と考えますが、市の見解を伺います。

③自助・共助・公助について、市民一人一人が想定する役割と行政が想定する役割に乖離がある場合、実際の発災時に混乱や行政リソースの集中を招くおそれがあります。行政ができること、できないこと、市民自身に備えてほしいこと、地域で支え合ってほしいことについて、平時から市民との共通認識を形成していくことについて、どのように捉えていらっしゃるか、伺います。

（２）避難所への集中を防ぎ、必要な人に支援を届けるための避難の在り方について。

①大規模災害時の限られた人的・物的リソースを真に支援を必要とする人に届けるためには、避難所への過度な集中を防ぎ、自宅等で安全に生活を継続できる市民には在宅避難等を選択してもらうことが重要と考えます。避難所への避難と在宅避難等との施策のバランスをどのように考えているか、市の見解を伺います。

②避難所への避難には、健康問題、感染症、プライバシー、避難者間のトラブル等のリスクがある一方で、在宅避難には、孤立、情報不足、物資の確保、必要な支援につなぐにくいこと等の異なるリスクがあります。いずれかを一律に推奨するのではなく、市民が自身や家族、住居等の状況に応じて適切な避難方法を判断できることが重要と考えます。市民の主体的な判断を支える防災施策の在り方について見解を伺います。

③避難所への集中を防ぐためには、在宅避難をしてくださいと市民に求めるだけではなく、在宅避難を選択しても必要な支援から取り残されないという安心感が必要です。在宅避難者への情報、物資、相談、医療・福祉等の支援と避難所とのつながりをどのように構築していくべきと考えているか、伺います。

# 不確定原稿

④建物自体に大きな損傷がなくとも、停電、断水、エレベーター停止、トイレの使用不能等により生活の継続が困難になる場合があります。特に集合住宅において、建物が安全であることと、そこで生活を継続できることは異なるという視点から、在宅避難を可能にする環境整備についてどのように考えているか、伺います。

⑤避難所へ行けば行政が全て対応してくれる、自宅が損壊していなければ避難所を利用してはいけないといった両極端な認識ではなく、自身の状況に応じて避難方法を判断し、また、状況の変化に応じて必要な支援につながることでできる柔軟な避難の在り方について、市民との認識共有をどのように進めるべきと考えているか、伺います。

（３）共助を実際に機能させるための防災人材について。

①自助・共助・公助のうち、特に共助は、担い手となる人や地域のつながりがなければ実際の災害時に機能しません。共助を単に市民や地域に期待するものとするのではなく、共助が機能する環境を行政が平時からつくることが重要と考えますが、市の見解を伺います。

②他自治体では、防災士資格の取得に対する助成を行い、大人だけでなく学生等を対象としている例もあります。資格取得そのものを目的とするのではなく、若い世代を含め、防災に関心を持ち、地域の中で役割を担える人材を増やすという観点から、防災士等の育成支援を行うことについて見解を伺います。

③今夏、防災推進員の新たな任期に向けた募集が行われた際、居住する地域の区割りに空きがなく応募できなかったという声を聞きました。防災に関心を持ち、自ら地域に関わりたいと手を挙げた市民との接点を、その制度の対象にならなかったことをもって途切れさせるのではなく、別の活動につなぐことが重要と考えます。防災活動への参加意欲を持つ市民を継続的に把握し、本人の希望や経験、専門性等に応じた活動につなぐ防災人材バンクのような仕組みを構築することについて見解を伺います。

④防災推進員や防災士だけでなく、商店会や町会・自治会、マンション管理組合、事業者、学生、ボランティアなど、地域には様々な形で防災を担うことができる人や組織が存在しています。既存の組織への所属や特定の役割を前提とせず、それぞれができる範囲で地域防災に関わることでできる多様で緩やかな参加の仕組みをつくることについて見解を伺います。

（４）ハザードマップの限界と、想定を超える災害への対応について。

①今夏も各地で豪雨による浸水被害等が相次ぎ、本市でも冠水などが発生しましたが、ハザードマップ等によって災害リスクを示すことと想定を超える事態への備えを促すことをどのように両立させるべきと考えているか、伺います。

②ハザードマップは、市民が災害リスクを理解するための重要な情報である一方、一定の条件に基づく想定であり、着色されていない地域の安全性を保障するものではありません。色がついていないから安全という認識を生じさせることなく、ハザードマップの前提や限界も含めて市民と共有していくことについて、市の見解を伺います。

③想定を超える災害が発生した際には、行政からの情報や指示を待つだけでなく、市民一人一人が情報を取得し、自身が置かれている状況を把握し、適切な行動を判断することが必要となります。防災情報を単に伝えることから、市民の判断と行動につながる情報提供、防災教育、訓練へと変革していく必

# 不確定原稿

要があると考えますが、市の見解を伺います。

④近年の短時間豪雨では、下水道管内に急激に雨水が流入することで空気圧等が上昇し、いわゆるエアーパーハンマー現象等によって、マンホールの蓋が浮上・飛散する事象も発生しています。豪雨が激甚化する中、従来の想定を超える雨を前提として、マンホールの蓋の浮上や飛散といった道路上の危険について改めて検証し、必要な対策を講じるべきと考えますが、市の見解を伺います。

（５）火山噴火・降灰への備えについて。

①富士山等の大規模噴火に伴う降灰について、近年、防災団体等の集まりに防災課職員が出向き、東京都が作成した動画を活用して説明するなど、市民への周知を進めていることは承知しており、重要な取組と評価をしています。一方で、降灰災害は、交通、物流、電力、通信、上下水道、健康等、都市生活の様々な機能に影響を及ぼす可能性があり、知識として理解するだけでなく、市民一人一人が具体的な備えや行動につなげることが重要です。降灰について知っている状態から、実際に備え行動できる状態へとつなげるために、今後どのように取組を発展させていく考えか、伺います。

②降灰後には、住宅、道路、事業所等の広い範囲に火山灰が堆積し、その除去、仮置き、収集等について行政のみで全てを担うことは困難と考えます。市民、商店会や町会・自治会、マンション管理組合、事業者等がそれぞれどのような役割を担い、行政がどのように支えるのか、平時から具体的な役割や対応を共有しておくことが重要と考えます。降灰対応における自助・共助・公助の在り方について、市の見解を伺います。

（６）「行政が何をしたか」から「地域が何をできるようになったか」へ、防災施策の実効性の評価について。

①防災施策について、計画を策定した、ハザードマップを配布した、訓練を実施したといった行政側の取組だけでは、その実効性を十分に評価することはできないと考えます。市民が適切な避難行動を判断できるか、在宅避難を継続できるか、地域で支え合うことができるかなど、市民や地域が実際の発災時に行動できる状態になっているかという観点を重視して防災施策を評価することについて、市の見解を伺います。

②防災施策の目的を行政が必要な施策を実施することにとどめず、市民一人一人が自ら備え、必要ときには支援を受け、可能なときには地域を支えることのできる状態をつくることにこの目的を置くことが、地域全体の防災力を高めることにつながると考えます。市民を公共の受け手としてのみならず公共を共につくる主体として位置づけるという観点から、今後の本市の防災施策をどのように変革していく考えか、市長の見解を伺います。

大きな２番目、一人一人の選択を支える政策について。

東京都では、東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例が施行されました。同条例では、女性はその個性と能力を十分に発揮できる環境の整備とともに、性別による無意識の思い込みの解消や本人の意思の尊重などが掲げられています。性別によって本人の選択肢が狭められたり、能力を発揮する機会が失われたりすることは解消されるべきであり、その背景に社会や組織の構造的な要因がある場合には、障壁を取り除いていく必要があります。

こうした考え方は、女性活躍に限らず、子育て、働き方、教育など、様々な政策にも通ずるものと考

# 不確定原稿

えます。一人一人が、行政が考える望ましい姿へ導く対象としてではなく、自ら考え、選択する主体として捉え、その選択を不必要に阻害する要因を取り除くことが重要ではないでしょうか。また、自ら選択をするためには、単に複数の選択肢が存在するだけでは十分ではありません。どのような選択肢があるのかを知ることができ、それぞれの違いを理解・比較し、必要に応じて相談をしながら、自身の価値観や状況に応じて実際に選ぶことのできる環境が必要です。一人一人の選択を支える政策の在り方について、以下伺います。

## （１）女性活躍と一人一人の選択について。

①東京都において女性活躍を推進される条例が新しくできましたが、本市においても女性管理職比率等について課題があると認識していますが、都条例の施行を受け、本市として女性活躍に関する現状と課題をどのように捉え、今後どのように取組を進めていく考えか、伺います。

②女性管理職比率等、性別による構成の偏りを見ることは、その背景に存在する構造的な課題を把握する一つの手段となります。一方、数値上の男女均衡そのものを目的とすることと、性別によって本人の選択肢が狭められない環境を実現することは、必ずしも同義ではないと思います。女性だからという理由で機会が失われることも、女性だからという理由で特定の役割や活躍を期待されることもなく、一人一人が自ら選択できる状態を目指すことが重要です。本市が女性活躍施策によって最終的に実現したい状態について見解を伺います。

## （２）「選択肢がある」から「実際に選べる」政策について。

①一人一人が自ら選択をするためには、先ほど申し上げたとおり、選択肢が存在するだけではいけないということです。制度上は選択肢が存在していても、所得制限や利用要件、経済的負担、情報へのアクセスのしやすさ等によって、実質的に選択が困難となる場合もあります。選択肢を用意することから実際に選べる状態をつくることへの政策の視点を広げることについて、市の見解を伺います。

②本市では、子育て家庭の相談に応じ、必要なサービス等につなぐコーディネーター的な役割が配置されています。子育て期において、どのように子育てしたいかと、どのように働きたいかということは密接に関係しており、行政の所管ごとに切り分けられるものではないと思っています。こうしたコーディネート機能について、行政が提供する子育てサービスを案内することにとどまらず、本人の希望を起点として、公民問わず様々な選択肢を提示し、必要な支援につなぐ役割として捉えることが重要と考えます。例えば、働き方やキャリアについてはキャリアコンサルタントや社会保険労務士等の専門職との連携も考えられます。現在のコーディネート機能をどのように位置づけているのか、また、子育て、労働等の行政分野や公民の枠を超えて、一人一人の選択を支援する機能へ発展させることについて見解を伺います。

③女性活躍や就労促進を進める一方で、所得制限等の制度が働きたい人が働くことを抑制する要因となっている場合には、政策間に矛盾が生じる可能性があります。子育て施策をはじめ、市民の働き方や生き方に影響を与える制度について、本人が望む選択を不必要に阻害していないかという観点から検証することについて、市の見解を伺います。

## （３）これからの学校の在り方について。

①現在、本市では、将来の生徒数等を踏まえ、中学校の適正規模や学校数、学校施設の在り方につい

# 不確定原稿

て議論が進められています。一方、子どもの学び方が多様化し、学校に求められる役割そのものも変化している中で、学校数や施設を考える前提として、これからの学校は何のためにあり、子どもにとってどのような場所であるべきかという議論が必要と考えます。教育長が考える、これからの学校の役割について伺います。

②私はこれまでも、中学校の適正規模や適正数の議論に先立ち、これからの教育や学校の在り方について十分に議論する必要があるのではないかと指摘をしてきました。今回の審議会での審議においては、未来を見据えた学校施設の議論は行われているものの、これからどのような教育を実現したいのか、そのために学校はどのような役割を担うのかという根本的な議論よりも、適正規模や適正数の議論が先行したというふうに考えています。これからの教育や学校そのものの在り方について、今後改めて議論する考えはあるのでしょうか。ある場合には、いつ、どのような場で議論をするのか、ない場合にはその理由を伺います。

以上、よろしくお願いします。

○市 長（小美濃安弘君） 本多夏帆議員の一般質問にお答えをいたします。

それでは、1の（1）の①行政の責任と市民の主体的な参画——防災についてです——の両立についての御質問です。自助・共助・公助の連携が必要不可欠だと考えております。平時から、自主防災組織をはじめとした市民と防災訓練などを通じて顔の見える関係を構築することで、災害時でも有機的に連携ができると考えております。各種防災施策をより実効性のあるものとし、行政と市民が協働する防災体制の構築に向けて取り組んでまいります。

1の（1）の②自助・共助・公助の役割についての御質問です。自助は市民一人一人が自分の命を守る取組、共助は地域における助け合い、公助は行政が担う支援について、それぞれが連携して役割を果たすことが重要であります。自助のみでは対応できない場合に共助へ、さらに必要な場合に公助へとつながる仕組みとして、公的機関、事業者、自主防災組織、市民がそれぞれの力を有効に発揮できるよう平時から連携することが大規模災害時の減災につながると考えております。

1の（1）の③市民と行政の役割認識の共通化についての御質問です。認識の共通化は、発災時の行政と市民の意識の乖離を防ぐ意味でも非常に重要と考えます。本市では、武蔵野みんなの防災セミナーや防災講話など様々な機会を通じて、市民に対し、行政ができること、できないこと、市民自身に備えてほしいこと、地域で支え合ってほしいことなどについて啓発を行っております。これまで、家具転倒防止金具等購入費補助事業や携帯トイレ備蓄に関する意識啓発事業、今年度実施している感震ブレーカー設置に関する意識啓発事業などを通じ、市民の具体的な備えを促進してまいりました。引き続き、市民と共通認識を形成していけるよう効果的な啓発について検討してまいります。

1の（2）の①避難所避難と在宅避難等とのバランスについてであります。まずは可能な限り在宅避難を行っていただくことをお願いしております。そのため、本市では、住宅やマンションの耐震化、家具の転倒防止、日常備蓄の実施などを推進し、自宅が安全であれば在宅避難を選択することの重要性について啓発を行っております。一方で、避難所を必要とされる方への対応として、例えば要配慮者や女性などのニーズに応じた各種避難所の環境改善も図っております。今後も、在宅避難の推進と避難所機能の充実のバランスを取りながら、限られたリソースを有効に活用する体制の構築に取り組んでまいり

# 不確定原稿

ます。

次に、1の(2)の②市民による状況に応じた適切な避難方法についてであります。御指摘のとおり、避難所避難と在宅避難には、それぞれ異なるリスクがございます。特に在宅避難のリスクを軽減できるよう、自宅の耐震化、家具の転倒防止、日常備蓄の普及啓発を図っており、年々、在宅避難を選択肢とする意識が高まってきたのではないかと感じています。避難所の環境改善も同時に推進し、市民一人一人が自身の状況に応じた適切な判断基準を持つことができるよう支援をまいります。

1の(2)の③在宅避難者への支援と避難所とのつながりについてであります。在宅避難を選択した市民が必要な支援から取り残されないことが重要だと考えています。本市では、ホームページの多言語化、SNSやむさしの防災・安全メール等による情報提供、福祉に関する相談窓口の開設、コミセンを拠点とした支援物資の配布体制を整備しており、在宅避難者と避難所避難者の双方に対応する仕組みを構築しております。今後も、在宅避難者の把握方法、物資配布の仕組み、医療・福祉サービスとの連携について、より実効的な支援体制の構築に取り組んでまいります。

1の(2)の④在宅避難を可能にする環境整備についてであります。御指摘のとおり、建物自体に損傷がなくても生活継続が困難になる場合がございます。本市では、東京都の東京とどまるマンションへの登録を推進しており、停電時に水道やエレベーターを動かす非常用電源や防災体制を備え、集合住宅での生活を継続できるよう啓発を行っております。長周期地震動など、集合住宅の防災上の特徴をよく知ってもらい、発災時と生活継続のためのマニュアルを作成するなど、災害に備えることの重要性を伝えてまいります。

1の(2)の⑤柔軟な避難の在り方における市民との認識共有についてであります。まずは市民の命を守ることが大原則であり、体調や御自宅などの状況が変われば避難や生活の方法が変わることをしっかりとお伝えしていく必要があると思っております。市民や支援者が適切な避難の判断をできるようにあらゆる避難方法や支援体制を御認識いただくため、日頃からの広報活動や啓発活動が重要になると考えております。広報媒体などのツールによる市からの情報発信はもちろんのこと、地域における人と人とのコミュニケーションを介した情報共有や防災意識の醸成など、様々なチャンネルや取組を通じて認識の共有化を多角的に図ってまいります。

1の(3)の①共助が機能する環境についての御質問です。御指摘のとおり、担い手となる人や地域のつながりがなければ機能しないと考えています。本市では、自主防災組織の設立支援、防災推進員の配置、武蔵野みんなの防災セミナーや防災訓練を通じた防災リーダーの養成、コミュニティ協議会との連携などによる地域防災活動の推進に取り組んでおります。引き続き、地域の多様な団体・組織をつなぐコーディネーター機能を強化し、共助が機能する地域コミュニティの環境整備に取り組んでまいります。

1の(3)の②防災士の育成支援についてです。若い世代の参加を促進することは重要と考えております。本市では、市民防災協会が令和6年度から2か年をかけて、防災推進員を対象に防災士資格取得費用の補助を実施し、その結果、19名の防災士が誕生しております。防災推進員のみならず、中学生以上の若い世代や学生を含め、防災に関心を持つ市民を対象とした防災士資格取得支援を拡大することについては、他地域の動向を注視しながら、市民防災協会と連携し、検討してまいります。

# 不確定原稿

1の(3)の③防災活動への参加意欲を持つ市民の把握についてであります。他自治体において、防災人材バンクのような仕組みを構築している事例があることは認識をしております。本市では、防災推進員の募集において、応募者の中から、地域の区割りに空きがない場合には居住地近隣で他の空き地区に御案内をしております。今後、防災活動への参加意欲を持つ市民を継続的に把握し、多言語対応、医療・福祉等の専門性を有する人材を含め、その能力や経験を生かした活動につなぐ防災人材バンクのような仕組みの構築について、市民防災協会とも協議しながら研究をしてまいります。

1の(3)の④地域防災への多様で緩やかな参加の仕組みについての御質問です。地域の隠れた防災人材を活用することは、効果的であると考えております。本市では、商店会、町会・自治会、マンション管理組合、事業者、学生、ボランティアなど、多様な主体へ各種防災行事への参加を促進しております。今後も、地域のイベントに防災要素を組み込むなど、子どもから高齢者まで幅広い年代で気軽に参加できる環境の整備を進めるとともに、既存の組織枠を超えた多様で緩やかな防災参加の仕組みの構築に取り組んでまいります。

1の(4)の①災害リスクを示すことと想定を超える事態への備えの両立についての御質問です。御指摘のとおり、気候変動に伴う降雨の頻発化・激甚化の中では、行政が示す想定範囲内でのみ災害が起こるわけではありません。ハザードマップの継続的な更新をするとともに、想定を超える浸水被害が発生する可能性があることを様々な機会を通じて市民に周知し、雨水浸透施設や雨水タンクの設置、日常備蓄の啓発など、災害への備えを引き続き推進してまいります。

1の(4)の②ハザードマップの前提や限界も含めて、市民と共有していくことについての御質問ですが、マップの想定降雨の考え方や浸水区分の定義、実際の浸水被害がマップと異なる場合があることについて、過度な安心感を持たないよう、市報やホームページ等を通じて周知してまいります。

1の(4)の③市民の判断と行動につながる防災情報についての御質問です。市民が主体的に判断し行動できるようになるためには、納得感や共感が要素として必要だと考えています。むさしの防災・安全メール、ホームページ、SNS、むさしのFM等による情報発信、はらっぱ水防・防災フェスタや武蔵野みんなの防災セミナーでの体験型学習、各種防災訓練などを行う際は、納得感や共感が得られるような実施方法や表現方法を意識し、防災行動力の向上につながるよう取り組んでまいります。なお、令和6年度から3か年をかけて実効性の高い訓練の実施、検証事業にも取り組んでおり、これまでに初動本部訓練、災害対策本部図上訓練、災害対策各部図上訓練、避難所開設運営訓練を実施し、各部の専門機関に、訓練内容の企画、訓練の統制、評価、検証をしていただきました。

1の(4)の④短時間豪雨時におけるマンホール蓋の浮上・飛散による道路上の危険への対策であります。これまで本市では、マンホール蓋の浮上・飛散リスクに対応するため、主に複数の管渠の交差部など水位の上昇が想定される幹線管路等については、圧力開放性能を持つマンホール蓋へ取り替えることで空気圧を開放し、浮上や飛散防止を図っております。引き続き、従来の想定を超える降雨の増加も踏まえ、東京都や隣接自治体との情報共有、最新の技術知見や対策事例等の情報収集に努め、本市でのマンホール蓋の改善に反映させてまいります。

続きまして、1の(5)の①富士山等の大規模噴火に伴う降灰について実際に備え行動できる状態につなげるための取組でございます。市民が具体的な備えや行動につなげるために、降灰の影響だけでな

# 不確定原稿

く、マスクやゴーグルなどの準備、降灰時の外出時の対応、室内への降灰侵入防止対策、日常備蓄など、降灰災害への具体的な備えについて引き続き啓発してまいります。一自治体での取組には限界がありますので、近隣市区や東京都などの動向とともに、広域的連携にも努め、効果的な取組を発展させたいと考えております。

1の(5)の②降灰対応における自助・共助・公助の在り方についての御質問です。御指摘のとおり、行政のみで全てを担うことは困難であります。自助として、市民による住宅周辺の降灰除去や、マスク、ゴーグルなどの備蓄、共助として、町会・自治会やマンション管理組合による地域内の降灰除去の調整、商店会による事業所周辺の対応、公助として、市による広域的な仮置場の確保、収集運搬体制の構築を想定しております。これらの役割分担を市民や事業者と共有するとともに、東京都や関係機関との連携により、降灰対応における実効的な自助・共助・公助の体制構築に取り組んでまいります。

1の(6)の①防災施策の評価についてであります。市民の防災意識調査、防災訓練参加者へのアンケート調査、武蔵野みんなの防災セミナー参加者の理解度確認など、市民の知識習得や意識変化を把握する取組を実施しております。今後、市民や地域が実際の発災時に行動できる状態になっているかという観点を重視して、防災施策の実効性を評価する仕組みについて研究してまいります。

1の(6)の②地域全体の防災力を高めるための防災施策の変革についてでございます。市民と共に公共をつくるという観点は、防災に限らず、非常に重要なことだと考えております。今後も、市民参加の拡大、多様な主体との協働、市民の主体性の尊重、地域防災力の可視化を心がけ、地域全体の防災力を高めるための防災施策を検討してまいります。日頃の情報の共有とともに、実効性のある訓練や役割分担に応じた連携を積み重ね、地域防災力の向上を目指したいと考えております。

続きまして、2の(1)の①女性活躍を推進する条例を受けての御質問であります。都条例の施行を受けた本市としての女性活躍に関する現状と課題、今後の取組についてであります。当該都条例における事業者の定義に地方公共団体は含まれてはおりませんが、条例の趣旨を鑑みて、本市の職員が個性や能力を十分に発揮できる環境の整備を率先して行う必要があると認識をしております。本市の課題としては、常勤職員のうち、女性職員の割合は約54%、課長補佐の割合も約半数の約48%であります。職員女性管理職の割合は令和8年4月1日時点で13%、これは108人中の14人であり、第三次特定事業主行動計画の目標値20%達成には至っておりません。令和6年に実施した職員アンケートでは、将来なりたい役職として課長職以上と回答した割合が、男性約43%に対して、女性約16%であり、自分の能力に不安がある、責任や負担が大きい、プライベートとの両立に不安がある、議会对応に不安があるといった点が管理職を希望しない主な理由として挙げられました。具体的な取組といたしましては、従前より実施している気軽に話を聞ける場として、女性管理職とのランチミーティングや副市長とのキャリア面談、令和7年度には管理職試験における筆記試験を廃止し、女性職員の受験者が前年度の3名から8名と増加しておりますので、こうした取組を継続してまいります。

2の(1)の②本市が女性活躍施策によって最終的に実現したい状態についての御質問です。本市では、女性活躍推進施策は男女平等推進施策の中に位置づけております。男女平等の推進に関する条例では、全ての人が性別等による固定的な役割分担の意識並びに当該役割分担が反映された社会的な制度及び慣行にとらわれることなく個人の能力及び個性を発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選

# 不確定原稿

択できることを基本理念の一つとしております。女性活躍推進施策を含む男女平等推進施策によって、最終的に実現したい状態とは、この基本理念に基づき、性別等に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会を実現することであると考えております。

次に、2の(2)の①市の施策について選択肢を提供し、一人一人が選択しやすい環境を整えることに関する御質問です。市民のニーズは多様化しており、市として様々な施策を提供することは重要なことだと認識しております。あわせて、必要な方に必要な情報が届き、実際に活用できるよう、施策の周知や情報提供の充実に向けて引き続き検討してまいります。

次に、2の(2)の②子育て家庭への相談に応じ必要なサービスにつなげるためのコーディネーターについてです。相談対応と保育サービスの案内に特化したコーディネーターとしては、子ども育成課に保育士資格を持つ職員を保育コンシェルジュとして配置しております。この保育コンシェルジュは、子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業に位置づけられるもので、その役割は、子育て家庭等からの保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行うものとなっております。本市においては、具体的には、保護者が望む保育サービスとのマッチングのためのアドバイスや、保育サービスを必要とするタイミングに応じた手続やスケジュールに関する案内などを実施しております。相談内容によっては関係部署での連携も図っているほか、サービスの紹介においては、公民問わず、相談者の希望に沿って対応しております。一方で、働き方やキャリア形成などに関して専門機関等につなぐ取組などは保育コンシェルジュとしては行っておりませんが、現在も子ども家庭支援センターでは相談員が子育ての悩みだけではなく、その家庭を包括的に捉えて適切な専門機関と連携しておりますので、多様なニーズに応える工夫については引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、2の(2)の③子育て施策等における所得制限についての御質問です。受給者や世帯の所得が制限額を超過することによって、給付サービスが得られなくなったり、減額されるといった働き損になることを恐れ、労働時間を意図的に抑えることがあることは認識をしております。そうした中で、近年、国、東京都の制度については、子育て支援として、児童手当や子育て世帯対象の給付金など、所得制限が撤廃されたり、所得制限を設けなかったものもございます。一方、市独自制度において、または国、東京都の制度に市単独で所得制限を撤廃したり緩和したりすることについては、所得制限を設けて対象を絞ることでより支援を必要としている方へ適切に支援を届けることができている施策もございますので、市全体の施策とのバランスを見て検討する必要があると考えております。

他の質問に関しましては、教育長よりお答えいたします。

○教育長(吉原 健君) それでは、私からは、2の(3)の①これからの学校の役割についてのお尋ねにお答えいたします。現在、第二期学校施設整備基本計画審議会におきまして審議が進んでおり、私個人の考えというよりは、この審議会での審議について御案内をいたします。これからの学校の役割について、第2回審議会の中で、第四期学校教育計画の武蔵野市が目指す教育理念について共有されております。その教育理念を実現するために3点、1点目は学校での子どもの育ちや学びを支える基本となる場であること、2点目は自らの人生を切り開く自信と意欲を育む場であること、3点目は多様性を生かし社会を形成する力を養う場であること、これらが定められています。審議会の中では、学校が求

# 不確定原稿

められる役割を踏まえまして、未来の教育を見据えた学校施設の在り方について、子どもにとって学校はどのような場所であるべきかについて、現在審議をいただいておりますものと認識しております。

続きまして、2の(3)の②です。これからの教育や学校そのものの在り方の議論についての御質問です。先ほども御答弁いたしましたが、現在、第二期学校施設整備基本計画審議会において議論が進んでおりますが、昨年9月18日、第2回の審議会におきましては、武蔵野市の教育目標、また、これから本市が目指す教育の在り方や学校の姿を共有するため、委員であります教育部長より、昨年度からスタートした第四期武蔵野市学校教育計画について説明を行い、まず本市の教育理念と基本方針について委員同士で共有した上で審議を進めていただいております。また、今年6月30日に行われました第7回審議会の中では、第四期武蔵野市学校教育計画の学校に求められる役割を実現するとともに、武蔵野市の学校施設が目指す役割についても議論いたしました。そこでは、子どもたちが毎日楽しみに登校し、子どもたちにとって、あしたまた行きたいと思える学校の創造を目指すとした基本理念や、また、校舎全体を緩やかにつなぐ学びの空間を整備するという基本方針についても審議委員の中で議論をしていただいております。武蔵野市が目指す教育目標を実現する学校づくりについても、従前から再三中心テーマにしました子どもの学びを第一に審議会ではこれまでも議論を重ねておりますし、今後もこの視点を大切にした審議をさらに積み重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

**○7 番（本多夏帆君）**      ありがとうございます。盛りだくさんの内容で、今回、やっていただきたいことを全部込めたという感じなので、市長は多分防災関係はやってくれるだろうと期待しているのですが、お願いしたいと思います。

再質問は後ろから行きます。教育のところですが。今回、先日の審議会も傍聴させていただいたのですが、やはり時間がかなり限られてきてしまって、議論が中途半端に終わってしまうような状況になってきたのかなというふうに私としては感じているところです。先日もやはり一番盛り上がっていたのは、プールの今後、プールの在り方というところで、授業の内容的な部分の共有ももっとしていかないと、学校教育におけるプールの授業とは何なのだろうなというところが皆さんの共通認識になったのか、なかったのか、そこを起点にして多分話をしていけないといけなかったのではないのかなというふうに思っていたところでもあります。そういったところをやはり感じていて、教育委員会としても、委員さんたちに聞きたいことだったり、市民の皆さんに聞きたいことだったり、子どもたちに聞きたいことだったりということはもっとあるのではないのかなというふうにすごく感じているのですけれども、私としては、時間を巻き戻すことはできないのですが、議論する機会をさらに設けていくということ自体はできるかなと思っているので、今回はそういう機会はあるのですかという質問をさせていただいたのですけれども、そのことについてもう一度御答弁いただきたいと思います。

戻りまして、2の(2)の③のところ、所得制限のことをまた今回も取り上げさせていただきました。今回は検証してほしいということを質問しているのですけれども、これは提案でやっぴまして、先日、港区のほうで、こういう所得制限の在り方について議論を進めるために調査をしますというのが初めて出てきたのです。これからちょうどそれを、区民に対して5,000人規模で所得制限についての調査をするということが発表されました。今回は区独自で設けているとか、これまでに設けていた所得制

# 不確定原稿

限について区民がどういう状況に置かれていたかというようなことなど、いろいろこれから調査をしていくということで、過去に私が議会で取り上げてきた放課後デイサービス等はまだその対象には含まれていないということだったのですが、区議会のほうでも対象に含めてほしいみたいな話が出ているそうです。私としては、こういう実態を調査すること、どういう状況に市民が置かれているのかということを知っていくことで、今後の所得制限の在り方、どうやって所得制限というものを考えていくのか、金額も含めて、あるなしも含めて、そういう調査をしないとなかなか状況がつかめないのではないのかなというところで、この検証をしてほしいということを提案しています。これについて、まず御答弁いただければと思います。

**○市 長（小美濃安弘君）** 港区の件は認識をさせていただいているところでございます。比較的、条件というのでしょうか、状況が港区と武蔵野市は似ているところがございます。高所得者の方々が一定いらっしゃるということも含めて、そういうことでは同じような条件があることも認識しております。そういう意味では、本市においても課題としては同じようなものがございまして、今後、サービスの提供や相談といった、市民と接する機会やアンケート調査等を通じて、子育て世代の実態、これをまず把握するということが大事なのかなというふうに思っておりますので、そういったことをしながら施策に反映をしていきたいと思っております。

**○教育長（吉原 健君）** 議員がおっしゃった、武蔵野市がどういう教育を目指すか、それとまたリンクした形での学校施設、これはすごく大事だと思います。先ほど申し上げた本市が目指すこれからの教育や学校の目指すべきゴールというか、在り方と、それから、それと一体的に実現されるべき学校施設や校舎の在り方、これは本当に一体的に論じる必要があると思います。確かに前回、7回、8回の議論は各論の部分が学校プール等の在り方にシフトしていたのですが、次回、第9回以降の審議会の中では、今までの議論をまた総括的に振り返り、本来最初に子どもの学びを中心に行ったところから再度また改めて議論し直すということになっておりますので、今度、次回、9回の審議会の中で、議員がおっしゃったことについてまた委員の方たちから意見をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

**○7 番（本多夏帆君）** ありがとうございます。どちらも提案させていただいているので、ぜひ取り入れていただければというふうに思っております。

では、防災のほうに行きたいと思います。最近やはり私も地域の中で防災の関わりというのをすごく持たせていただけるようになってきて、顔を出せば出すほど、皆さんやはり同じ方ばかりですし、この地域でも同じことが起きていると思っているのですが、ふだんから感じていることに加えて、この夏、非常に災害が多かったというところもあって、SNS上でも、ほかの地域における実情、避難所の状況であつたりとか、それに対していろいろな批判が全国から、この避難所はおかしいとかそういうことを言われてしまったりとか。何かそういうのを見ていて、すごく胸が痛い思いをしました。では、実際に避難所は誰が運営して、どういう状況になっているのかということをややはり全国的にも知らないということなのだと思いますし、それを日々一生懸命やってきた人たちがやってきたことを否定されているみたいな、そういう気持ちにもなりかねないかなというふうに感じたので、その意味も込めて、私たちは公共に対して、お客様ではないよということについて、どうやってそういう機運を醸成していけ

# 不確定原稿

ばいいのかなという。やはりそこは公共サービスというふうに言ってしまうことによって、サービスの受け手であるというような気持ちをつくってしまっているというところは、これは多分歴史的に見てもきっとそういう状態が一定数あるのだろうと。今回、自助・共助・公助というところを再度取り上げながら、どうしていくべきかということを中心にこれから議論していきたいなという意味を込めて質問させていただいたというところがあるのですが、やはり災害時というのは精神的にも皆さん不安定、すごく不安だし、その意味で、人と比べてしまったりとか、あの人はずるいとか、それは、私は今すごく在宅避難が推奨されている中で起こりやすい状態をこっちがつくってしまっているのではないのかなと思っているのです。在宅避難をしていることによって、避難所の人はいいよねみたいな感じになってしまうというのも、集団心理としては起こってもおかしくないかなと。そうしたら、在宅避難者たちはどうやって避難所とつながったり、避難所ではないけれども物資の提供だったりとか、自分たちはこういうことで困っているけど避難所には行ってはいけないのかなとか、何か避難をするということが2つに手法が分かれたことによって、入り組んだ集団心理みたいなものがそのときに形成されてしまうのではないのかなとすごく心配をしています。なので、自分たちにできることは自分たちでやろうよということは当然なのだけれども、そこもまず伝えていかなければいけないし、でも、困っているときはここに頼っていいのだよとか、でも、避難所というのもみんなボランティアでやっているわけだから、そういう人たちが存在しているのだよということ、行政が全部やってくれるわけではないよということも含めて、改めてそういうことを伝えていかななくてはならないかなというふうに強く強く思っています。これについて、まず市長の見解を伺いたいと思います。

**〇市長（小美濃安弘君）** 避難所については、私は平成7年の2月1日から西宮市に阪神大震災の防災ボランティアに入ったのですが、そんなに長い期間いたわけではないのですが、避難所も回りました。当時はまだまだ避難所というものに対してのスフィア基準みたいなものはありませんので、本当にぎゅうぎゅう詰めの中で居住をしているわけです。なので、子どもたちも相当疲弊していましたし。食料はあるのです。あるのですけど、やはり子どもは毎日同じものは食べられないのです。おなか为空かない。大人は栄養を取らなければならないから無理にでも食べるのですけど、子どもはやはり食べません。ましてや乾パンなんかは絶対食べません。そういう状況を見てきましたので。今は大分スフィア基準等々もできてきて、避難所もよくなってきているというか、よくしていかなければいけないとは思っているのですが、しかし、やはり自宅に勝るものはないですよというふうに私自身は思っています。やはり毎日生活をしている場から、学校という、居住スペースではないところで生活をするということのギャップ、これは相当なものがあると思います。なので、今、できるだけ1人当たりの面積を増やしたりとか、もしくは簡易ベッドを入れたりとか、自宅に近い形をつくろうとはしておりますけども、それでも自宅には恐らく勝らないので、そういうところを実際の避難所開設の訓練等々でぜひ理解をしていただければというふうに思っております。

今回、また週末には第三小学校で夜間訓練をやります。本来は本宿小学校が第1校目だったのですが、急な選挙になってしまいまして、投票所になってしまったので、夜間まで使えなかったのです。次の日が選挙だったので。なので、中途半端な夜間訓練になってしまいましたが、三小はそういうことがないと思いますので、しっかり暗くなるまで訓練ができるかなと思っております。本当に停電をして

# 不確定原稿

真っ暗なときに我々はどういう行動ができるのか、何が必要なのか、何が必要ではないのか、そういったことを実際に参加した方が体験をしていただく、また、そういった方々が地域の中で広めていただく、こういうことがやはり大事なのかなというふうに思っています。我々は、公助として、そういう機会は設けます。しかし、実際にそこを運営するのは避難所運営組織の人たちであり、また、被災者の方々も一緒に運営をしていく、まさしくこれが共助であります。しかし、自宅の中では自助で済むわけでありまして、そういったことをこれから。今回の9月1日の市報も相当ショッキングな写真を載せさせていただいたのですが、これも実は広報の中で、どうなのだろうと、ちょっとこれは際ど過ぎないかという議論もあったのですが、しかし、一人一人に自分事として感じていただきたかったこそ、今回はああいった市報にさせていただきました。まず大事なのは、一人一人が自分事として捉えて、避難所開設訓練とか防災訓練等々、今、業者をきちんと入れて、実効性のある訓練にしておりますので、そういったところに参加をしていただく、また、それを促していくということをしっかりと行っていきたいというふうに思っています。

**〇7 番（本多夏帆君）**      ありがとうございます。自助を増やしていくのはすごく大事だと思っていて、なのですが、今度多分、自助をやっていくと、在宅避難している方々は避難所を例えば手伝うとか、そういう共助のところに逆に出てこなくなるという可能性もあると思っているので、自宅が大丈夫なら、自分はそっちで避難しているのだけでも、ボランティアで出ていただくとか、何か緩やかなそういうつながりの中で自分でできることをやっていただくということを推進していくことが大事だと思いますので、そういうかじ取りをぜひ発信も含めてお願いしたいというふうに思っています。

今、夜間の話が出たので、ちょうど先日の茨城のときに地震が起きたのが深夜2時ぐらいだったと思うのですが、そのときの話をやはりこちらの武蔵野市の地域の方もされていて、そのときに実際、夜中で、震度5弱とかで、避難所にまず参集しなければいけない。避難所運営組織の方は参集することになっていますよね。参集しなければいけないのかとか、安否確認も行かなければいけないのか。でも、皆さん寝ていらっしゃる状態で、5弱ぐらいだったらそこまでではないのではないかなとか。この5弱というところも結構線引きとしては悩ましいところがあるのではないかなというところもちょうど地域の中でもお話をしている中で出ていて、5弱だと、建物は十分強固になってきているので、大きなものにはならない。もしかしたら人によってというところもあるのかもしれませんが、今の状態だと恐らく、一律に参集するとか、一律に安否確認をするとか、安否確認した後は避難所まで報告に行かなくては行けないとか、いろいろルールがあると思っています。今回また配っていただいた大変とてつもない量の地域防災計画は、昨晚頂きましたので、まだ全部は見切れていないのですが、こういうものの中で、皆さんがそういう基準だったり、臨機応変にどこまでやっていいのだろう、それこそ、その部分でうまくいかなかったときの責任は誰にあるのだろうということをやはりすごく不安に思われていらっしゃるなというふうに感じました。そういったことが記載されているというのは、実際のところ、避難所運営の手引きというところがこれとは別にあるというふうになっているのですが、ホームページに載っているものは平成30年12月発行のものなのです。防災ハンドブックはこの夏に改訂されたのですが、全戸配布されたのが平成29年というふうになっていて、この辺りは、今回地域防災計画は見直しがかかっていますけれども、それに準じてまた変えられるということなのではないでしょうか。その辺のスケジュール感も

# 不確定原稿

教えていただければと思います。

**○市 長（小美濃安弘君）** 今、地域防災計画がやっと修正版ができました。今後、それに伴って、当然、避難所開設の手引き等々も合わせていかななくてはいけないというふうに思っています。その際、確かに5弱で本当に参集すべきなのかというのはもう少し考えたほうがいいかなというふうにも思っています。ただ、5弱というのがどこの発表なのかというのも一つあって、武蔵野市内にも震度計があります。ただ、我々がいつも目にするのは報道の震度なのです。例えば今回、先日、夜中の2時に地震がありました。報道では、小金井市は震度4、武蔵野市は震度3という形だったのですが、武蔵野市も横に長い市なので、杉並区に近い武蔵野市と小金井に近い武蔵野市ではやはり揺れ方が違うのではないかなと思うのです。そういったところも今後もう少し細かく議論しながら、本当に夜中でも参集すべき震度というのはどれぐらいなのだ、震度が幾つになるとこういうことが起きるのだということをもう少し丁寧に検証する必要があるかなというふうに個人的には今思っていますので、その参集の在り方等も含めて。実は、5弱だと、私も何を置いても市役所に来なければいけない1人なのです。なので、地震が起きるとすぐに震度を確かめます。そういう癖が今、つきました。しかし、職員もそうですので、私は市内に住んでおりますから比較的早く行けますけども、そうではない遠くから来る職員もいますので、そういうことも踏まえて、本当に実効性のある参集の仕方というのはどういうことなのかということも踏まえて今後検討していきたいというふうに思っています。

**○7 番（本多夏帆君）** ありがとうございます。本当に皆さん、自分がそれで参集することによってけがをするのではないかと、二次被害、それがやはり心配だなというふうに思っています。そういう方々をお願いしてしまっているということも地域の実情としてやはりありますので、今回、避難所の運営の手引きは平成30年のものですが、そこに掲載されている最近発生した地震一覧みたいなところの最後が10年前の熊本地震です。だから、資料として、これは大丈夫なのかなと思う。もっと改訂するところをどんどんやっていかなければいけないと思いますし、ブラッシュアップしていく議論みたいなものもどんどんやっていかないと、すごく非現実的なものになってしまうのではないかな。実際そうなったときにすごくその意味では混乱するということを招いてしまうルールブックみたいになってしまっている可能性がある中で、そういった実情に合わせた、ここまでだったらこれをやらなくてもいいよとか、できたらやってねみたいなレベルのものとかもつくっていかないと、今、全部やらなければいけないと皆さんすごく責任感で思っているから、そこは1点1点見直しをしていっていただきたいと思っています。

最後に1個、うちの地域の自主防災組織のところでは、安否確認訓練というのを毎年、年に何回かやっています。そのときは、地域で、私たちが配られているピンクの旗をお家の外に置いておくということによって、自分は大丈夫ですよということを明示するというやり方をされていて、これが非常にほかの地域からも好評であるというふうに聞いております。こういう一目で見て分かったりとか、そういうものを市内全域でも、ここは今大丈夫ですと。在宅避難がある種推奨されていく中で、ここは大丈夫なのだから、ここはちょっと支援を必要としているのだとか、そういうことがぱっと見て分かるということが必要ではないかなと思っているのですけれども、そういったことについても見解を伺いたいと思います。

**○市 長（小美濃安弘君）** 要支援者に対しての安否確認、また、安否確認が終わった後の見せ方と

# 不確定原稿

いるのでしょうか、それは大事なことだと思っているのですが、ちょっと今現状問題になっているのが、これは地域社協さんがやっているのですが、要支援者を助けに行く人を探すのが非常に大変だということが課題になっていますので、こういったことも今後果たして継続的に続けていけるのかということも踏まえて、今後いいやり方を考えていかなければいけないのかなと。それともう一つ、私も実は、震度5弱、実際に東日本のときには行きましたけども、2人、要支援者の対象者を持っておりました。実際に東日本大震災のときにはお宅にお邪魔をさせていただきましたけども、やはり要支援者の方というのは高齢者の方であり、指名されてから随分時間もたっているのです、認知が進んでいたりとか、私が何をしに行ったのかも分からないような、また、当時は知っていらっしゃったのですが、誰という感じの、そういった様々な課題もございますので、原則は今までどおりにやるとして、それをいかに効率的に、しかも正確にやっていくのかということは、やはりこれからしっかりと議論していかなければいけないかなというふうに思っています。

○議長（木崎 剛君） 暫時休憩をいたします。

○午後 0時03分 休 憩

○午後 1時05分 再 開

○議長（木崎 剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、集中豪雨などによる浸水対策、子育て施設の現状と今後について、2番きくち由美子議員。

（2 番 きくち由美子君 登壇）（拍手）

○2 番（きくち由美子君） 2番、自由民主・市民クラブのきくち由美子でございます。

質問の前に、7月の熊本地震、また、8月の千葉県での豪雨災害、また、北陸地方を中心に降った大雨による被害に遭われた方へお見舞いを申し上げますとともに、一日でも早い復興を心からお祈り申し上げます。

それでは、通告に従って、大きく2件について一般質問させていただきます。今回は豪雨災害に関する内容が多く、かぶっている質問があると思いますが、御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

1件目、集中豪雨などによる浸水対策について。

千葉県では、令和8年8月13日夕方以降、線状降水帯が相次いで発生して記録的な豪雨となり、14日朝にかけて、22の市と町にレベル5大雨特別警報、6つの市にレベル5土砂災害特別警報が一時発表されました。千葉市では、僅か半日で平年8月1か月分のおよそ3倍の雨が降りました。千葉県によりますと、今回の豪雨で8月25日時点までに合わせて13人の方が亡くなりました。今も1人の方が行方不明となっています。浸水被害は床上と床下を含めるとおよそ3,900棟に上ります。さらに、水に浸かって動けなくなった車がおおよそ2,700台ありました。また、今回の豪雨で公共交通機関が止まり、多くの行き場を失った人が空港のロビーで一夜を過ごしたほか、駅周辺の施設などで帰宅困難者の受入れが行われました。

平成23年の東日本大震災で首都圏に多くの帰宅困難者が出たことから、各自治体は、大地震などを想定して、駅周辺に事業者と連携して一時滞在施設の確保を進めてきました。NHKの取材によると、千葉県内の25の市でおよそ120か所が一時滞在施設として指定されていますが、少なくとも54か所は大雨

# 不確定原稿

の際浸水するおそれがある場所であることが分かりました。都市防災が専門で帰宅困難の問題に詳しい東京大学大学院の廣井 悠教授は、一時滞在施設は地震被害を中心に考えてきたが、線状降水帯のように突発的な大雨など風水害の対策についても進める必要があると指摘しています。

武蔵野市では、平成17年9月4日の大雨では過去数十年経験のない1時間に95ミリを超える降雨を記録しました。この記録的な豪雨により、吉祥寺北町1丁目、2丁目をはじめ、市内各所で被害が発生しました。吉祥寺北町1丁目、2丁目だけで、浸水被害は床上と床下を含めると、およそ70棟になりました。

また、北町保育園や吉祥寺北コミュニティセンターにも大きな浸水被害がありました。この写真を見ますと、これは平常時なのですが、白い定規のような形になっています、これが150センチを示していますが、ここの場所まで当時雨水が来た、浸水したということになります。このような形で、このところには地下に雨水貯留施設があるということで、保育園の園庭の下なのですが、このような形で看板も出ています。

冠水が起きる要因について、北町保育園周辺では地形がすり鉢状になっており、大雨が降ると四方から雨水が集中してきます。市では、昭和63年に北町保育園園庭内に370立方メートルの貯留槽、25メートルプール1杯分を設置するとともに、道路に大型のU字側溝を設置いたしました。さらに、平成2年には貯留能力約450立方メートルの下水道バイパス管渠を敷設し、浸水被害の軽減に努めてまいりました。これらの対策により、1時間当たり50ミリメートル程度の降雨による被害については軽減できたものと考えています。しかし、平成17年の大雨は1時間95.5ミリメートルという記録的な豪雨であり、降り始めからの総雨量は180ミリメートルを超えるものでした。市内の下水道は降雨強度50ミリメートルに対応する計画で設備していますが、局地的な集中豪雨には対応できないのが現状です。

市では、大雨のたびに雨水が集中しやすい北町保育園周辺の浸水被害の軽減に向けて、北町保育園隣接地に保育園の移転用地が確保できたことを機に、旧園舎、園庭の地下を活用した大規模な貯留施設の建設が進められました。平成27年3月、貯留容量約4,500立方メートル、25メートルプール約12杯分、総事業費11億8,920万円の吉祥寺北町1丁目雨水貯留施設が完成しました。集中豪雨時に路上にあふれた雨水を一時的に貯留する施設で、貯留した雨水は雨がやんだら排水ポンプにより下水道管へ放流します。また、市内小・中学校17校の校庭に合計8,800立方メートルの雨水貯留浸透施設の設置等、公共施設での浸水対策に取り組んでいます。市では、平成24年10月に武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例、通称雨水利活用条例を制定し、令和2年7月に改定しました。雨水利活用条例や雨水浸透施設等の設置に対する助成制度の継続的なPRにより、公有地、民有地を問わず、雨水浸透施設等の設置を推進する必要があります。

今回の千葉県の大豪雨では、一般的な下水道が処理できる雨水の1時間に50ミリメートル程度に対して、1時間に100ミリメートルを超える通常処理能力の約2倍に当たる雨が降ったため、排水が追いつかず、水が道路にあふれたと見られます。これは内水氾濫と呼ばれる都市型水害の典型的な特徴です。気象庁は8月22日に記録的短時間大雨情報を17時過ぎに発表、北区と豊島区、埼玉県戸田市でも発表されました。このほかの自治体でも大雨や河川の氾濫でレベル4の危険警報が相次いで出されました。武蔵野市では、その時間よりも前、16時過ぎぐらいにかなり激しい雨が降りました。市の防災無線で危険警報及

# 不確定原稿

び警報が、17時49分、17時59分に発表されました。これは武蔵野市LINEによります。実際、警報が発表されたときには雨は小降りになっている状況でした。

この記録的短時間大雨情報が発表される前、吉祥寺北町1丁目、2丁目、北町保育園周辺で道路が冠水して浸水被害が発生していました。北町雨水貯留施設へも約1,500立方メートル雨水がたまっていました。水が引いた後の周辺道路のグレーチングには、日常地域の皆様によって掃除されている道路ですが、落ち葉がたまっている状態でした。写真で見えていただきますと、当時このような形で、かなり冠水している状況です。ここが多分一番低いところになると思います。こういう状況で、本当に道路が池のようになっていました。

これは下水道が逆に噴き出している形になっています。道路でちょっと水しぶきを上げて吹き出した形で、先ほど申し上げたように、どこからともなく落ち葉が集まってきて、結局、ふだんでしたらきれいに掃かれたところが、グレーチングが落ち葉だらけになっている状況でした。

今回のような記録的短時間大雨のような緊急時に、高齢者や障害者への対応、妊産婦や乳幼児連れの親子、または日本の生活に慣れていない外国人への対策について、よりきめ細かな情報連絡の方策などを考える必要があると思います。千葉県での豪雨災害を受けて、本市でも早急に対処しなければならない課題について、以下質問いたします。

（１）記録的短時間大雨の対応について。

①武蔵野市でもアンダーパスの内部浸水が想定される場所があるが、通行止めにするなど、警察との協議はされているのか、伺います。

②千葉県での内水氾濫では、浸水が想定される地域外でも浸水被害が出ているが、武蔵野市では安全かどうかの検証をしているのか、伺います。

③防災無線で警報が出されるタイミングがずれていることが多いと感じます。現在は、スマートフォンを持っていれば、ほとんどの人が雨雲レーダーなどを見ることができます。武蔵野市として、警報はそのような情報を得られにくい市民にとってより早く提供すべきと考えられますが、見解を伺います。また、屋外では、この防災警報なのですが、聞き取りにくいことの改善がされていないように思われますが、見解を伺います。

④警報が発表されてから防災課が動くのでは遅いのではないかと感じますが、見解を伺います。

（２）千葉県での豪雨被害は、気圧や上空の風など、気象上、様々な要因が作用して、8時間にわたって記録的な豪雨になったと考えられています。東京都、武蔵野市でも、想定される被害に対しての対策は地震災害と同様に考えなければならないと思います。一時滞在施設、避難所の運営などについて伺います。

①全ての一時滞在施設、避難所は大雨の浸水被害に対して安全な地域かどうか、また、備蓄品倉庫などが浸水することはないのか、伺います。

②避難所運営組織は風水害に対しての避難所開設の想定はあるのか、伺います。また、想定されていないとなると、開設される場合はどのような運営体制なのか、伺います。

③高齢者や障害者への対応、妊産婦や乳幼児連れの親子、また、日本の生活に慣れていない外国人への対応について、よりきめ細やかな情報連絡の方策などを考える必要があると思いますが、どのような

# 不確定原稿

対策を取るのか、伺います。

（３）吉祥寺北町１丁目、２丁目、北町保育園周辺の市民に対して浸水被害への対策について伺います。

①北コミセンは道路より低い地形に建設されています。集中豪雨が夜間やコミセンの休館日に予想された場合、止水板や土のうなどを誰が設置するのか、伺います。

②内水氾濫への対応については、公有地、民有地を問わず、雨水浸透施設の設置等を促進する必要があります。武蔵野市は私立学校に対しても雨水利活用条例を義務づけているのか、伺います。

③北コミセンの南側の公有地、緑地帯や、北コミセン内の花壇や土手などの雨水浸透施設などが造れる場所は大きくなくてもあるのではないかと考えられますが、市としての見解を伺います。

④ハザードマップには、大雨による浸水が予想されている区域にお住まいの方で、自家用車を緊急退避する必要がある場合は、下記駐車場を御利用ください、として、第四小学校の校庭や吉祥寺ナーシングホームの自家用車の退避場所の記載があります。注意事項として、事前に市役所代表または防災課へ連絡するように電話番号が記載されています。対象となる地域の市民は限られています。あらかじめ地域を限定し、登録制とし、車に直接貼るステッカーまたはプレートなどを外から見えるところに掲示すれば電話連絡は不要など、地域の方からの御提案について見解を伺います。

２件目、子育て施設の現状と今後について。

平成元年４月、武蔵野市第二期長期計画・第二次調整計画で、幼稚園にも保育園にも通園していない乳幼児への行政サービスの強化が求められました。平成４年１１月、武蔵野市巴幼稚園跡地を利用して、全国初の乳幼児施設、武蔵野市立０１２３吉祥寺が事業開始しました。平成１３年５月、武蔵野市立０１２３はらっぱが事業開始、常設の子育てひろばとして、近隣の自治体からも保育園へ通園していない多くのゼロ歳から３歳児の乳幼児の利用がありました。一方、平成２年代後半から、女性の就業率の上昇と共働き世帯の増加で、保育園の需要が本格的に拡大し始めました。平成２２年代、少子化で子どもの総数は減っているものの、母親が働く割合がそれを上回るペースで増えたため、保育需要が急増しました。政府が待機児童解消加速化プランなどを打ち出し、保育園の受皿、施設数を急速に増やしたことで、さらに利用児童数が伸びました。また、出産・育児期に当たる２５歳から４４歳の女性の就業率が、平成２７年の７１．６６％から、令和２年には７７．４％と大きく上昇し、働く母親が当たり前になりました。それに伴い、１歳から２歳児の保育所利用率が５０．４％と半数を超えました。

武蔵野市では、平成１３年７月、０１２３施設を利用しにくい地域の親子に向けた遊び場の補完を目的とし、市内のコミュニティセンターを活用したコミセン親子ひろばを開設しました。市内１６か所全てのコミセンへ順次拡大され、地域ボランティアや子育て支援団体と協働するｃｏｌｌａｂｏｒａｔｉｏｎコミセン親子ひろばへと展開しました。平成２８年２月、市内で子育てひろばを運営する支援団体や行政機関などが手をつなぎ、情報共有や連携を図る、武蔵野市子育てひろばネットワークを立ち上げました。

子育て支援施設は、幼稚園にも保育園にも通園していない乳幼児への行政サービスとして、親同士がつながり、単に遊べる場所だけではなく、全ての家庭の孤立を防ぎ、地域全体で育ちを支える包括ケア、複合的な相談支援機関へと役割が拡大しています。第六次子どもプラン武蔵野の子ども・子育て施設のあり方検討において、平成４年より事業を開始している０１２３施設も、少子化や社会状況の変化等を

# 不確定原稿

注視しつつ、利用者ニーズに合わせた事業内容や施設の在り方の検討等が必要とされますと記載されています。共働き世帯が拡大している中、子育てひろばの利用者の多くは産休・育休中で、子どもの年齢が1歳前後で復職するケースが多く、1年間で利用者が入れ替わっています。コミセン親子ひろばの開設日が土曜日など休日を設定すれば家族で参加のケースもありますが、平日だけだと利用者が減っている状況です。復職する母親が多い中、子育てひろば運営側スタッフも担い手不足になってきています。

以上を踏まえて、以下伺います。

(1) 週5日以上開設している常設の子育てひろばの例年の利用者数、子どもの年齢別と曜日別、休日に開所施設は平日と休日別に伺います。

(2) コミセン親子ひろばの開設日数における利用者数と利用した子どもの年齢を伺います。

(3) コミセン親子ひろばの開催に当たり、コミセンを通して利用者やスタッフも地域とつながりができた上で、お祭りや文化祭、大人向けの行事の子どもたちの居場所等として広場を開設するなど、柔軟に開設することの見解を伺います。

(4) 平成4年より事業を開始している0123施設も、少子化や社会状況の変化等を注視しつつ、利用者ニーズに合わせた事業内容や施設の在り方の検討が必要ですが、どのように検討しているか、内容を伺います。

以上、壇上での質問とさせていただきます。御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

**〇市 長（小美濃安弘君）** きくち由美子議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、大きな1点目は集中豪雨などによる浸水対策です。(1)の①アンダーパスの内部浸水についての御質問です。ハザードマップでは、三鷹駅東側にある八丁地下道が大雨時に車両通行の注意が必要なアンダーパスとなっております。大雨が予想される際には事前に警察とも情報共有をしておりますので、緊急対応が必要な場合に備え、引き続き連携体制を強化してまいります。

(1)の②本市の内水氾濫に関わる安全性についてです。本市では、水防法の改正に基づき、想定し得る最大規模の降雨については1時間当たり最大雨量153ミリ、総雨量を690ミリとしており、従前の東海豪雨から大幅に引き上げております。この想定最大規模降雨を前提に浸水予想区域図を作成し、浸水が予想される区域や浸水の程度を表示しております。

(1)の③警報が出されるタイミングのずれについてです。防災行政無線をはじめとした市の情報提供のタイミングは、気象庁の警報発表と連動しております。市独自の警報の発表は様々な課題があると考えておりますので、他自治体の動向を把握し、必要性も含め、研究してまいります。防災行政無線が聞き取りにくいという問題については、住宅の高気密化などが原因として考えられ、根本的な解決は難しいため、防災行政無線電話応答サービスなどを御利用いただくよう普及啓発をしてまいります。一方で、市民から防災行政無線の音がうるさいという御意見もしばしば伺うため、この課題については総合的に勘案しつつ対応してまいります。

(1)の④です。災害対応の初動時期についての御質問です。大雨が来る前から災害に備えることは重要と考えています。警報が発令されなくとも、大雨が予測される際には気象庁などの関係機関から情報収集を行う体制を取っております。今後も、雨のピーク時に合わせた対応ができるような庁内体制の構築を検討してまいります。

# 不確定原稿

次に、（２）の①一時滞在施設や避難所が浸水被害から安全な地域にあるかということでございます。一部はハザードマップ上の浸水区域に立地しております。天候により浸水リスクがある場合は、開設を見送るなどの対応が必要と認識しています。また、備蓄倉庫については、これまで浸水履歴もなく、大きな心配はございませんが、万が一の場合に備え、拠点倉庫から備蓄品を輸送できる体制を整えてまいります。

２点目です。風水害時の避難所開設についてです。基本的には初動要員や防災推進員が中心となって開設する想定ですが、震災時と同様に、避難所運営組織とも協力して対応していきたいと考えています。発災時には避難指示などが適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努めてまいります。

３点目です。高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児連れの親子、外国人への対策についての御質問です。本市の地域防災計画では、これらの方々を要配慮者として位置づけ、きめ細やかな対応を進めております。高齢者、障害者については、避難行動要支援者名簿を事前に作成し、災害時に安否確認と避難支援を行う体制を整備しており、個別避難計画の策定も進めております。妊産婦や乳幼児については、避難所内に専用スペースを確保し、相談支援体制の整備を進めており、市報等を通じた周知啓発に取り組んでおります。外国人については、やさしい日本語版の防災ハンドブックを作成し、地震災害に対する日頃の備えの大切さについて啓発しているところですが、市のホームページから、東京都などが発信している大雨災害を含む防災に関する多言語による情報にもアクセスできるよう工夫をしているところであります。また、日本語ではありませんが、転入者全員に浸水ハザードマップをお渡ししています。なお、災害発生時は、東京都の外国人災害時情報センターの支援を受けながら、国際交流協会と連携協力して、外国人被災者に役立つ情報提供を行う想定をしております。今後も、これらの要配慮者への情報提供手段のさらなる充実、多言語化や、やさしい日本語による避難所内の誘導掲示、武蔵野みんなの防災セミナー等を通じた周知啓発に取り組んでまいります。

次に、（３）の①集中豪雨が夜間や休館日に予想された場合の北コミセンの止水板の設置についてです。台風など、大雨があらかじめ予想される場合には、コミセンが開館している時間帯から前もってコミュニティ協議会の方々に止水板などを設置していただくことが望ましいと考えております。ただ、夜間や休館日における突発的な豪雨の場合には、大雨警報などを目安に実際の状況を踏まえて、コミュニティ協議会の皆様には御負担をおかけいたしますが、役員の方々を中心に止水板などの対応をしていただき、コミュニティ協議会の方々だけでは対応が難しい場合には市に御連絡をいただくことを想定しております。

次に、２点目です。私立学校は雨水利用条例に基づく手続きが義務となるのかということでありますが、条例は建築物の新築や改修時等に雨水排水計画の届出を義務づけるものであり、私立学校も含む民間事業者も対象となります。

３点目です。北コミセン南側公有地や北コミセン内の花壇等に雨水浸透施設が造れるのではないかと御質問です。吉祥寺北町周辺の公有地などにおける雨水浸透施設については、これまでも道路の透水性舗装の整備や公園内での雨水浸透施設や雨庭の整備などを進めてまいりました。御質問の北コミセン敷地内での整備については、具体的な調整は現時点では行っておりませんが、今後、関係者と連携し、浸透施設の設置の可能性についての研究を行いたいと思います。

# 不確定原稿

4 点目です。自動車退避場所を利用する際の事前連絡についてでございます。受入れ側の準備もあるため、事前に市役所への連絡をお願いしています。気象状況を確認しながら早めの行動をお願いしたいところではありますが、危険が切迫しており、連絡する暇がない場合は、退避していただいた後の連絡でも結構です。事前登録制やステッカーなどの導入については、対象地域の市民の利便性向上と緊急時の円滑な対応につながる有効な施策とは考えられますが、先ほど申し上げましたとおり、受入れ体制の課題などもあり、慎重に検討してまいります。

次に、大きな2点目の1点目、常設の子育てひろばの利用者数についてです。常設の子育てひろばについて、それぞれ年齢別、曜日別でお答えすると膨大な量になるため、曜日別の集計をしている常設子育てひろばの平日及び土・日曜日の1日当たりの平均利用者数をお答えいたします。令和7年度では、平日は1日平均約22人、土・日曜日については1日平均約49人となっています。また、年齢別については、事務報告書に0123施設のみ掲載しておりますので、令和7年度の0123施設合計についてお答えいたします。0歳は6,460人、1歳は1万394人、2歳は6,149人、3歳は3,964人、その他3,717人で、2施設合計3万684人となっております。

次に、2点目です。コミセン親子ひろばの利用者数についてですが、コミセン親子ひろばは令和7年度は18か所で実施しているため、多くなってしまうことと、来所した子どもと保護者をカウントしているため、コミセン親子ひろばの総利用者数をお答えします。18か所合計で、対面開催が4,089人、オンライン開催が100人となっています。対面開催では、18か所の平均で、1回の開催につき約13人が利用されています。各施設での詳細な利用者数は事務報告書を御覧いただきたいと存じます。

3点目です。コミセン親子ひろばでコミセンのお祭り参加などの柔軟な開設についてです。コミセン親子ひろばは、乳幼児及び保護者の交流機会の提供や子育てに関する相談などの趣旨にのっとり補助する事業であり、開催1回当たりの単価設定をしております。その趣旨に沿って実施していただくために、全てのお祭りなどを開催回数として認めることは難しいと考えておりますが、地域の活性化に資することも目的としておりますので、お祭りなどコミュニティセンター主催のイベントに共催、協力する場合には、年間1回を開催回数として認めることとしております。

次に、4点目、0123施設の利用者ニーズに合わせた検討についてです。試行事業等を踏まえ、今年度より夏季期間については通常16時までの開館を17時までとするなど、ニーズや環境の変化に対応してきております。第六次子どもプラン武蔵野にも記載のとおり、利用者支援事業実施施設として、4・5歳児の保護者が気軽に来所して相談できる環境整備や、市内在住者の利用しやすい環境とはどういったものなのかなどを現場の意見も聞きながら検討しているところでございます。

以上でございます。

**〇2 番（きくち由美子君）**      ありがとうございます。最後のほうから再質問させていただきます。0123の施設なのですが、やはりゼロから3歳までが利用するというのが目的なので、幼稚園帰りの4・5歳児は、一緒だと危険性もはらんでしまうということもあって、多分なかなか難しいことだと思うのですが、保育園に通園させている家庭が多いということになりますと、やはり0123、要はゼロから3歳までは保育園に行っている家庭だと思うのですが、保育園に行っている時間に幼稚園とかのお子さんたちが実際は利用したい時間に当たると思うのです。その辺は、全ての人がそうではないに

# 不確定原稿

でも、やはり幼稚園に行っている子たちの幼稚園が終わってから後の利用時間に対しても、毎日ではないのですが、例えば曜日を替えてとか、何か限定された日時に対して幼稚園の子たちの幼稚園保育の後の0123活用についても、1度やったと思うのですが、今後そのような形でますます、結局今、幼稚園に行っているお子さんが保育園に替わってくる現状だと思うので、利用の拡大について、どのように考えているか、もう一度お願いしたいと思います。

**○市 長（小美濃安弘君）** 0123施設は、やはり設計上もあまり四、五歳対象に造られていないので、これは前にも御答弁したと思うのですが、するとするならば抜本的な改築等々も踏まえなければいけないと私は思っています。なので、現状、人数が少ないからといって、また、利用状況が変わったからといって、すぐに四、五歳を受け入れるというのは、私は難しいかなというふうに思っています。

**○2 番（きくち由美子君）** ありがとうございます。全ての場所がというわけではないので、広いところに、0123吉祥寺とはらっぱの限定された施設だと思いますけども、やはり本当に幼稚園児がだんだん少なくなってきた、保育園に移行して、その子たちは外で遊べばいいのではないかとコミセンを利用すればいいのではないかといろいろな意見があると思うのですが、0123もその一つの中で、この場所という、割合スペースを限られた形で利用を拡大していただければと思います。

あと、コミセン親子ひろばなのですが、コミセン親子ひろばは平均すると割合人数が多いようなのですが、やはり平日に開催しているところはなかなか人数が集まらないような現状だと思います。なので、どちらかというとコミセン親子ひろば自体を各コミセンとの連携でイベントに合わせて開催して、その他1日みたいにするような、どちらかというとコミセンが主になって開催するような、そういうふうな形の開催方法はいかがでしょうかという、これは御提案なのですが、その辺は市のほうでどういうふうに考えているか、お聞かせください。

**○市 長（小美濃安弘君）** 担当部長よりお答えいたします。

**○子ども家庭部長兼健康福祉部母子保健担当部長（齋藤尚志君）** コミセン親子ひろばの現状につきまして、市長から御説明いたしました。利用実態については市長が申し上げたとおりではあるのですが、実情として、お子さんの平日の居場所というのが一つ大きな目的としてあろうかなと思っております。一方、土日等もニーズがあるということでございますので、状況を見ながら様々検討してまいりたいと思います。

**○2 番（きくち由美子君）** ありがとうございます。コミセン親子ひろばは実際私もちょっと携わって見てみたのですが、コミセン自体の行事に合わせてたり、あと、土日に開催した場合は本当にふだんの倍以上の子どもたちが遊びに来てくれて、そこで交流もできるし、いろいろな相談事も聞くことができるし、さらにコミセンでそういうことをやっているということ自体をそのことで周知するというのもあるので、どこのコミセンでも同じようにというわけではないのですが、その地域のニーズに合わせて、やはり土日またはコミセンのイベントに合わせて広場を開催するというのも一つ年間のスケジュールに入れていただきたいと思います。そのことについてもう一度お願いします。

それと、次に行きたいと思います。ハザードマップについてなのですが、ハザードマップを今、最新のものを私は手に持っているのですが、このハザードマップは、内水氾濫の場所と、あと、外水氾濫が同時に表示されているのです。それを今後どういうふうに変えていくかということでお伺いしたいので

# 不確定原稿

す。外水氾濫の場所というのは河川による氾濫なのですが、その場所は確かに区分けされていることは区分けされているのですが、はっきり言って、よく御存じの方が見ない限り分からないのです。外水氾濫だけ取り出したらどうなるのかというの、それも難しいと思うのですが、やはりその地域の方は多分もっと分かるようにしてという御要望があるのではないかと思います。あと、千葉県でもありましたように、こういうハザードマップには危険な場所だということではないところも内水氾濫が実際起きているという事実がありますので、このハザードマップは東京都がシミュレーションした結果のもので、武蔵野市独自でやはりシミュレーションというのは必要ではないかなと思うので、この辺の検証についてはどのようにお考えか、お知らせください。

**〇市 長（小美濃安弘君）** 2つの質問をいただきましたけども、担当部長からお答えします。

**〇子ども家庭部長兼健康福祉部母子保健担当部長（齋藤尚志君）** コミセン親子ひろばの開催日程、曜日等の検討でございますが、居場所としての機能、そして、イベント等でたくさん参加者が来ることによって事業自体の周知というそれぞれの意義があらうかと思っておりますので、施設ごとの状況等を踏まえながら検討してまいりたいと思います。

**〇防災安全部長（横山 充君）** ハザードマップの件でお問合せをいただきました。こちらは内水、外水、どちらか分かるようにという形でございます。こちらに関してはちょっと考えて工夫していきたいと思っています。あわせて、今回千葉のほうで豪雨がいったところでございます。こういったハザードマップは千葉のほうでも出していたのだけれども、浸水の想定がない、リスクがないというところでも結構車両が水に浸かったりというのがあったところですので、そういった想定外のことも起きるのだということも併せて広報等をしてまいりたいというふうに思っています。

**〇2 番（きくち由美子君）** ありがとうございます。子育て施設、コミセン親子ひろばのほうは、ぜひその旨を年間スケジュールの中で検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ハザードマップについては、こういうものがあって、表示がこうされていますよという、このハザードマップ自体の周知ももっと、例えば市報とかホームページ上で、見方、確かめ方というか、御自身が住んでいるところ、こういうことも、先ほどの災害で前の議員の方の御答弁にもありましたように、自助という意味では、やはりこれを基にして、ある程度自分の地域を分かるという意味ではとても大事なものだと思いますので、より分かりやすく表示していただきたいと思います。多分、外水氾濫の場所を取り除いたらもしかしたらもう少し色が変わってくるというか、トーンが変わってくるような気がしますので、その辺のほうはもう少し、極端に色を変えるわけではなかったとしても、何か分かりやすい表示の仕方をお願いしたいと思います。

あと、外水氾濫、河川が氾濫した場合という注意書きの表示が全然違う場所に載っているのです。要するに、その地域の近くに注意書きがあればいいのに、全然逆の方向に出ているので、そういう注意書きとかコメントの部分もその地域の人が分かりやすくピンポイントに見られる場所に設置していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。要望でございます。

それと、最初の、冠水した北町の状況なのですが、本当にたまたまだと思うのですが、土曜日の夕方の時刻に北町1丁目、2丁目辺りが氾濫したのです。これが万が一、例えば四小の下校時刻とかそういう時間だったらどうなるのだろうかと思うと、やはりいろいろ心配なことが出てくると思います。

# 不確定原稿

その辺、小・中学校において、地震だけでなく、そういう大雨に対する下校の在り方とかそういうことについてはどのように考えているか、お聞かせください。

○教育長（吉原 健君） 大雨のときの登下校の安全についてですけれども、以前の答弁で月1回避難訓練をしていると申し上げましたが、同様に、月1回、安全指導の時間というのを各学校、これは全ての学校で設けておりまして、その安全指導の中で、例えば大雨のときの身の安全の守り方とか、そういったところについては各学校で指導を行っているところでございます。

以上です。

○2 番（きくち由美子君） ありがとうございます。そうすると、視界が曇るほど雨が多いときは下校しないようにとか、とどまるようにみたいなことは共有されているのでしょうか。その辺、具体的にどのような安全対策を取っているかということで、分かりましたらお願いしたいと思います。

○議長（木崎 剛君） 通告とはずれている部分がありますので、教育長、答えられる範囲内でお願いできればと思います。

○教育長（吉原 健君） 今おっしゃった具体的な状況や場面の中で例えばどういう避難行動を取るかとか、そういったところについてはまだ今この時点で教育委員会として把握はしておりませんが、今後そういう状況も発生する場面も十分想定されますので、そういったところを踏まえた安全指導のこれからの充実を学校に対して指導してまいりたいと思います。

以上です。

○2 番（きくち由美子君） 申し訳ございませんでした。その辺、指導のほうをよろしく願います。ぜひ共有していただきたいと思います。

最後なのですが、武蔵野市で雨水浸透ますとか雨水タンクにおいては助成金が出ていることでホームページで見させていただきましたけれども、そのほかの、例えば雨庭対策とか止水板とか、東京都のほうでは助成している自治体に対して都のほうで補助するようなことが書かれているのですが、要するに雨水対策に対して武蔵野市は今後東京都と連携してさらに進めるというようなことをしているかどうか、これは分かりましたらでいいのですが、お伺いしたいと思います。

○市長（小美濃安弘君） 担当部長からお答えします。

○環境部長（関口道美君） 浸水対策に関する御質問でございます。議員にお話しいただきましたとおり、雨水の浸透ますですとかトレンチを助成しております。今、雨庭の話も出ましたが、これから雨庭も浸水対策の一つの手法としてやっていきたいというふうに思っております。また、それを市民の皆様はどうやってやっていただくかとか、それに対して助成が出るか出ないかということは今後研究して検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

---

○議長（木崎 剛君） 次に、地震災害時に命と暮らしを守る取組、障がいがある方の生活の質の向上、学校改築計画について、20番三島杉子議員。

（20番 三島杉子君 登壇）（拍手）

○20番（三島杉子君） 通告に従いまして、3つのテーマで質問いたします。

# 不確定原稿

## 1、地震災害時に命と暮らしを守る取組について。

熊本地震の被災地では、厳しい猛暑が続き、高温環境の中で熱中症や体調悪化など、避難生活を送る人々の健康面での負担への対応が大きな課題となりました。先日参加した御殿山コミュニティセンターの防災訓練では、地震発災時の被害の大きな原因の一つと想定される火災について、地域での初期消火の重要性の講話もありました。地域の防災訓練や防災の話合い、コミセンでの会議など、参加してお聞きしたことなども含めて質問したいと思います。

文部科学省の地震調査研究推進本部は、南関東地域を震源とするマグニチュード7クラスの地震は今後30年以内に70%の確率で発生するとの見込みを示しています。地震災害時に命と暮らしを守る取組の拡充を求めて、以下質問します。

### （1）武蔵野市地域防災計画の修正について、以下質問します。

①令和8年度修正原案が示されました。計画案の検討の中で、令和8年熊本地震から学べることの反映については、後からだったと思いますので、どのように考えているか、伺います。

②令和8年（2026年）度第1回武蔵野市防災会議議事録には、今後の意見聴取について、避難所運営組織の情報交換会が意見聴取の機会とありました。原案への意見聴取について、対象、方法、スケジュールを伺います。

（2）障害児・者親の会の方の御要望、また、日本共産党武蔵野市議団が取り組んでいます市民アンケートでも、複数の当事者の方などから、障害、介護が必要な方の発災時の避難について、御質問、御要望がありました。武蔵野市災害時要援護者対策事業の拡充、周知を求めて、以下質問します。

①武蔵野市災害時要援護者対策事業について、要援護者の対象者数と登録者数、支援者の配置状況、また、事業の周知方法を伺います。

②対象者ですが登録されていない方への発災時の対応を伺います。

③登録者への対応、登録者ではない方への対応の双方について、課題と、対応策として進めていることを伺います。

（3）災害時医療救護体制の周知について。第19回武蔵野市地域医療連携フォーラム「地域で取り組む災害医療と防災」や2025年医療連携訓練——宮本小路公園において——などで、災害時の地域医療体制について知らなかったとの声を多く伺いました。災害時の地域医療体制について情報を得たからは、防災マップとは別に、何日までどこで対応できる、できないということを分かりやすく書いた掲示物など配布できないのかの声も複数伺いました。市民周知を求めて、以下質問します。

①災害時医療救護体制について、3日間は地域の医療機関や薬局では対応できず、緊急医療救護所で対応することなどを分かりやすく示した各家庭用の掲示物の作成と配付を求めますが、見解を伺います。

②武蔵野市防災情報マップの災害拠点（連携病院）と緊急医療救護所の記述が今ちょっと分かりにくい形になっています。示されていないところもあります。それぞれの位置を分かりやすい表示にすること、また、東部地域の緊急医療救護所の変更を反映した表示にすること、わたしの便利帳についても変更を反映した記述にすることを求めますが、見解を伺います。

（4）令和8年熊本地震では、酷暑の中での避難生活になりました。災害関連死を防ぐために、避難所の熱中症対策や寒さ対策は重要です。また、夜間に被災することもあります。福祉避難所、学校避難

# 不確定原稿

所の停電時の電源確保を求めて、以下質問します。

①停電時に照明や空調設備の稼働が可能である福祉避難所、学校避難所の数と、避難受入れ可能な想定人数、また、照明、空調設備の稼働ができない福祉避難所、学校避難所の数と、避難受入れ可能な想定人数を伺います。

②停電時に照明、空調施設稼働の非常用発電機など、電源確保がされていない施設について、ガス利用や電源供給車で給電ができる設備の導入をしていくことと設備導入の支援をすることを求めますが、見解を伺います。

③薬剤保管冷蔵庫が置かれている避難所について、停電時の対応状況、停電時の対応ができていないのであれば今後の対策について見解を伺います。

(5) 2024年6月に、武蔵野市コミュニティセンター災害時地域支え合いステーション運営の手引きが出されました。2年が経過し、実効性のあるおのこの支え合いステーション運営マニュアルの策定や各地域団体との連携について、各コミセンの構成員や立地、広さなどなど様々状況が違う中で、市が情報の共有や課題の把握を行い、調整や必要な整備、対応の支援をすることが発災時に具体的な動きをつくるためには必要だと考えます。災害時地域支え合いステーションについて、情報共有と役割に見合う整備を求めて、以下質問いたします。

①各コミセンの基本の役割、市災害対策本部の要請で実施する役割についての対応可能事項、不可能事項の取りまとめと、その情報共有の状況を伺います。

②コミセンではボランティアだけの運営となっていますが、課題と今後の対応策を伺います。

③市の職員の配置を進めていくことを求めますが、見解を伺います。

④発災からコミセンの閉館、地域支え合いステーションの立ち上げ、運営の訓練を行い、課題検証、実際に運営可能な内容を確認することが必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

⑤停電時にコミセンで照明や空調施設が機能しない中で、物資の配給、相談、場合によってはおもしろいルーム開設、臨時避難室開設、帰宅困難者の一時滞在受入れは、困難が大きいと考えます。地域支え合いステーションとしてできることの想定を伺います。

⑥おもしろいルーム開設、臨時避難室開設、帰宅困難者の一時滞在受入れをやりまうと言っているらっしゃるコミセンさんがいらっしゃるのです。想定するコミセンには、市として照明やエアコン運転が可能な発電設備を設置していくことを求めますが、見解を伺います。

(6) ①住宅賃貸物件を含む住居の防災対策支援として市が取り組んでいることを伺います。

②耐震改修は費用と工期で踏み切れない場合などの補完的な対策となる住宅用の耐震シェルターや防災ベッド設置に対して、都内の10市区町村で20万円から80万円の助成を行っています。武蔵野市には、耐震診断や耐震改修の助成はあります。地震災害の際の自助の取組として、家具転倒防止金具の購入費の助成事業もありますが、なかなか耐震改修には踏み切れないが家具転倒防止金具だけでは心配という方、ベッドにいる時間が長くなっている高齢者の方などへの命を守る対策として有効ではないかと考えます。耐震シェルター、防災ベッドの助成も行っていくことを求めますが、見解を伺います。

2、障がいがある方の生活の質の向上について。

障害福祉についての実態調査報告書も作成され、障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福

# 不確定原稿

祉計画の策定が進められています。障がいがある方の人権、お一人お一人の尊厳の問題である生活の質の向上を求めて、当事者の方や御家族の方などのお声を受けて、今までの一般質問で取り上げてきたことも含めて、以下質問いたします。

(1) 2026年第1回及び第2回定例会の一般質問で、障がいがある方の18歳以降の居場所づくりについて、東京都の補助金を活用しての担い手可能事業者数や課題を把握、障害福祉計画等に位置づけが必要な支援体制と居場所づくり促進事業の活用方策を検討する旨の御答弁をいただきました。障害者計画策定審議会でも、複数の委員の方が必要性を語られていらっしゃいました。18歳以降の居場所づくりを東京都の補助金を活用して進めていくことを求めますが、アンケート結果、進捗状況と市の見解を伺います。

(2) ①日常生活用具について、種目の給付上限基準額が引き上げられた年度を伺います。

②障がいがある方の自立生活や社会参加を広げること、御家族を含めての生活の質の向上のために、日常生活用具の種目の給付条件基準額の引上げ、用具の追加、所得制限の撤廃を求めますが、見解を伺います。

(3) ①18歳まで補聴器を使用していた中等度難聴の方が補聴器を使い続けられるように、中途難聴の方が必要な補聴器を使用できるように、18歳から64歳の中等度難聴の方への補聴器購入費助成を求めますが、見解を伺います。

②特別支援学級（知的障害）の固定級の児童数が西部地域でかなり増えていると聞いています。教員や支援員の配置状況、急激な増加での課題と対応策を伺います。今、足りなくなっている部分も少しあるようにも伺っていますので、その辺もお答えできるところでお答えいただければと思います。

(4) 武蔵野市障害児・者親の会の方から、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置の御要望が出されています。多摩26市で自閉症・情緒障害特別支援学級の設置が小・中学校ともない自治体は、府中市、調布市、武蔵野市、八王子市、稲城市のみであります。情緒障害等特別支援教室の登録人数も増加傾向です。自閉症・情緒障害特別支援学級の設置を求めますが、見解を伺います。

## 3、学校改築計画について。

第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会で審議が進んでいますが、中間まとめでは、子どもたちの教育、地域コミュニティも大きく影響する中学校を1校なくす方向が示されました。子どもの育ちや学びを支える場である学校、先ほど3つおっしゃっていらっしゃいましたが、その学校をなくすという大変大きな判断になっていくかと思います。パブリックコメントや児童生徒アンケート、説明会での御意見を受け止め、大規模校の視察や課題整理を行い、子どもの学びや生活の視点から慎重に審議会の回数を増やし、スケジュールを見直して審議することを求めて、以下質問します。

(1) 8月24日開催の審議会資料4に関して伺います。

①普通教室の1こまの面積を、小学校68平米（8メートル掛ける8.5メートル）、中学校76平米（8メートル掛ける9.5メートル）を、小学校、中学校ともに64平米（8メートル掛ける8メートル）にする計画案、たたき台が示されていました。現在の中学校6校の教室面積と教室の広さについて、どのような要望や意見があるかを伺います。未来の学校づくりというときに、こういう形でいいのかなという思いがあります。

# 不確定原稿

②中学校では現在、机、椅子は、旧 J I S 規格（60センチ掛ける40センチ）と新 J I S 規格（65センチ掛ける45センチ以上）のどちらを使用しているか、新 J I S 規格使用を進めていく方向であるかを伺います。

③習熟度別学習室は各校2室確保とありますが、現在、各中学校において、実際に少人数授業の教室——習熟度別だけではないかもしれませんが、学習室として使用している教室が各校何室あるかを伺います。私は、各校2室では足りない状況になっている、各校2室よりももっと使っているというふうに認識しております。

④資料の内容の校舎諸室面積基準の算出根拠と、教員の意見や現在の学校の状況からのニーズが反映されているのか、どのように反映していく計画であるのかを伺います。

（2）①第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会への諮問理由に、全市的な視点から中学校の適正な数の審議を入れたのは、武蔵野市の今までの学校教育に問題があるという理由からではないという認識でいいかを伺います。

②パブリックコメントや児童生徒アンケートでは、大きい規模の学校になることへの不安や、教員と思われる複数の方が子ども理解やきめ細やかな対応が難しくなる、ルールが増加や規律の徹底に偏る傾向があるなどのコメントをされていました。統合すると、都内に14校しかない20学級以上の中学校、武蔵野市内では1997年以降存在しなかった18学級以上の中学校となります。現在ある学校を1校なくして新たに造るのだとしたら、子どもの学び、子どもの日々の生活への影響、本当に有効なことであるのかを丁寧に慎重に審議をすることが必要ではないでしょうか。前定例会の一般質問に対して、開校した場合に数年適正規模を超えるような学校規模になるということは認識しております。ただ、そういった20学級以上の学校について他自治体の視察とか課題の整理等はまだ行っておりませんので、そうした状況についても今後審議会の中も含めて議論していただきたいと思います。審議会が定めた適正規模を超える20学級以上の自治体、学校については、実際どういう学校運営をしているとか、そういった視察や課題も含めて、これは事務局のほうで情報収集してまいりたいというふうに思っていますと御答弁いただきました。

③視察をされた20学級以上の中学校数を伺います。

④大きい規模の中学校について、調査した項目と、整理、把握した課題を伺います。

⑤大きい規模の中学校の視察や課題の整理を受けて、今後、第何回の審議会で議論する予定であるのか、伺います。

⑥前定例会で、パブリックコメントで寄せられた様々な意見や懸念につきましても、これは審議会の中でまず一つ一つ議論をしていただき、その課題に対する改善策、対応策も含めて、今後の審議会の中でしっかり議論していただきたいとの御答弁もいただきました。先ほどの審議と併せて、もともとのスケジュールではしっかり議論することは難しいのではないかと考えます。中間まとめに記載した審議会の開催予定につきましては、あくまで現時点での予定であり、審議会の回数やテーマは今後変更になる可能性があるとの御答弁もいただきました。丁寧にしっかり議論していただくために、回数やテーマの変更を求めますが、見解を伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。御答弁をよろしくお願い申し上げます。

# 不確定原稿

○市 長（小美濃安弘君） 三島杉子議員の一般質問にお答えいたします。

まず、大きな１点目、地震災害時に命と暮らしを守る取組についてです。１の（１）の①令和８年熊本地震から学べることを今回の地域防災計画へ反映することについての御質問です。本災害は現在も支援が継続している状況でございます。令和６年能登半島地震の際には、内閣府等により、災害対応検討ワーキンググループが立ち上がり、国全体で災害対応の在り方の検討が行われた経緯がございます。国や東京都による指針や法制度、上位計画などを踏まえながら、相次ぐ災害における被災状況や課題を整理し、引き続き、改定内容の検討を行ってまいります。

１の（１）の②避難所運営組織からの意見聴取の機会についての御質問です。６月３０日に実施した避難所運営組織の情報交換会において、グループワークを行い、御意見をいただきました。また、９月に予定しているパブリックコメントと同時期に、その他の自主防災組織の方々からも意見を頂戴する予定でございます。

次に、１の（２）の①災害時要援護者の対象者数と登録者数、支援者の配置状況、事業の周知方法についてです。避難行動要支援者の要件に該当する要介護認定を受けた高齢者や障害者手帳をお持ちの障害者・児の方などは本年２月時点で２,９９２名、このうち、関係者への情報提供に同意している災害時要援護者は本年７月時点で３６９名が登録されております。支援者の配置については、要援護者１名につき、近隣から原則２名の支援者を設定することとしています。配置状況としては、３６９名の要援護者のうち、２名以上の支援者を設定している方が１５４名、１名設定している方が１１２名、地域社協による設定作業中である方が１０３名となっています。事業の周知については、避難行動要支援者名簿を年に１回更新し、当該名簿に登載されている方に対して毎年３月個別に登録勧奨通知を発送しているほか、ホームページで事業内容を周知しております。

次に、１の（２）の②登録されていない方への発災時の対応です。災害時要援護者として登録をしていない避難行動要支援者に対する発災時の対応としては、平時において、避難行動要支援者名簿を市内各避難所に保管しております。発災時には、各避難所において、安否確認チーム及び避難支援チームを組織することとなっており、このチームが避難行動要支援者名簿を確認の上、安否確認等を実施する体制を整備しております。

１の（２）の③登録者への対応と登録者でない方への対応についての課題、また、対応策についてです。双方に共通する課題として、発災時における安否確認及び避難支援の実効性を確保することが挙げられます。本事業は地域の共助の取組として実施するものであるため、平時から地域関係者と密に情報共有を行い、事業の枠組みを丁寧に説明するとともに、地域において定期的な訓練を行うことが重要だと考えています。所管部署では地域社協をはじめとする各地域の会合に参加し、市の体制や発災時の動きなどについて説明等の場を設けております。また、災害時要援護者として登録している方への対応に関しては、発災時の迅速な安否確認の体制確保が課題となります。地域活動の担い手不足、高年齢化を背景として、要援護者の近隣で支援者を確保することが難しくなっている状況がございます。このような状況を踏まえて、支援者の確保策並びに支援者が設定できていない場合のより迅速な安否確認の仕組みづくりを地域関係者と相談しながら検討する必要があると考えております。

次に、１の（３）の①緊急医療救護所の周知に関する御質問です。緊急医療救護所の存在や役割など、

# 不確定原稿

市民への周知が十分に行き届いていないことは課題と認識しております。これまでも、市のホームページや防災情報マップ、防災ハンドブックなどに掲載し、周知してきたほか、武蔵野市医師会が作成した周知チラシを各医療機関で掲示いただくなど、様々な機会で見られるよう工夫をしてきましたが、ふだんの生活の中でも意識してもらえるよう、情報として周知する必要があると考えています。まずは今年度中に試行実施も含めて検討を進めてまいります。

1の(3)の②防災情報マップなどへの掲載内容に関する御質問です。防災情報マップにつきましては、毎年改定の際に御指摘の内容を反映させたいと考えております。また、わたしの便利帳につきましては、電子版は随時改定が可能であるため、既に東部地域の緊急医療救護所の変更は反映済みです。冊子につきましては、改定作業時に反映させたいと考えております。

1の(4)の①停電時に照明や空調設備の稼働が可能である福祉避難所、学校避難所の状況についてです。市立小・中学校における学校避難所の稼働可能な避難所は2か所あり、1避難所につき1,000人の受入れを想定しています。市立小学校における学校避難所で稼働できない避難所は16か所であり、同様に1避難所につき1,000人の受入れを想定しています。また、非常用発電機があり、短時間の停電への対応が可能な福祉避難所は14か所で、受入れ可能な最大人数は合計245人です。一方、非常用発電機がなく、停電への対応ができていない福祉避難所は8か所で、受入れ最大人数は合計179人を想定しています。

1の(4)の②停電時に照明や空調等の電源が確保されていない施設への対応です。これまで市では、公共施設の改築や大規模改修等に合わせて、太陽光発電設備や蓄電池の設置、電気自動車を活用したV2Hの導入、ガスヒートポンプ等の様々な方法により、電源確保を進めてまいりました。今後も、改築や大規模改修等において電源確保をするとともに、最新技術等の動向も注視しながら対策の実施の可能性を検討してまいります。

次に、1の(4)の③薬剤保管冷蔵庫の停電時の対応に関する御質問です。現在、薬剤保管冷蔵庫が置かれている避難所、救護所は6か所ございますが、そのうち、停電時に対応可能な避難所、救護所は、大野田小学校と第五中学校の2か所になります。両校とも非常用発電設備が整備されておりますが、薬剤保管冷蔵庫が非常用発電設備の電源とつながっていない場所に設置されているため、停電発生時に冷蔵庫の場所を移す必要があります。現状、対応ができていない避難所につきましては、今後の学校改築時に非常用発電設備が整備されるため、対応が可能になると考えています。一方で、改築までの対応が課題と認識しておりますが、備蓄している医薬品のうち、冷蔵保管が必要なものはごく一部であるため、冷蔵保管が可能な避難所、救護所に医薬品を集め、そこから各避難所へ配布する運用にするなど、停電時を踏まえた対応について検討してまいります。

次に、1の(5)の①各コミセンで想定している地域支え合いステーションの役割についてです。支え合いステーションに関する各コミセンの検討状況については、担当課で各コミセンにヒアリングを行いながら、一定の整理を進めているところです。現状としては、基本的な役割の中のおもいやりルームや災害対策本部の要請による臨時避難室については、学校避難所との役割分担の調整が必要であるため、まだ方針が決まっていないコミセンが多い状況でございます。今後、各コミセンの検討状況を改めて確認した上で、市との情報共有や地域における情報共有が進められるように取り組んでまいりたいと考え

# 不確定原稿

ています。

次に、1の（5）の②支え合いステーションの運営に関する御質問です。地域の住民の皆様による運営が基本になると想定しており、コミュニティ協議会とともに、自主防災組織など地域の関係団体との協力体制が重要であると考えております。特に学校避難所を運営する避難所運営組織との役割分担が課題であるため、必要に応じて市も間に入りながら協議や調整を図ってまいります。

1の（5）の③市職員の配置についての御質問です。地域防災計画では、市の初動要員も地域支え合いステーションに携わる計画としております。ただし、発災直後は学校避難所の開設が優先と考えられるため、限られた人数を有効に配置していく観点から、支え合いステーションに対する初動要員の関わり方については引き続き検討課題であると認識をしております。

1の（5）の④実際に運営可能な内容を確認すべきとの御意見についてですが、近年の総合防災訓練においては、訓練対象地域のコミセンと連携して、支え合いステーションの訓練も併せて行っております。これまでは無線通信や情報提供などの訓練が主でしたが、今後はさらに実践的な訓練も検討してまいりたいと考えております。

1の（5）の⑤停電時に地域支え合いステーションでできることについての御質問です。この点は大きな課題であると認識しています。実際には日中の情報提供や物資配給などに限られるのではないかと考えておりますが、停電時の対応については他自治体の事例なども参考にしながら研究を進めてまいります。

1の（5）の⑥コミセンへの発電設備の設置についての御質問です。停電時にも稼働できる空調設備などの導入については、今後の施設の改築などのタイミングを捉えて検討してまいりたいと考えております。

1の（6）の①住宅賃貸物件を含む住居の防災対策支援の市の取組についてです。住居の防災対策の支援は様々ございます。家具転倒防止金具等の取付けや購入費の補助、感震ブレーカーの配付、ブロック塀等の改善費用の助成、消火器購入費の助成、土のうの配付などを行っており、令和7年度には携帯トイレ備蓄に関する意識啓発事業を行ったところでございます。また、賃貸住宅を含む住宅の耐震化を促進するため、耐震に関する無料相談や耐震診断、補強設計、耐震改修等に対する助成を行っております。これらの事業につきましては、チラシ、パンフレットとともに、イベント出展や出前講座セミナーなども案内し、啓発を行っております。

1の（6）の②耐震シェルター、防災ベッドの助成を求めることであります。耐震シェルターや防災ベッドは、住戸の居室あるいはベッドを強固なフレームで囲って身を守るものでございますが、住宅全体の耐震補強と比較してコストが安価であり、工期も短いといったメリットがあると認識をしております。一方で、守られる場所が限られることや、建物全体の強度やバランスを確保できないといった点もございます。本市では、建物の損壊から生命を守ることを第一として、居住者の在宅避難や建物倒壊による道路閉塞の防止などの観点から、基本的には建物全体を耐震化することを進めてきております。耐震シェルターや防災ベッドの設置助成につきましては、市への問合せ等の状況や、助成を行っている他の自治体の実績なども踏まえ、対応を検討していきたいと考えております。

次に、大きな2点目です。2の（1）18歳以降の居場所づくりについてです。アンケートの結果では、

# 不確定原稿

同事業の実施について可能性がある事業者は3事業者でした。これから実施の可能性があるという回答があった事業者へのヒアリングを行い、その上で必要とされる環境整備について検討する予定であります。市としては、必要な支援と考えておりますので、少しでも実施してくれる事業者が出てくるよう取り組みたいと考えています。

2の(2)の①です。日常生活用具の上限基準額が引き上げられた年度であります、最後に実施したのは平成24年になります。

2の(2)の②日常生活用具の給付上限基準額の引上げ、用具の追加、所得制限の撤廃についてですが、ストマや紙おむつなどの排せつ管理支援用具の所得制限については既に撤廃をしております。その他の用具については、現在のところ、所得制限の撤廃は考えておりませんが、昨今の物価高や社会情勢の変化を勘案して、他自治体の状況も確認しながら、市民の皆様の生活が少しでも不自由がなくなるようにという視点で検討してまいりたいと考えております。給付上限基準額につきましては、障害がある方の自立生活や社会参加を広げ、御家庭を含めての生活の質の向上を図る観点から、実際の給付状況や当事者団体からの要望等を鑑みて、必要に応じて見直しを行ってまいります。用具の追加につきましては、技術の進歩や時代背景等を踏まえ、利用者の要望を伺いながら、必要に応じて見直しを行ってまいります。

2の(3)の①です。18歳から64歳の中等度難聴の方への補聴器等購入費の助成についてです。18歳未満については音声による刺激が脳の発達に影響を及ぼすことが、そして65歳以上については認知症予防への効果についてのエビデンスがあり、公費で助成を行う理由が明確であると考えています。現時点では実施する計画はございませんが、これからも利用者の御要望を伺いながら他自治体の取組も参考に研究してまいります。

他の質問に関しましては、教育長よりお答えいたします。

○教育長(吉原 健君) それでは、私からは、大きな2点目の(3)の②です。知的障害特別支援学級の児童数の急激な増加による課題と対応策についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、本市の西部地域にあります境南小学校のけやき学級の児童数につきましては、ここ数年、増加傾向にあります。特別支援学級の1学級当たりの児童数は8人で、学級に応じて教員と介助員を配置しております。教員は、1学級1人の配置に加え、加配教員を1人配置しております。また、介助員は、児童8人当たり1人配置し、学校の実情に応じて追加配置をするなど、必要な支援や対応を行っております。境南小では通常学級の児童数も同じく増加傾向にあることから、特別支援学級の学級数に対応した教室数を適切に確保することが現在課題となっております。そのため、必要な教室数を確保するために、現在も学校工事等を適宜行って対応を続けているところでございます。

続きまして、2の(4)です。自閉症・情緒障害特別支援学級の設置についてのお尋ねでございます。今年度から、第四期武蔵野市学校教育計画に基づき、武蔵野市にとってふさわしい特別支援学級の在り方について検討するとともに、議員御指摘の自閉症・情緒障害学級の設置につきましても、現在、有識者や市内の校長を含めた特別支援教育推進委員会を設置して、検討を行っておるところであります。今年度と来年度2年間をかけまして、その委員会の中で開設に向けて想定される課題等を検討した上で、教育委員会において、特別支援学級の設置について結論を出してまいりたいと考えております。

# 不確定原稿

続きまして、3の（1）の①です。教室の広さに関わる御要望、御意見についての御質問です。現在、1人1台端末等のデジタル学習機器や、また、多様化する教材に加え、部活動の用具や、また大型のリュックサックなど、生徒の持ち物が近年大型化、増加していることから、学校からは十分なロッカーの容量の確保を求める声をいただいております。また、加えて、ロッカーの形状につきましても、単に容積を増やすだけではなく、持ち物の出し入れのしやすさといった実際の使い勝手のよさに配慮したものを望む御意見も学校から同じくいただいているところでございます。

続きまして、3の（1）の②です。新JIS規格使用を進めていく方向であるかということについての御質問です。現在、既存の小・中学校におきましては、旧JIS規格の机、椅子を使用しております。既に改築が完了しております第一中及び第五中におきましては、先行して、1人1台端末を活用する現在の学習環境を踏まえた新JIS規格対応の机、椅子を導入しております。こうした実績も踏まえ、他の学校につきましても、今後の改築のタイミングに合わせ、新JIS規格対応の机、椅子へ順次更新していくことを基本にして考えております。

続きまして、3の（1）の③です。各学校の習熟度別学習室の部屋数についての御質問です。各学校の部屋数につきましては、現在、第一中学校は4室、第二中は2室、第三中は4室、第四中は4室、第五中は2室、第六中は3室という状況になってございます。

続きまして、3の（1）の④です。諸室面積基準についてのお尋ねですけれども、改築4校の実績から現場の課題を整理し、教員も含めた教育部内の関係各課で協議を重ねた上で原案を作成し、審議会においてこれを御審議いただいている段階であると認識しております。今後は、審議会がまとめる答申案に対しまして、パブリックコメントなどを実施して広く市民の皆様から御意見をいただく予定でございます。

続きまして、3の（2）の①です。審議会の諮問理由についてでございますが、第六期長期計画・第二次調整計画に基づきまして、今後の改築事業が予定されている学校の整備計画を進めるに当たり、長期的・全市的な視点で中学校の適正な数について御審議をいただいているものであり、本市の今までの学校教育に問題があるという理由ではございません。

続きまして、3の（2）の③です。20学級以上の中学校の視察についてのお尋ねです。これにつきましては、現状、21学級の都内の中学校を視察いたしました。

続いて、3の（2）の④です。調査した項目と、整理し把握した課題についてのお尋ねです。例えば、メリットとしましては、多様な人間関係に配慮したクラス編成が組めることや、また、校務分掌が細かく分担できること、また、生徒から教員への相談窓口が増えること、さらにまた、複数の教員で担当することで休みを取りやすいといったことがありました。一方で、デメリットとしましては、大規模の学校の中で接点のないままに卒業する生徒や教師もいるということ、それから、校長、副校長、養護教諭など1人担当の教員の負担が大きくなるということ、また、組織全体の情報共有や意思決定に時間がかかるということ、さらに課外授業や修学旅行の行き先などが限られてしまうこともあること、そして学校行事の準備や実施に時間がかかるといったことがありました。

続きまして、3の（2）の⑤です。今後の審議会についてのお尋ねです。次回、第9回の審議会では、答申案の審議ということで、第二期学校施設整備基本計画のこれまで議論していただいた全ての章につ

# 不確定原稿

いて、改めて総括的に御審議をいただく予定になっております。改めて答申案の審議をする中で、審議会から御意見があれば説明してまいりたいと思っております。

最後に、3の(2)の⑥です。審議会の回数や審議テーマの変更についてのお尋ねです。審議会に対しましては、パブリックコメントや児童生徒アンケートなどで寄せられた意見も共有しながら、丁寧に審議を進めていただいているというふうに認識しております。次回、第9回の審議会では、先ほど申し上げましたが、答申案の御審議をいただき、その後、パブリックコメントを実施し、答申案について市民の方々の意見をいただく予定になっております。また、審議会の回数やテーマの変更につきましては、今後の審議会次第と考えてございます。

以上でございます。

〇20番（三島杉子君）      ありがとうございます。では、再質問いたします。

まず、最後の学校改築のところから行きます。ちょっと私の書き方がいけなかったのです。教室面積と教室の広さについての要望や意見というのと、あと、教室面積は聞きたかったのですが、それは今もし中学校6校のそれぞれの今の教室面積が分かれば伺いたいと思います。

先ほど机について、新しくできた学校は新JIS規格にしていっている、ほかの学校もタブレットなどを使うので新JIS規格、大きい机にしていこうという方向で考えているということなのに、この間出されたたたき台みたいなどころでは、教室の面積は小さくしていく、ロッカーは別に造るのだということなのですけれども、でも、机を置く床面積は小さくするという形で原案みたいなものが出されていたのですけれども、ちょっと矛盾しているのではないかなと思います、そういうことも含めて、実際に使う机がこのぐらいの大きさになる。今でも結構狭かったと私は思うのですけれども、いろいろ授業参観などもされて分かるのではないかなと思います、本当にあれでいいのかというふうに思いますので、ぜひそういうところもきちんと検討していただきたいと思います。

また、先ほど、少人数授業をする教室なのですが、習熟度別の教室も各校に2教室ということで計画の大きな基盤は考えていくような形でたたき台案が出されていましたが、実際の状況で見ると、一つの中学校で4室とか3室とか、2室のところは実はそれでは足りない困っているのではないかなと私は思うのですけれども、そういうことも含めて、実際今どういうふうに教室を使っているだとか、現在の状況からきちんと考えて計画をつくるのでなかったらやはり駄目だと思いますので、ぜひそういう情報もきちんとデータとして提供もして、学校に習熟度別の教室を2室造るので、本当に学校を計画していくときに未来の学校づくりはそれでいいのかということも含めて、現場の声などもしっかり、あと子どもたちの声も聞いて、教室の広さも含めて計画を考えていくことが必要なのではないのでしょうか。先ほど御答弁いただいたのですけれども、現在、単学級なわけでもなく、今後生徒数が増える見込みのある学校を1校なくすという大きな決断を行うのならば——私は行わなくていいと思っておりますが、本当に子どもの学びや生活を考えたときに現在の学校より子どもたちにとってプラスの決断になるのか、マイナスの決断になってしまわないのか、現在の武蔵野の学校のよさを損なうことがないのか。大きい学校に一つ視察へ行ってくださったということですが、その中学校について、例えば教職員の数や不登校などの子どもの状況や行事の運営、先ほどもありましたが、移動の教室の部分、修学旅行などだけではない課題があるかと思います。行事の運営など、改めてきちんともっと調査を行って、課題をもっと

# 不確定原稿

しっかり出して、その上で慎重な議論が必要だと考えますので、第9回で総括的な審議をするということですが、今でも違う意見がある委員の方が御発言されて、いや、でももう決まったことだからみたいなやり取りがあったと思います。そういうやり方ではまずいのではないかと私は思いますので、中間まとめは決定事項ではないし、パブコメや児童生徒アンケートなどを受けて、また、視察して得た情報などを受けて、考えるに当たって不足であった資料などを補い、スケジュール変更も視野に入れて、改めて慎重な審議をすることを求めています。もう一回そこは御答弁をお願いします。見解を伺います。

**○教育長（吉原 健君）** 今、三島議員からいただいた様々な御要望等につきましては、事務局の中でまとめさせていただき、次回、第9回の審議会の中で、いただいた御要望、御意見については議論ができるような形で準備してまいりたいと思います。

それからもう一つ、前半でいただいた教室の面積とか机の規格であるとか、また、習熟度別教室の数等々についての考え方については、教育部長のほうから答弁させていただきます。

**○教育部長（真柳雄飛君）** まず教室の面積のところですけども、考え方として、今の各学校の教室については、例えば荷物なんかをしまうロッカーの部分、それも含めた広さで言っております。今回審議会に出したもののについては、本当に子どもたちの教室の居室の部分だけで、ロッカー部分を除いて8掛ける8ということを言っていますので、ロッカー部分を足すと、実は今よりも広くなる。だから、ロッカーも含めた全体の部屋の面積からいうと、広くなるということです。ちょっと考え方が変わってきますので、今よりもロッカーも含めた子どもたちのスペースが狭くなってしまうということではないということで御理解いただきたいと思います。

それから、少人数の授業のところで、各校2教室とおっしゃられたとおりなのですが、それもまずは事務局、事務局といいますが教員も含めてです。元教員、元校長等も含めて、みんなでディスカッションをして、特別教室が何部屋必要かということで出したものを審議会の中で出している。これについては、今後また教員たちも含めて、現場の子どもたちも含めて、パブリックコメントを実施するわけですから、その中で、いや、それでは足りないよということなのか、それとも実際に今、各学校の中で、教育長からも答弁があったとおり、3部屋、4部屋とある中で、本当にそれが使われているのかということも含めて、2室で足りるのか、いや、それではということなのか、そこはよく見極めていくべきだと思っております。

以上です。

**○20番（三島杉子君）** ロッカーが別になっているというのは理解しております。ただ、机を旧JIS規格から新JIS規格にしたときに、机はロッカーの中に入れるわけではないと思いますので、部屋の床面積というのはとても重要だと思いますし、今現在学校を見られて、間のスペースだとかをどのように考えられるのか、ぜひしっかり。現場で今実際どのようになっているか、これから教員の声や子どもたちの声を聞いていくということなのですから、今までの改築のときにもしっかりそれぞれの学校で検討する委員会も立ち上げてやってきたと思いますけれども、ここで決めるものが縛りになってしまっていると思いますし、しっかり考えてやっていけるように進めていっていただきたいと思います。それには、私はしっかり現場の状況などを把握するには時間がないのではないかなと思います。またそこを考えていただきたいと思います。

# 不確定原稿

別のことにいきます。災害時の医療体制の周知については進めてくださっていくということで、防災マップなども変えていくというところで、ありがとうございます。ぜひ冷蔵庫などに貼るようなものもよろしくお願いいたします。

いろいろ聞きたいことがあったのですけれども、災害時地域支え合いステーションなどの、市が間に入っている連携もしていく、また、これから情報共有もしていくということなのですが、もしこんなスケジュールでということがあれば伺えたらと思います。

電源確保については、学校避難所については2か所は大丈夫だけど、16か所はちょっと厳しい状況で、福祉避難所についてもなかなか厳しい状況があるということで、避難所やコミュニティセンターの電源確保については本当に大きな課題だと思うのですが、また、それぞれ所管が違っているということもあって、なかなか難しいのかもしれませんが、市として、災害時の電源確保の全体像を持って計画的に予算をつけて早急にできるように、改築のときだけではなくて、例えば少し自動車をくっつけてここにできるようなものがみたいな、簡易といってもお金はかかるのですが、できるものも今、技術開発されているようですので、しっかり早めに進めていただくように求めますが、改めて見解を伺います。

武蔵野市地域防災計画の令和8年度修正原案に関してちょっと質問いたします。熊本地震の反映はまたこれからになるかと思いますが、検討していく中でよろしくお願いいたします。第2章の武蔵野市の現状と被害想定のところ、被害想定が多いものの一つ、火災原因が一番多いというふうに武蔵野市の場合だとなるかと思います。冬の夕方だと1,649棟被害想定、また、亡くなる方も、実は火災から亡くなる方が被害想定としては多い状況です。地域の防災力を高める、先ほど他の議員の御答弁にもそのような市長の御答弁があったのですが、修正原案の中を見ると、発災直後から72時間以内において特に重要な――ちょっと省略しますが、消火活動については消防などの防災関係機関による活動と近隣住民同士の共助による活動が連携を図ることで大きな効果を発揮するとあり、また、火災により亡くなる方を6割以上減少させる対策として、木造住宅密集地域を中心に消火器の設置を促進するとともに、併せて消火訓練の実施や風呂水のくみ置きなどの普及啓発等を行うなど、初期消火対策を促進するとあるのです。震災時での初期消火について、自主防災組織などいろいろ訓練もしているのですけれども、スタンドパイプとか可搬ポンプを使っただけの消火活動、それを地域防災としてやるということを想定されているのかをまず伺いたいのと、スタンドパイプや可搬ポンプ所持状況の把握とか、台数確保も必要なのかなとちょっと考えるのですが、見解を伺いたいのと、吉祥寺東町ふれあい公園での防災運動会で可搬ポンプを使って消火訓練をやったときに、結構これ自体を出すのは久しぶりなのだよと、なかなか水を使うのは課題があって、しょっちゅう出せないけど本当に時々は出さなくてはということで出したような話をちょっと伺ったのです。持っていらっしゃるなら、やはり使えるように。スタンドパイプのほうがさらに使いやすいのかなとは思いますが、必要だというふうに考えるなら、そういうものを実際使っただけの訓練や操作可能な人数を増やす、そういう訓練、取組も必要だと考えるのですが、ちょっと見解を伺いたいと思います。杉並区では、街頭消火器での消火と併せて、町会があるので町会で持つスタンドパイプを使った消火を重視した住民対象の訓練が結構定期的に回数行われているみたいで、使える人が増えているみたいな記述を見たのです。その辺についての御見解を伺えればと思います。

○市 長（小美濃安弘君） 電源確保につきましては、おっしゃるとおりでありまして、電源がなく

# 不確定原稿

なると本当に何もできないということがありますので、これは答弁の中でも様々な最新技術も駆使しながらと御答弁させていただきましたが、できる限り電源の確保にこれからも努めていきたいというふうに思っております。

また、初期消火につきまして、スタンドパイプも水道が流れていれば有効ですが、果たして水道がどうなっているのかというのも問題でありますので。ただ、訓練をしていくということに関しては、一つの初期消火の方法であることは間違いありませんので。ただ、これも慣れた人がやらないと、水道が生きていれば圧が常時3キロとか5キロとかかっていますから、調整が効かないのです。自動的に圧がかかっていますから。なので、そこにつきましては、もし使うならばしっかりと訓練をしていかなければならないなというふうに思っています。可搬ポンプにつきましても、あれはガソリンでやるのですが、相当手入れをしていないと、一回使ってそのままにしておくと動かなくなってしまうのです。なので、そういったことも踏まえて、訓練をするならば、まず動かして、水を出して、その後きちんとメンテナンスをしてと、その一連をしっかりときちんと知識のある方がついて訓練をするということならば、これは一つ効果のあることだなというふうに思っていますので、とにかく様々な方法で初期消火をしていかないと、なかなか厳しいと思っています。実際に災害時に火災が起きたときに、消防署も消防団も恐らく相当混乱状態というか、大規模な火災になりますと恐らく全てのところに網羅できないと思いますので、これは共助の部分になると思いますけども、やはり近隣の方々、住民の方々による初期消火は重要です。なので、消火器でまず消火できるものは消火をし、そして、それでも足りないというものであるならば、先ほど御提案がありましたスタンドパイプや可搬式ポンプ等々でしっかりと消火をしていくという、こういったことも交えて、今後、実効性のある訓練の中に取り込んでいければというふうに思っております。

支え合いステーションのスケジュールにつきましては、担当部長からお答えをいたします。

**○市民活動担当部長（天野裕明君）** 地域支え合いステーションの件でございますが、検討の方向性は先ほど答弁したとおりでございます。スケジュールのほうに関しましては、こちらも含めて検討させていただければと思っております。

以上です。

**○20番（三島杉子君）** ありがとうございます。スタンドパイプや可搬ポンプが有効なのかどうかも含めて、どういうふうに組み込んでいく、使い勝手だったり、訓練だったり、その後のメンテナンスだったり、でもいざというときに必要なものだったら使えないと困るので、計画の中であまりそれが読み取れなかったのも、そういうことも計画に入れるのか、入れたほうができるようになるのか分からないのですけれども、検討して進めていけるように。持っているところは持っているような気がしますので、よろしくお願いします。

別のことにいきます。障がいがある方の18歳以降の居場所づくりについては、前向きな御答弁をいただいて、本当に進めていけるように、1つでも2つでも取り組む事業所ができて、居場所づくりが進むように行っていただけたのだと思いますので、よろしくお願いいたします。一応一言いただければと思います。

あと、自閉症・情緒障害特別支援学級は2年かけてということで、在り方検討委員会は、要望などが

# 不確定原稿

出ている団体もあるのかな、学校関係でもあるのかなというふうにも思っておりますので、ぜひ進めていただきたい。あわせて、子どもに多様な選択肢が必要というふうに考えます。先ほど加配の話がありましたが、現在ある支援学級の加配や、介助員がプラスで入っているなどという話もありました。ちょっと関係があるのかなと思うので、こちらを聞かせてください。東京都教育庁の主要事務事業に、インクルーシブ教育支援員の配置支援があります。現在も、特別支援学級だったり普通学級にこの支援事業のお金がつく部分などを使って、インクルーシブ教育支援員という形ではないのかも名前は違うのかもかもしれませんが、配置されているのではないかなと思うのですけれども、ちょっとそこを伺えればと思います。

○市 長（小美濃安弘君） 担当部長よりお答えいたします。

○健康福祉部長（毛利悦子君） 18歳以上の障害者の方の居場所ということですのでけれども、昨日もアンケートの結果で3事業所が検討はするということで御返事をいただいておりますが、やはり人員の確保とスペースの確保というところがすごくネックになっていて、それが補助金によって解決する問題なのかというところはありますので、人材の確保ですとか定着支援、その辺と併せて考えてまいりたいというふうに思っております。

○教育長（吉原 健君） インクルーシブ教育支援員配置事業補助金についてのお尋ねにお答えいたします。昨年度の実績を見ますと、本市におきましても、東京都公立小・中学校インクルーシブ教育支援員配置事業補助金ですか、これの交付を受けております。詳しく申し上げますと、2種類の事業につきまして補助金の交付を受けておまして、一つは特別支援学校就学相当児童生徒支援事業、これについては介助員の配置ということで交付を受けております。もう一つは発達障害教育等支援員配置促進事業、これについては交流共同学習支援員ということで、本市におきましてもこの都の補助金を実際使っている実績がございます。

以上です。

○20番（三島杉子君） ありがとうございます。ちょっとしつこくて申し訳ないのですが、18歳以降の居場所づくりについて、本当にヒアリングをしながら、では、市がここだったらこういうことができますよということをできる限りしていただいて、1つでも2つでも、言い方は厳しいのですが、年間、生活すること自体が厳しくなってしまうような御家庭が複数いらっしゃるような状況が本当にあるようなところはどうかしていかなくてはいけない。審議会の中でも話が出ていたかと思います。私も御相談いただいて、対応がし切れていなくてというふうな思いが、本当につらい思いをしている部分もあります。本当に1つでも2つでも、1人でも2人でも行ける場所ができるように、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどのインクルーシブ教育支援員のほうは、使えているところがあるということで、ありがとうございます。もうちょっとだけ伺いたいのが、特別支援学級のところで介助員として使って、プラスで人についていただいているということができているのかなとも思うのですけれども、通常級に入る場合に使うようなことができているのか、また、使えるようにする必要があるのではないかなとは思っているのですけれども、そちらについては現在どういう状況であるか、ちょっとお聞きしてもいいでしょうか。

○教育長（吉原 健君） 通常学級においての考え方について申し上げます。現状におきましては、

# 不確定原稿

本市では、通常学級への介助員の配置等には、整備するという考えには立っておりません。ただ、他市において補助金を活用して通常学級に介助員を配置している例については承知しておりますので、今後こういった他市の動向も注視してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○20番（三島杉子君）      ありがとうございます。現在、武蔵野市ではそういうふうになっていないのだけでも、他自治体で、新しく都のこれができる、条例などを変えて行っている自治体がありますので、すぐそばの自治体にもありますので、ぜひしっかり検討していただいて、少しでも。昨日も御答弁にあったと思いますが、一緒に学級のお子さんにとってもよりよい教育生活を保障する環境をつくるということは大切であり、やはり公が進めていく必要があることであると考えています。ぜひしっかり使えるものを使っていただいて、子どもたち一人一人について、本当にいい教育ができるようによろしく願いいたします。

では、様々言ってきたことはありますが、前向きな御答弁もあったのだと思いますけれども、ぜひ引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

---

○議 長（木崎 剛君）      次に、ふるさと住民登録制度と友好都市交流等について、25番川名ゆうじ議員。

（25番 川名ゆうじ君 登壇）（拍手）

○25番（川名ゆうじ君）      それでは、今回の一般質問、ふるさと住民登録制度と友好都市交流、市民自治の理念に根差した審議会、市制施行80周年について、この3つのテーマで一般質問を行います。

大きな1番目、ふるさと住民登録制度と友好都市交流について。

総務省は今年、関係人口を飛躍的に拡大させるために、新しく「ふるさと住民登録制度」のガイドラインを定め、本格運用に向けた動きを始めました。ふるさと住民登録制度とは、実際にその地域に住んでいなくても、スマホアプリなどを使って特定の自治体に「第2の住民票（ふるさと住民）」として任意に登録する仕組みで、住民票を移す必要や税金の納付先が変わることなく、地域との継続的なつながりをつくることを目的としています。一般的な観光情報だけではなく、地域の詳細なイベント、地域の課題や担い手募集などの情報も登録した人が受け取ることができ、不足している地域の担い手を確保することや、登録したまちのファンなどとなり、訪れることで関係人口を増やすことが目的となっています。

都市部の税金を物品販売によって地方へ移す仕組みではなく、言わば、市民が地方へ行き来し、人生をより豊かにする、「新しい暮らし方・交流の深化」と考えられます。しかも、複数の自治体に登録することができます。また、初めから大きな新規事業や多額の予算が必要となるものでもありません。例えば、武蔵野市交流市町村協議会で情報を共有し、各自治体の参加意向、担い手不足、受入れ可能な活動、市民への支援、必要な経費、国の財政措置などを整理することから始めてはいかがでしょうか。このことも含め、新制度を今後の友好都市交流にも活用すべきと考え、以下質問をいたします。

1の1、総務省が開始した「ふるさと住民登録制度」及び年末にリリース予定の「ふるさと住民アプ

# 不確定原稿

り」について、本市としてどのように概要を把握しているかを伺います。

1の2、単なる観光ではなく、市民が友好都市に「第2の住民」として関わり、豊かなライフスタイルを実現するための支援ツールとして、本制度をどう評価されているか、課題を含めて伺います。

1の3、交流する市民への直接的メリット、例えば交通費補助等について、本制度では登録者が現地で年3回以上の活動——これは農作業の手伝いや地域イベントの参画などですけれども——を行う「プレミアム登録」に対して、国が特別交付税等の財政措置を講じるとしています。本市が直接申請するのではなく、友好都市側にこの制度を導入してもらい、訪問する武蔵野市民に対して新幹線や特急料金の半額補助などが受けられる仕組みを共同で構築してはいかがでしょうか。このことにより、交流に参画する市民の経済的負担が直接的に軽減され、より気軽に、何度も友好都市に足を運べるようになります。本市から友好都市へこのような連携を提案する考えはないのか、御見解を伺います。

1の4、セカンドスクールから始まる持続可能な交流の深化についてを伺います。本市には、子ども時代に友好都市の大自然や温かな人々に触れる、セカンドスクールという財産があります。しかし、大人になってからの交流の継続性にはまだまだ課題があると考えられます。この新制度と交通費補助の仕組みを活用すれば、かつてセカンドスクールを経験した若者や市民が大人になってから友好都市の担い手として関わり続けることも可能かと思えます。息の長い持続可能な交流へと進化させることができると考えますが、御見解を伺います。

1の5、友好都市の住民に武蔵野市を登録してもらい、武蔵野市に来てもらい、より相互交流を深めることも可能と考えますが、御見解を伺います。

続いて、大きな2番目、市民自治の理念に根差した審議会について。

市長や教育長が個別計画を策定するために、各種審議会、策定委員会、専門部会など附属機関が多数あります。以下、審議会等としますが、武蔵野市自治基本条例の理念をさらに一段高いステージへと昇華させるため、これら審議会等の在り方と今後について質問をいたします。

現在、審議会等には、市職員が正規の委員として構成されている委員会があります。例えば、第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会には、総合政策部長、財務部長、教育部長といった市幹部職員が、事務局としてではなく、正式な構成員、委員として参画し、議論できる立場で、意思決定の1票を投じる構造になっています。この理由として、ほかの政策や計画との整合性を取ることや、計画の実効性、スピードを担保するために必要としている、あるいは自治基本条例第3条に職員参加が記載されているからかと考えられます。しかし、自治基本条例3条における職員参加とは、市全体の長期計画の策定プロセスにおける職員参加を想定したものであり、個別の計画策定審議会において、職員が市民と同等の1票、すなわち議決権を持つことまでを容認したものとは考えることができません。自治基本条例第14条が保障する市民参加の権利及び機会の保障の精神に照らし合わせたとき、圧倒的な情報量と予算編成権を持つ行政幹部が一般市民と同じテーブルに座しているとなれば、純粋な市民参加の在り方として大きな疑問を禁じ得ません。特に、学校の適正規模や統廃合がテーマとなる場合、地域生活や子どもたちの教育環境に直結する極めてセンシティブな問題です。このような場で、市幹部職員が委員として議決権を持つこと自体が、審議に目に見えない心理的影響、いわゆる行政への忖度を生む土壌にはならないでしょうか。審議会という意思決定の構造そのものに、市民が自由闊達な議論ができないことに

# 不確定原稿

なれば、最初から行政側のシナリオありきの出来レースにならないかという不信感を抱かれてしまう可能性があります。

また、職員を守るという視点からも考え直す必要があると考えます。自治基本条例第8条には、「職員は、市長、議長その他の任命権者の監督のもとに、法令を遵守し、誠実に、公正に及び能率的に職務を遂行しなければならない。」と規定されています。また、地方公務員法第32条には、「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と定めており、職務上の命令に従う義務が課せられています。この法律と条例により、任命権者である市長や教育長の監督下に置かれ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない職員が、果たして審議会場で市長や教育長の意向とは異なる独自の意見を自由に発言ができるのでしょうか。優れた個人的見解や市民に寄り添う思いを持っていたとしても、執行機関が目指す方向性以外の意見を述べることができるのでしょうか。市の最上位計画である長期計画で示された方向性へ、執行する立場の職員が反対する意見を主張していいのでしょうか。これは職員に対して、職務上の命令に従う義務と、審議会委員として求められている自由な発言という、両立し得ない二者択一のジレンマを強いる極めて不幸な構造です。本来、職員の役割は、定められた条例、計画、予算などを執行する立場であり、決定権を持つ委員として議論をリードすることではなく、市政情報を真摯に開示し、事務方として、ほかの委員、市民へ情報提供は説明し決定してもらう立場、すなわち、徹底した黒子に徹するべきではないでしょうか。市長、教育長は職員を守ることも職務と考えれば、このような状況に職員を任命してよいのか、疑問を持ちます。

そして、審議会の公平性を担保する上で、もう一つ見過ごせないのが、有識者と行政との関係性です。本市だけではなく、ほかの自治体の審議会等でも、大学教授等の研究者が委員となり、その多くが委員長や会長のポストに就くことが多くなっています。このことについて、行政学者などからは、地方自治体の審議会委員長という肩書は、大学内での昇任人事や国の研究費獲得において研究者自身の社会貢献実績というキャリア実績になり得る。このことは、委嘱する行政と、実績が欲しい研究者との間に、目に見えない互惠関係が生じる懸念が生まれ、研究者がキャリアを重ねるために次の委嘱を期待し、行政が求める結論や方向性を察知して、それを学術的なレトリックで正当化、理論武装する、言わば、おもねる傾向が生じがちであると指摘をしています。もちろん、本市がそのような恣意的な選別をしているとは思ってはいません。しかし、一般論として、予算編成権を持ち、膨大な情報量があり、しかも事務方の上司が委員席に座り、さらに自らのキャリアを意識せざるを得ない研究者が委員長あるいは委員となっている審議会等で、公募市民や利害関係者の意見がどれほど尊重されるのでしょうか。行政学者には、審議会が行政の意思決定にお墨つきを与えるだけの追認機関、免罪符と指摘する意見があります。武蔵野市では、そうはあってはならないと考えます。

自治基本条例の理念には、参加している市民が何の付度もなく公平な立場で様々な視点から自由闊達に議論し、市民自らの手で結論を導き出すことを目指しているのではないのでしょうか。このことが、自治基本条例第1条の目的にある、市民自治の一層の推進となると考えます。ほかの自治体の状況を調べますと、東京都は附属機関等設置運営要綱第5の2で、「職員は、特に必要がある場合を除き、委員としないこと」を規定しています。多摩市長が定める多摩市自治基本条例の施行に関する規則第16条にあ

# 不確定原稿

る審議会の委員の選任では、（２）で、「市職員は、特に必要がある場合を除き、委員としないこと」と規定しています。瑞穂町審議会等の設置及び運営に関する指針でも、特に必要がある場合を除き、構成員としないとしています。東京以外では、宇都宮市審議会・委員会の制度の改善に関する指針で、「市職員は委員としない（法定されているものを除く。）。参加する場合は事務局または幹事として参加する。」と規定をしています。これらから分かるのは、情報提供、他部署との調整役と、意思決定の１票を持つ役割は別問題であり、職員は情報提供と説明に徹する事務方として、言わば黒子に徹し、市民が主役となる仕組みを構築することが、不要な対立や批判から守ることになるとも考えられます。市民自治のトップランナーである武蔵野市がその姿勢を見せる意味も含め、行政職員の委員就任を原則禁止とし、市民には出来レースと思われない姿勢を明確に示すべきと考えます。そこで、以下を市長、教育長に質問をいたします。

２の１、住民の利害が対立する重要な計画策定において、行政計画や職務上の命令に従う義務を負う行政職員が委員となることや、キャリア形成になるために利害関係を生みかねない学識者が委員長を務める構造は、自治基本条例第14条が保障する市民参加の権利を実質的に形骸化させ、市民に、最初から行政のシナリオありきの追認機関ではないかという不信感を与えかねないと考えます。本市のことではなく、一般論としての御認識を伺います。

２の２、武蔵野市自治基本条例逐条解説には、令和２年３月末現在として、各分野における主な個別計画一覧が記載されています。ここには69の計画が記載されていますが、現在では幾つの計画があるか、伺います。

２の３、そのうち、審議会等を設置している計画は幾つあるか、伺います。

２の４、設置している審議会等で職員が正規の委員となっている計画数を伺います。

２の５、職員が正規の委員となっている審議会等で、法律や規則、職員に関する計画を策定する場合などを除き、職員が委員とならなくてもほかの委員に情報提供や市の見解を伝えることができる審議会等は幾つあるのかを伺います。

２の６、武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例施行規則第３条には、「審議会の委員は、次に掲げる者をもって組織し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。」とあり、そこには職員と定めています。なぜ職員を書き込んでいるのか、その理由を伺います。

２の７、武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例第５条には、「審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」と定めています。このことは、市職員が審議に委員として参加している場合、知り得た秘密について、委員ではなく職員として職務をする場合に活動を制限することにならないのか、御見解を伺います。

２の８、市長部局が設置する審議会等は、職員を委員として委嘱または任命する規定はあるのかを伺います。

２の９、自治基本条例第３条４項にある職員参加は、個別計画の委員就任を担保するものではなく、長期計画への参加と考えますが、御見解を伺います。

２の10、武蔵野市自治基本条例第８条には、「職員は、市長、議長その他の任命権者の監督のもとに、法令を遵守し、誠実に、公正に及び能率的に職務を遂行しなければならない。」とあり、職務を遂行す

# 不確定原稿

る職員とは、事務方としての情報提供や説明に徹すべき立場と考えます。職員に関係する計画等は除くとしても、職員を心理的ジレンマから守り、かつ市民が公平・対等に議論できる環境をつくるためにも、職員は議決権を持たない説明員として参画を原則とするように変更すべきと考えますが、御見解を伺います。

2の11、自治基本条例の理念をさらに昇華させ、審議会や行政の追認機関とならないよう、選定の透明性や公平な運営を担保するために審議会設置の市全体の共通ルール、ガイドラインを策定することも必要と考えますが、御見解を伺います。

大きな3番目、市制施行80周年について。

武蔵野市は、昭和22年（1947年）11月3日の市制施行から、来年2027年に80周年を迎えます。これまでも周年行事は行われていますが、80年という節目は、単に式典を開催して祝うだけではなく、武蔵野市が歩んできた歴史を振り返り、市民がまちの魅力を再発見し、次の世代へつないでいく機会にすべきだと考えます。

一方で、物価高騰や公共施設の更新、社会保障関係経費の増加など、今後も厳しい財政状況が見込まれます。多額の費用をかけた一過性のイベントではなく、既存事業や市民、地域団体、事業者などの力を生かし、費用を抑えながら多くの市民が参画できる工夫が必要です。そこで、以下を質問いたします。

3の1、市制施行80周年をどのような節目として位置づけ、記念事業を通じて何を市民と共有しようと考えているか、基本的な考えを伺います。

3の2、市制施行70周年記念事業の成果と課題をどのように検証し、80周年記念事業に反映させる考えなのかを伺います。

3の3、大規模で一過性のイベントを中心とするのではなく、既存事業や市民活動、地域団体、大学、商店会、企業などとの連携を基本に、行政が市民に事業を提供するだけではなく、市民や団体が自ら企画し、参加し、発信できる80周年とする考えはないのか、伺います。

3の4、小・中学生や高校生、大学生など、次の時代を担う子どもや若者が参画できる仕組みを考えることも必要と考えますが、御見解を伺います。

3の5、具体例として、結婚や子どもの誕生という人生の大切な節目を市制施行80周年と結びつけて祝う取組を提案いたします。ほかの自治体では、オリジナルの婚姻届、出生届を作成することや、届出をした際に記念写真を撮影できるようバックボードやフォトスポットを作成している例が多数あります。本市にある事業者やアニメ制作会社と連携し、市民になってくださった方、子どもの出生を市として祝う取組についての御見解を伺います。

3の6、70周年の際には、当時、生誕70年でもあった象のはな子をかたどった御当地ナンバープレートが作成され、事業費はさほどかかっていないと記憶をしています。このナンバープレートは、走るたびに武蔵野市の魅力を発信する動く広告塔ともなり、交付を受けた市民にとっても記念として残る事業でした。80周年版についても作成してはいかかと思いますが、御見解を伺います。

3の7、80周年は行政だけが祝うものではなく、市民一人一人が武蔵野市の歴史や魅力を考え、未来のまちづくりに参加する契機にすべきと考えます。市民参加にする事業も行うべきと考えますが、御見解を伺います。

# 不確定原稿

以上、壇上での質問を終わります。

○市 長（小美濃安弘君） 川名ゆうじ議員の一般質問にお答えいたします。

まず、大きな1点目のふるさと住民登録制度についてです。1の1、ふるさと住民登録制度及びふるさと住民アプリに関する御質問ですが、総務省のホームページや報道情報等により、概要は把握をしております。今後、本制度への参加方法なども含めて国から詳細な通知がされるものと考えており、状況を注視していきたいと考えています。

1の2、市民と友好都市との関わりの面におけるふるさと住民登録制度の評価についてです。市としてはこれまでも、市民に友好都市のファンになっていただき、関係人口や交流人口を増やしたいという思いで市民交流ツアーなどの事業を実施しているほか、アンテナショップ麦わら帽子を通じた友好都市のPRなどを行っているところであります。ふるさと住民登録制度の詳細につきましては、現時点ではまだ分からないことが多く、評価することは難しいと考えています。

1の3、友好都市の連携の提案であります。本制度の活用については、武蔵野市が現在友好都市として関係するそれぞれの自治体の御事情によって異なるものになると考えています。今後は、各友好都市の活用状況やお考えをお伺いしながら、本制度を活用してどのような連携ができるのか、武蔵野市交流市町村協議会の枠組みなども活用して研究していきたいと考えております。

次に、1の5、友好都市の住民に武蔵野市を登録していただいたの相互交流についてです。本市での本制度の活用については検討中の段階ですが、今後、活用することになった場合は友好都市と相互交流にどのように生かせるか、研究していきたいと思っております。

次に、大きな2点目です。2点目の1点目、審議会等の委員に学識経験者や職員が就任することについてです。市民ニーズが高度化・複雑化している現状において、計画の策定に当たっては強い専門性が求められることから、学識経験者の知見は非常に重要な要素であると考えており、これは国や他自治体の審議会等においても一般的な手法であると認識しております。仮に学識経験者が参画しなかった場合、客観的かつ科学的なデータに基づく判断が困難になるなど、専門性の不足が判断の質や公平性、信頼性を損なうことにつながりかねないと考えています。また、職員が事務局説明員としての立場とは別に委員として参加することで他の政策や計画との整合性を取ることや当該計画の実効性を確保することも、計画策定においては重要であると認識しています。これらのことが市民参加の形骸化につながるかどうかについては様々な見方があるものと考えますが、会議体の在り方は目的やこれまでの経緯なども考慮した上で各団体において決定していくべきものと考えています。

次に、2の2、個別計画の件数についてです。令和8年8月末現在、本市で策定している主な個別計画は74件になります。

2の3、審議会等の設置件数についてです。計画の策定において審議会等を設置している件数は42件です。

2の4、市職員が委員として参加している件数についてです。個別計画の策定に当たって市職員が委員として参加している審議会の件数は32件であります。

2の5、市職員が委員として意見を述べる以外に、市の見解や市からの情報を伝える機会がある審議会の数であります。全ての計画策定の審議会において、策定の経緯や現状、課題等、議論の前提となる

# 不確定原稿

情報については事務局から説明を行っている認識をしております。

次に、2の8です。市職員を審議会等の委員として委嘱または任命する規定はあるかということでございますが、審議会設置条例等で審議会ごとに組織や委員について規定をしております。市職員を委員として委嘱または任命することについて、包括的な規定はございません。

2の9、自治基本条例第3条第4項に規定する職員参加についての御質問です。自治基本条例第3条第4項は、計画に基づく行政を市民自治の推進を図るための基本原則とする規定であると認識をしています。長期計画をはじめとする計画の策定における職員参加の方法は様々であり、審議会等の委員に就任することのみが職員参加ではないと認識しております。

次に、2の10、市の職員は個別計画の策定に当たっては説明員としての参画を原則とすべきとの御質問です。本市では、長期計画の策定において、市民と市職員が策定委員として同じ立場で闊達な議論を行ってきた経緯がございます。市職員が審議会等の委員として参加するか否かは個別計画ごとに判断されるものと考えますが、市職員が審議会等の委員として参加し、市民、学識経験者と議論することで、それぞれの立場での意見が交わされ、より実効性の高い計画策定につながるものと考えます。同時に、各委員が対等に意見交換をできるよう丁寧な説明、情報共有を行うことが、事務局、説明員としての市職員の重要な役割であると認識しております。現時点において、説明員としての参画を原則とすることをルールづけることは想定しておりませんが、他自治体における先例を注視しつつ、今後その在り方について研究してまいりたいと考えています。

2の11です。審議会設置における市全体の共通ルール、ガイドラインの策定に関する御質問です。審議会等の設置に当たっては、透明性、公平性を担保することは重要であると認識しています。現在、付属機関等の公募市民委員の選任については基本方針を規定しておりますが、審議会等の設置のガイドラインについては今後他自治体の事例も参考にしながら研究してまいります。

次に、市制施行80周年についてです。3の1、市制施行80周年記念事業の基本的な考え方についてです。市制施行80周年を、市のこれまでの歩みを振り返るとともに、これからの武蔵野市を考える節目と位置づけます。記念事業では、人間らしさ、武蔵野市らしさの再興、共に見詰め直し、これからの描くをコンセプトとして掲げ、人と人とのつながりや感動体験などを大切にしつつ、武蔵野市らしさを改めて見詰め直し、未来へ継承、発展させていく取組を進めてまいります。

3の2、70周年記念事業の成果と課題を検証し、80周年記念事業へ反映する方針についてです。市制施行70周年記念事業の課題として、市全体で周年事業に取り組む体制の強化が挙げられていたため、80周年記念事業に向けて、コンセプトを庁内で共有した上で、一定の予算枠と人員を見据えながら、令和9年度早々に本部会議を立ち上げ、庁内全体の機運醸成と実行体制の確保に努めてまいりたいと考えております。また、市民や関係者からいただく御意見も参考にしつつ、市民が主体的に参加し、人と人とのつながりや感動を共有できる事業となるよう、今後、具体的な内容と実施方法を検討していきたいと考えております。

3の3です。80周年記念事業の企画内容の検討についてです。80周年記念事業では、コンセプトに基づき、既存事業に加えて特別事業を検討してまいりたいと考えています。その中で、市民活動団体や地域団体などの様々な団体との連携も大切に、市民や団体が主体的に企画・参加・発信できる機会もつ

# 不確定原稿

くっていきたいと考えています。行政が事業を提供するだけではなく、様々な主体とともに80周年をつくり上げることで、地域のつながりを深め、次の時代につながる取組として検討を進めてまいります。

3の4です。80周年記念事業として、次世代を担う子どもや若者が参加できる企画についてです。80周年記念事業の企画内容の検討に当たり、次の時代を担う子どもや若者が80周年を自分たちのこととして捉え、主体的に参加できる機会を設けることは重要と認識しており、そのような事業も検討していきたいと思っております。

次に、3の5、結婚や子どもの誕生という人生の大切な節目を市民が戸籍の届出をした際に市としてお祝いをする取組の御提案です。人生の大きな節目である結婚やお子様の誕生を市として温かく祝福し、本市にお届けをしてよかったと感じていただくことは、とても大切な取組であると認識しています。今後、他自治体の事例も参考にしながら研究してまいります。

次に、3の6です。80周年型の御当地ナンバープレートの作成についてです。70周年の際のはな子のナンバープレートは、武蔵野市の魅力を発信するとともに、市民の皆様の記念となる取組であったと認識しております。80周年においても、こうした事例を参考に、費用対効果や実施可能性を踏まえながら、記念ナンバープレートの作成について検討してまいります。

3の7です。80周年記念事業として市民参加による事業についての御質問です。市制施行80周年を、市民一人一人が武蔵野市のこれまでを振り返り、これからのまちの姿を考える機会とすることは極めて重要と認識をいたしておりますので、いただいた御意見も踏まえて、市民参加による事業についても検討してまいりたいと思っております。

他の質問に関しましては、教育長より御答弁いたします。

○教育長（吉原 健君） それでは、私からは、まず1の4、セカンドスクールを経験した市民が大人になり、友好都市の担い手として関わる持続可能な交流についてのお尋ねにお答えいたします。議員御指摘のとおり、本市のセカンドスクールのような、子どもの頃に生きた経験が大人になってからの交流につながることは、大変意義深いものと考えております。これは本人だけではなく、御家族とか友人、あるいは知り合いも含めた交流の契機になることもあると考えております。現在、市内の小学校教員の中にも、自分自身が小・中学校時代に本市のセカンドスクールを経験した者がおります。その教員はセカンドスクールの経験に大変感銘を受け、大学生時代には生活指導員としてセカンドスクールに参加し、その後、希望して本市の教員となり、現在は、今度はセカンドスクールを引率する教員の立場として、セカンドスクールの意義やすばらしさを子どもたちに伝えておる状況もございます。御提案いただきましたふるさと住民登録制度等につきましては、今後、市長部局と連携して研究してまいりたいと考えております。

続きまして、2の6です。武蔵野市教育委員会が所管する計画の策定に関する審議会設置条例施行規則第3条に市の職員を規定している理由についてお答えをいたします。計画の策定に関する審議会の答申の内容がより実効性のあるものとなるためには、学識経験者、また、学校関係者、地域の方、公募市民といった多様な立場からの御意見をいただくことが重要であると考えております。また、あわせて、行政の実情、制度、そして財政面、既存の施策や計画との整合性等についても必要であると考えておることから、市の職員を審議会の委員に入れることにより、行政実務の知見を直接審議会の議論に反映さ

# 不確定原稿

せる仕組みを整えているところでございます。

続きまして、2の7です。市の職員が審議会の委員ではなく職務を遂行する場合に活動を制限することにならないかとの御質問にお答えいたします。市の職員は審議会の委員となる以前から、地方公務員法第34条により守秘義務を負っており、条例の規定によって新たに義務が生じるものではないと認識しております。職員が審議会において知り得た秘密については、これは審議会の委員であるか否かに関わらず、職員として元来負っている守秘義務の範囲内でそれぞれの立場を理解し、適切に取り扱うことが求められているものであり、職員としての通常の職務がこのことにより制限されるものではないと考えております。

以上です。

**〇25番（川名ゆうじ君）** では、ふるさと住民登録について伺います。これはまだ制度が始まったばかりで細かいところは分かっていないということと、国の財政の補助がどのくらい出るのか分からない。特に武蔵野は不交付団体なので、どこまで出るかというのはまだ見えないところではあるのですが、これは試行から始まって3年ぐらいたって、もう実際に行っている自治体も複数あるのです。そういう自治体の話を聞いていくと、逆に自分たちの交流に適したように制度が変わっていく、要は先行する自治体にとっては制度を変えられる立場にあるわけです。とすると、これは先にやって、入っていたほうがさらにメリットがあるのではないかということも含めての提案です。同じように、さっき言いましたけども、ふるさと納税という制度自体は私はよろしくないと思っていますけども、この制度がよくないからといって、ずっとそのまま放置していくことによって、市からの税金がいっぱい出てしまった。後からそれは今改善をしていると思うのですが、制度を後追いしていると、結構市政にとっても課題が出てしまう可能性がある。だとしたら、先手必勝ではないのですが、早めに取り組むことによって、この制度をうまく使えるのではないかという提案です。実際今、友好都市と交流をしていますし、事業として支出しているのですから、そこをうまく交流制度と重ねることで、より市民が行きやすくなるのではないかという提案です。こういう面も含めて、制度を注視している場合ではなくて、制度をもっと活用するという立場で、研究と言うと多分やらないのだろうなと私は思っていますが、もう少し前向きに検討していただきたいと思いますかと思いますが、この点について改めて伺いたいと思います。

3番目の80周年はこれからという話ですので、今日行った提案を基に、方向性としてはそう変わらないかなと思いますので、ぜひとも進めていただきたいと思います。その中で、婚姻届の話を、研究という話があったのですが、今、東京都がオリジナル婚姻届を作っていて、ホームページからダウンロードできます。それをプリントアウトして武蔵野市に届出をすれば、受理してくれますよね。ということは、つまり、もう行っているのです。東京都のオリジナル婚姻届を届けられるのが武蔵野市なのに、だったら武蔵野市だって作ればいいではないですか。東京都の場合は届けるものと自分が保存していくものの2種類があって、自分が保存するものはかなりいろいろなデザインが使えるのです。届け出るものは規定があって、A3の枠の中だけは決まっていますから、その外側だけデザインすればいいというだけの話です。これはもう既に行っているのに、今、研究している場合ではないのではないですか。これは担当部長のほうを知っているかと思いますが、伺いたいと思います。

# 不確定原稿

あと、これは民間事業者がいろいろデザインを提供していて、武蔵野市がほとんどお金がかからないでできるやり方もあるのです。もう一つは、バックボードパネルを作るなりして、そこで記念撮影をするだけ。三脚のスタンドを置いておけば職員も要らないので、撮影すると、今日届けましたよと、みんなSNSに上げたりするではないですか。そのことによって、武蔵野市に住んでいる、武蔵野市で子どもを産んだという、要は自分が市民であるということのプライドが醸成されるということもあって、もっと市民になり続けていてくれるということになると思いますが、これは研究という言葉はちょっと似つかわしくないかと思いましたけど、こういう面も含めて、より積極的に取り組んでいただきたいと思います。御見解を伺いたいと思います。

**○市長（小美濃安弘君）** ふるさと住民登録制度につきましては、せっかく御提案をいただきましたので、武蔵野市も交流市町村協議会がごいますので、今年は職員研修だったのですが来年度はまた各首長が集まる会になりますので、こういった話が議員から提案がありましたということも踏まえて、うまく使えばこれはいい話になるのだろうなというふうに御提案を聞かせていただきながら思いましたので、どういう形ができるのか。ただ、交流市町村の中にも、先ほど御答弁でもお話ししましたが、姉妹都市から上がってきたところと、友好都市から入ったところと、いろいろお付き合いもごいますので、一律にやっていくのか、それともその市町村の中で少し厚めにお付き合いするところをつくっていくのか、そういうところも含めて、あまり齟齬があってはいけませんので、しっかりとそういうところはバランスを取りながら研究をし、せっかくの御提案ですから、何かいい方法があるかどうか、検討してみたいなというふうに思っております。

婚姻届はまたちょっと担当部長にお答えさせますが、議員視察へ行くと、ホールのところによくありますよね。なかなかユニークな施策だなというふうに思いながら見ておりました。そういうことかと思ひながらお伺いしたのですが、その件につきましては担当部長よりお答えいたします。

**○市民部長兼交流事業担当部長（田川良太君）** 私はそんなに詳しくはないのですが、様々な形で婚姻届は、本当にお喜びのときに、その時を同じくして行政としても一緒に祝うというふうな形で、それが最終的にシビックプライドにつながるというふうなところも施策としてはあるかなというふうに思っています。ただ、婚姻届とか出生届は必ずしも本市にお住まいの方が本市に届出をされるとも限らないというふうなところもありまして、とても人気のあるものを作ったから、いっぱい来て、混乱を生んでしまうというのも、それもちょっといかがなものかなとか、それは考え過ぎなのかもしれないのですが、そういったいろいろな側面があるということも含めて、今回、せっかくの80周年というところの企画でもありますので、全体のバランスの中でどんなことができるかというのはちょっと考えていきたいというふうに思います。

以上です。

**○25番（川名ゆうじ君）** 婚姻届で混乱が起きるほどになれば、ニュースになって、逆に二次効果だと思います。バックボードを作ったって10万円もかからないような価格ですから、ぜひとも、研究ではなくて、実施に向けて考えていただきたいと思います。

セカンドスクールについても、教育長からもお話がありましたけども、経験した子どもたちが大人になってまた交流していくという話もありました。先日、市議会で遠野へ行ったときに、市の職員がセカ

# 不確定原稿

ンドスクールに行っていたという、何かそういう話もあって、これは大人になってからも交流が続くのだなと思いましたけど、それを援助するというか、支援することもありますので、ぜひとも取り入れていっていただきたいと思います。

それで、2番目の審議会のことについてです。いろいろ理由があって職員が入っているということは、分かりましたというか、想像の範囲内です。研究者が入るのも、それは専門的知見が必要ですから、私は必要だと思っています。ただ、そこにはどうしてもバイアスがかかってしまう。研究者というのはそもそも自分のキャリアのために入ってくる方も多いので、どうしても行政におもねるというのですか、市が求めていることに結論を導き出してしまふ、あるいは十分な議論をしないで結果ありきで進んでしまふのではないかと市民に受け止められないようにしなくてはいけないという話です。今があるという話を今しているわけではないです。そこを防ぐためにどうしていくかということを考えなくてはならないという展開です。もう一つ、市の職員がいろいろな情報を持っていますし、専門的なアドバイスをするために委員が必要という話でしたけども、これは事務方で説明すればいいだけの話ではないのですか。正式な委員となって、最終的に議決になったら1票を投じることができるわけです。なぜそこに委員として入らなくてはいけないのかという、その理由が分からないのです。専門的知識、あるいは他部門との調整だったら、事務方のほうの説明員でもあるし、そこは補助的に発言するのも構わないではないのですか。なぜそこで委員にならなくてはいけないのですか。なおかつ、委員となれば自由な発言をするのですけども、職員は上司あるいは市の方向性に対して反対する意見を言うわけにいかないですよ。例えば、市長が任命した職員が、武蔵野の長期計画なんか信用できないからやめたほうがいいですよとその場で言ったら、はっきり言って、その職員は職員として成り立つのですかと私は思うのです。もちろん、計画策定のときに賛否を含めて職員の間とか執行部の中で議論しています。その上で計画なり原案ができてきて、そこに対して市民ですとか研究者が意見を述べていくという構造になっているのですけれども、粗々の案ができていところにまた職員が入って行って、反対する意見を言うわけがないではないですか。言うわけがない人がなぜそこに委員として入らなくてはいけないのですか。教育委員会を入れることになっているのです。なぜ入れなくてはいけないのですか。この合理的な説明をまず教育長に伺いたいと思います。

市長には、個別計画によって、たしか必要な場合もあると思うのです。特にそれはその状況に応じて入れる、入れないを決めているという御説明だったと思います。そう考えると、特に入れる必要はないのではないですか。なぜ1票の議決権を持っている職員がそこに入るのですか。例えば、議会の委員会の中の議員がいます。そこに職員が入って、私も賛成です、反対と言ったら、そんなおかしい委員会はないですよ。これは審議会も同じだと思います。これは現状についてお考えを改めて聞きますけども、ちょっと違うのではないですか。市民側から、何で職員が座っていて、そこに行ったら自由な意見を言えないよねという話も漏れ伝わってくるので、そこは武蔵野市の姿勢としておかしいのではないかなと思っています。議論の方向性とか内容ではなくて、市民が自由に議論できる立場としてもらう審議会とするのだったら、職員は、さっきも言いましたように、黒子に徹するというのが原則だと思いますけれども、改めて、そこまで言って、なぜ職員を委員にしなくてはいけないのか。1票を投じる権限を持っている職員が委員になる、その合理的な理由の説明をお願いいたします。

# 不確定原稿

○市 長（小美濃安弘君） 答弁の中でもお話しさせていただきましたけども、職員が入る非常に大きな要素というのは、やはりたくさんある計画や他の施策の整合性や実効性の担保というのは大きなものだと思います。これはやはり議論の中で説明員がその整合性等々を説明するというものではないのかなと。議論の流れの中で出てくる話でありますので、そのたびに説明員としている事務局がちょっと待ってくださいという話はなかなかできないというふうに思います。というのは、私も、審議会ではなかったですけども、懇談会という名前でしたけども、自治基本条例懇談会に議員として参加をした。多分これは珍しい話だと思います。そのときのことを思い出しながら答弁をさせていただくと、副市長がそのときは職員として参加をしておりましたが、副市長はまさしく施策の計画の整合性や実効性みたいなところは非常に気にして発言をされておりましたが、少なくとも進んで議論をリードしていくというような感じではございませんでした。なので、職員は知識もございまして、あまり職員が議論をリードしていくというのは、これはなかなか問題があるかなとも思いますけども、しかし、一定の議論が武蔵野市全体の整合性を保つために職員の意見を反映させていくというのは、私は整合性があるかなというふうには思っています。自分の実体験からもそれは思っています。

そして、やはりほとんどの審議会で公募市民が入っていると思うのです。自治基本条例のときもそうだったんですけど、公募市民の声というのは非常に尊重されていました。なので、他の審議会でも公募市民の声というのは尊重されているのではないかなというふうに思っています。尊重していただきたいなというふうに思っています。そういったことを職員が中にいて一定程度交通整理をしていくというのは、座長はもちろん交通整理をするのですけども、市の職員が全体的な市の計画や施策などと整合するように調整をしていくというのは、これはあり得るのかなというふうに思っておりますので、少なくとも、川名議員の言うようにマイナスばかりではないかなというふうに思っています。また、例えば、市長の考えと反対のことを言えるわけがないではないかという話かもしれませんが、まだ審議会というのは策定段階でありますので、結構部長との会議等々で意見をたくさんいただいて方向転換をすることもございます。非常に議論闊達な会議を部長たちともさせていただいておりますので、そういうことを考えますと、マイナス、御心配のことも分からないことはありませんが、よりプラスのことも多いかなというふうに私は思っています。

○教育長（吉原 健君） 教育委員会の立場で申し上げますと、例えば、現在行われている学校施設整備基本計画審議会におきましても、一番の前提は、多角的な議論を保障するということをまず第一義的に考えております。市の職員をそこに入れている理由については、先ほど御答弁もさせていただいたところですが、当然、行政としての意見や考えを審議会の審議の中で聞かれる場面もありますので、それについてはなかなか事務局の説明員では限界もあるということから、教育委員会の審議会においては審議会の委員として入っていただいている状況もあります。川名議員がおっしゃった1票を投じるというよりは、多角的な議論の中には当然異なった意見や考えもそこで交わされることもあり、多数決で意思決定をするというよりは、そこで合意形成を図りながら審議会の意見や方向性をまとめていくという考えに立っておりますので、多数決でそこで一方的に意思決定をするということではないというふうに認識しております。

以上です。

# 不確定原稿

○25番（川名ゆうじ君） 多数決で意思決定をする場ではなくて、みんなが合意するというのは当然のことだと思いますけれども、では聞きますけど、今まで多数決で行った審議会はありますか。と言っても調べないと分からないと思うのですけども、結局そこで職員さんはどっち側の立場と決まっているわけです。だって、方向性は長期計画と上位計画で決まっているわけですから。なおかつ、上司の命令に従う義務を持っているわけですから、反対のことなんか意思表示できないではないですか。逆にそこで表明したら職員としての意味がないですよ。そういう立場の人が説明する、あるいはこういう意見もありますよと情報提供をするのはとても大切なことなのです。その人が最終議決権を持つ人に入る、その意味が全く分からない。逆に言うと、事務方ではなくて専門員として入ってもらうというやり方があります。発言は自由にできるけど、議決権を持たない。そうしたほうがはるかにやりやすいのではないですか。

もう一つ、今、市長がおっしゃっていた自治基本条例の懇談会的时候、あのときは確かに自由闊達な意見があって、とてもよかったなと私は思います。でも、あのとき、小美濃さんは議運の副委員長か副議長かどちらかの立場で入っていて、市民の立場とは全く違うわけです。議会から選ばれた人が入っている。当然、専門的知識を持っていますし、ふだんから職員とやり合っていますから、職員に議論で負けるわけがないではないですか。そういう立場の人と一般の市民と全く違うわけです。例えば、PTAから出された人が行政計画の隅々なんて分かるわけがないではないですか。今の審議会のやり方は、その人が、例えば学校をなくすという判断をする審議会の賛成者になってしまうのです。本来それを決めるのはトップである教育長なり市長、あるいは議会になると思うのですけども、そこで自由な意見なんか言えないし、数としても負けてしまうので、これはガイドライン等々を再検討していただけないでしょうか。

○市長（小美濃安弘君） 御意見としてはお伺いいたしましたが、私は、先ほど申し上げたのは自治基本条例の中での話ではなくて、主管者会議という、実は部長と理事者との会議があるのですが、非常に自由闊達な意見をいただいております。提案したものを一回持ち帰ることもございます。なので、そういう意味では、審議途中、要するにこれから決めていくのだということに対しての様々な意見というのは、職員といっても部長たちですけども、非常によく考えて、市全体のことを考えて意見を言っていると思いますので、そういう考えで様々な審議会に出て御意見を言っていただくというのはいいかなと思いますが、ただ、あまり会議をリードするというのは、それは確かに問題があると思いますので、黒子に徹するかどうかというのは別として、先ほど申し上げましたとおり、やはり他の施策の整合性だとか実効性だとかそういうものを総合的に判断して職員として意見を言う立場で参加をするというのは一定の価値があると思っておりますので。御提案いただきました、いろいろな自治体の件も、先ほど研究いたしますという話を答弁しましたので、ほかの自治体がどういう形で職員がなしでそういう会をやっているのかというのを研究していきたいというふうに思っています。

---

○議長（木崎 剛君） 次に、市立中学校の魅力発信等について、12番菅 源太郎議員。

（12番 菅 源太郎君 登壇）（拍手）

○12番（菅 源太郎君） 立憲民主ネットの菅 源太郎です。通告に従い、市長及び教育長に大き

# 不確定原稿

く2点を質問いたします。1、公会堂改修工事入札中止及び令和8年熊本地震への初動対応について、2、市立中学校の魅力発信についてです。

1つ目、公会堂改修工事入札中止及び令和8年熊本地震への初動対応について。小美濃市長のこれらの対応について、その経緯は今後の対応にも影響するので、お尋ねいたします。

(1) 公会堂改修工事入札中止について。

①市長が判断する際に公会堂の休館期間を考慮したか、伺います。

②市長が判断前に公会堂を視察しなかった理由を伺います。時系列で見ますと、議会での市長の御答弁によると、4月22日の水曜日に市長会があつて、そこで市長としては中止を判断され、両副市長に伝達をされた。23日木曜日に経営会議、24日金曜日に発表と、このように答弁されています。それで、公会堂を視察されたのは5月1日ということなのです。ですから、市長が判断前になぜ公会堂を視察しなかったのかをお尋ねいたします。

③市長が判断前に公会堂を視察した場合に結論は変わっていたのかということも伺いたいと思います。再質問で伺ってもいいのですが、なぜこのようなことを申し上げるかといいますと、7月9日の全員協議会で市長はこのようにおっしゃっています。私は5月1日に自分の目で見ると前はもう少し実は楽観的に考えていて、内輪の話になってしまいますけども、空調を何とかすれば何とか来年からでも使えるのではないかとぐらいに思っていたのですが、さすがに、現地を見させていただいて、これは駄目だというふうに思いまして、今日の議論にまで至っていると、こういう趣旨のことを答弁していらっしゃいます。そうすると、4月24日に発表した、あるいは4月20日の判断の際には、来年には再開できると思って、まず入札を止めようと。入札が迫っていましたから。止めたけれども、視察をしてみたら、いや、これはちょっと違ったぞと。そんなことを率直に御答弁されているものですから、なぜ判断前に視察されなかったのかということをお伺いします。

(2) 令和8年熊本地震への初動対応についてです。

①市長による発災後初の指示の日時と内容について伺います。

②市長訪米中の追加指示の有無について伺います。あれば、指示者と具体的内容、どなたが指示されたかということについて伺います。

③市が支援物資提供や災害用トイレトラック派遣について関係機関に照会したのはいつか、伺います。

④一連の対応をまとめた市長メッセージは議会にも通知すべきではなかったかと思いますが、伺います。

⑤能登半島地震と比べて課題はあるかということをお伺いします。こちらもう少し流れを振り返ってみますと、7月28日火曜日に発災をしました。昨日、今日の本会議での御答弁も聞いていますと、29日水曜日、翌日に理事者と水道部と協議をしたということをお答弁されました。これは正確なのか、違えば後で御指摘いただきたいのですが、30日木曜日から8月3日の月曜日まででしたか、市長はラボック市への特別交流団ということで訪米されていたのでしょうか。昨日の御説明の中では、7日の金曜日に激甚災害に指定されたと。これを受けてというような御答弁もありました。それで、10日の月曜日に災害用トイレトラックの導入と。13日の木曜日に市長メッセージと。現状、ウェブサイトを見ますと、28日金曜日から9月4日金曜日まで職員を1名派遣していると。こんな流れではないかと思うのですけれども、

# 不確定原稿

具体的に後でお答えいただいたらまた再質問で伺いたいと思います。ただ、このことは昨日、今日の一般質問の中でも取り上げられましたので、若干それを踏まえて伺うならば、被災地に迷惑をかける支援ならもちろん本末転倒ですから、そういうことがあってはならないと思いますが、やはり発災から激甚災害指定まで10日間ありました。それも今回の地震の規模を考えた場合に、大体激甚災害に指定されるだろうということは想像はつくと思いますし、8月7日に指定されていますが、8月3日には高市総理が現地を訪ねて、そこでもう激甚災害に指定するということも表明しています。ということは、遅くとも8月3日の段階では激甚災害の指定は分かっていたわけです。ですから、7日を待つ必要があったのかとも思いますし、さらに申し上げますと、8月13日までということになると、さらに6日間、市長メッセージというのは。これは違ったら言ってください。もっと早く出しているのに、それは違うよということなら言っていたいただきたいのですが、私が確認したのは8月13日でしたので、市長メッセージは8月13日だと思うのですけれども、そのことについて、もし事実関係が違えば違うと言っていたいただきたいですし、なぜなのかということ。後で再質問のほうでよければ再質問のほうで、まずはお答えを伺ってからいたしますが、私の問題意識としては、そういう点、そういう一連の流れの中でどうなのかということをお尋ねしているということは踏まえていただきたいと思います。

それから、大きな2つ目、市立中学校の魅力発信について、伺います。

今、川名議員からもやり取りがありましたけれども、本市は第二期学校施設整備基本計画策定審議会で学校改築、再編を検討していますが、その議論は決算審査に委ねまして、本日の質問では、市立中学校について現役の保護者の立場で感じていることをお尋ねいたします。こちらは教育長にいろいろとお尋ねすることになると思います。

まず、(1) 学校生活の満足度と進学率についてです。

①私が中学生だった1985年から1988年というのは、荒れてはいませんでしたけれども、荒れる学校の雰囲気が残っていたというような感じでした。例えば、学校のトイレのドアが上下逆になっていて、なぜかという、どうも壊れた後で、直して使っていたとか、私が通っているときに起きてはいなかったのですが、そんな雰囲気が残っていたというような状況でした。今回御紹介したいのは、東京のある高校受験塾の講師が、これはSNS上での発信なのですが、複数の都立公立中の生徒評価で学校生活の満足度を定点観測しているが、近年は85%前後で高止まりし、過去最高水準にあるということです。あるいは、市の調査、これは令和5年度の子どもの学習・生活に関する調査、我が市の調査ですけれども、本市の調査でも中学校3年生で楽しいという生徒が9割を超えています。市として、こうした公立中学校の中学生の満足度の高い理由をどう考えているかということをお伺いします。

それから、②同時に市立小学校から国立や私立の中学校への進学率は高く、2025年度は約45%となっておりますが、市としてその理由をどう考えるのかも併せて伺います。

(2) そこから市立中学校生徒の高い満足度、いわゆるソフト面と、今後順次改築される校舎、ハード面、両面からの、特に市立小学生やその保護者への魅力発信が重要と感じます。魅力があるか、ないかではなく、せっかくの魅力をいかにうまく保護者や子どもたちに知ってもらおうかということが重要なということで、幾つか伺います。

①中学校の見学会や学校公開の案内対象は小学校6年生とその保護者のみかを伺います。大体6年生

# 不確定原稿

になると説明会があって、親子で中学校を訪ねますが、小学校6年生になってから受験をどうしようかと検討する親子は多分少ないと思います。低学年の段階からどうしようかというようなことを相談して、動き始める人は3年生くらいから動き始めているのかなと思いますので、そういう意味では、もっと早い小学校の低学年の段階から中学校を知る機会というのがないのかなという趣旨でのお尋ねです。

それが②にもつながります。具体的に、一小の吹奏楽団が一中吹奏楽部と、この前、一中校舎で合同練習をいたしました。吹奏楽団も3年生の終わりからですから、低学年、一、二年生はいないのですが、それでも実際に一中の校舎に出かけて一緒に練習をするということで、中学校の様子を知ることができました。そういう意味で、見学会や学校公開以外でも小学校低学年から中学校の様子を見聞きする機会がないのか、伺います。

そして、③今、一中と五中の同じ敷地には、仮設校舎で井之頭小と五小の子どもたちがいます。具体的な連携があるのか、幾つかウェブサイトなどでも拝見していますが、御紹介いただけたらと思います。

そして、④本市の中学校は——これは結構大きい話なのですが——学力が高く、例えば令和7年度の全国学力・学習状況調査の結果によりますと、小・中学校とも全教科で全国、東京都の平均正答率を超えているという状況ですので、一般的に学力が高いと言えと思いますが、学力が高いがために内申点が厳しいのではないかという、これは私は都市伝説だと思っているのですが、こういう保護者の認識について、それが事実でないのなら事実でないと積極的に説明しているかということを伺いたいと思います。これもなぜこんなことを言うかといいますと、結構これは、都市伝説だと思いたいのですが、言われます。何でこのことをわざわざここで取り上げたかといいますと、先ほどからも議論になっている学校改築の審議会で保護者の委員がこのことをおっしゃったのです。やはり内申点が気になるからと言って。そこには中学校の校長先生も委員でおられたので、そんなことはありませんというふうにすぐにお答えになったのですが、まさに保護者の中にはそういう心配も。やはり武蔵野市は学力が高いから、逆に内申点で不利になるのではないのと、そういうふうに思っている方もいます。多分、私の理解では、絶対評価ですから、今はそんなことはないのではないかなというふうに思っていますし、その時点でも校長先生の学校改築の審議会の委員は、そんなことはありませんということを、あれは中継されていますのでその場で答えてくれないと大変だったと思うのですが、その場で答えてくださいましたけれども、やはりこれはかなり気にされている方もいると私は思いますので、ぜひこのことについてどのように取り扱っておられるか伺いたいと思います。

それから、（3）主体的・対話的で深い学びには、DXと学校図書館それぞれの活用が私は重要だと思っています。そこで伺います。

①学校のオンライン授業は、24年度は中学校では6校中4校という御答弁がありましたけれども、現状の実施校数、回数、また、理由は学級閉鎖のみなのか、それともそれ以外の理由もあるのかというのを伺いたいと思います。

それから、②2026年度、多分今年度導入されていると思いますが、デジタル教材、ミライシードというのでしょうか、小・中学校どちらもなののでしょうか、こちらは特に中学校についてなのですが、紙の教材とどの程度の比率で活用されるのか、伺います。

それから、③これは他の議員も触れておりましたが、改築後の一中や五中は、放課後や夏休み中の

# 不確定原稿

居場所を設けるなど、ラーニングコモンズを活用していますが、改築前の残る4校でもこうした居場所を備えるよう工夫できるかというのを伺いたいと思います。一中のウェブサイトを見ますと、Child Commonsとか、なつChildといって、夏休み中も1週間ぐらいそこを使えるようにするとか、地域の皆さんの協力も得てやっていますし、多分これも小学校との連携でもしかしたら御紹介いただくかもしれませんが、五中では、五小の学童の子どもたちが五中のラーニングコモンズで五中生から読み聞かせを受けるとか、いろいろなことをやっているようなのですが、だからといって、あとの4校で何ももちろんなくていいということにはなりませんので、同じような施設はありませんけれども、図書室とかいろいろな今の施設を活用して、それに近いことができないのか、あるいは子どもの居場所になるような取組ができないのかを伺いたいと思います。

さらに④、これです。一中は、オンライン蔵書検索、カーリルというらしいのですが、学校図書館支援プログラムというものでオンライン図書検索をウェブサイトで公開していました。公開しているのが一中だけで、あともやっているのかなということで、その他の中学校では、公開、非公開は別にして、こういう学校図書館の蔵書検索を導入しているのかどうか、伺います。

そして、(4) 2025年度から拠点校方式による合同部活動が始まっています。部活動というのも一つの公立中学校の大きな魅力の一つですので、このことについて伺います。

①部員減少の背景にある民間クラブチームとの掛け持ち禁止の理由について伺います。

②教員と比べて意識が変わっていないとの指摘がある外部指導者の暴力やハラスメントの防止策について伺います。

③拠点校への移動は必要に応じて自転車や交通機関を利用するとしていますが、市内や近隣市の大会等への自転車移動を認めているのでしょうか。認めていない場合、その理由を伺います。

④今回、地域移行といいますか、拠点校方式を始めるに当たって、STEAM部という、科学、技術、工学、芸術、数学に関連した取組ということで今進めておられるようですが、この検証結果についてお尋ねいたします。

(5) これまでの一般質問でも各中学校と教育委員会の役割分担の整理を求めてきましたが、教育課程の編成権が校長にあることを理由に、消極的な答弁が多かったと受け止めています。具体例を挙げますので、校長会で各校の事例を共有の上、ぜひ検討いただきたいと思います。

①中学校のボトル対応冷水機は、試行という説明はありましたが、なぜか中学校は26年度、6校中3校設置でした。御答弁を聞いていると、これはあくまでも希望があったからと。要するに、あとの3校は希望しなかったからということですが、私は、このように猛暑対策や荷物の軽量化という生徒の安全に関わる事柄はやはり一律にやるべきだと、教育委員会が判断してやればよいことだと思っています。その辺の線引き、教育委員会で判断すべきこと、一律にやるべきことと、学校に判断を委ねることの線引きがもう少しきちんとなされるべきではないかなと。その例として、まずボトル対応冷水機について、市立、残りの学校、これは小学校も含めてでやってもらいたいですが、今日は中学校について取り上げていますので、そのことを伺います。

②定期考査期間中の給食、これは自分の子どもが通っている学校はなかったらないものだと思っていたら、実は市内でやっている学校があるというふうに聞きました。これは提供可能だと思うのですが、

# 不確定原稿

大体みんな桜堤の調理場で作っていて、定期考査はある日とない日と学校ごとに異なりますから、その日、給食センターが稼働さえしていれば提供可能だと思うのですけれども、お答えください。

そして、③体育祭の場所が中学校によって校庭の学校と陸上競技場の学校とあります。例えば、一中は陸上競技場。歩いて行けますので、一中だから陸上競技場なのかなと思っていたら、六中も陸上競技場だと聞いて、違う事情があるのかなと思いましたので、なぜ分かれているのか、この点も理由についてお答えいただければと思います。

以上、壇上からの質問といたします。御答弁、よろしくお願いします。

○議長（木崎 剛君） 暫時休憩をいたします。

○午後 4時03分 休憩

○午後 4時40分 再開

○議長（木崎 剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、あらかじめ会議時間を延長しておきます。

○市長（小美濃安弘君） それでは、菅源太郎議員の一般質問にお答えいたします。

まず1点目、公会堂の件についてでございます。公会堂の改修等工事入札の中止の判断について、休館期間を考慮したかという1番目の御質問です。これは当然、考慮いたしました。停止したからには一日も早く、これは開館しなくてはいけないという思いを持っておりました。もう一度改めて申し上げたいのですが、これは老朽化のために中止をしたわけではないということは、はっきりと申し上げておきます。あくまでもイラン・中東情勢が悪化を続けておりまして、先行き不透明な社会情勢の中で、限定的な利用期間となる公会堂に対して、今後さらなる資材価格の高騰や工期の延長に伴い事業費が増加する可能性があることから、当初の見込みを超える追加投資について市民の理解を得ることが困難であるから、これがあったので中止をしたと、老朽化ではありません。

なので、次の2番目と3番目の質問はちょっと関連するので一括でお答えいたしますが、何で視察しなかったか、それは視察する必要がなかったからです。一定程度、老朽化しているのは分かっておりましたし、何回も行っておりましたし、ただ、細かいところは見ておりませんでした。しかし、もう35億もかけて、小堀先生が直してくれるということもありましたので、模型も見ていましたし、図面も見ていましたから、当然いいものが出来上がるだろうと。35億以内だったら、それはもうしっかりやっつけようということを思って議会にも提案させていただいていたわけですから、その前に視察する必要はなかったわけです。では何で5月1日に行ったのかということは、入札を中止して、私も建築に携わっていた人間ですから、自分の目で見て、どういう形だったら早期開館ができるかということを確認しに行きました。防水も見させていただきまし、排水も見させていただきまし。機械も見させていただきまし。舞台装置も見させていただきまし。

当初私は、来年にでもと言ったのは、とにかくあのままの状態、無計画にあの建物を存在させるわけにかなかったもので、とにかくどうやったら一番早く開けられるかという、そういうことを視察しに行ったのです。そのときに言ったのが空調——空調は確かに、貸しホールですから、空調が壊れたらこれはもうお客さんを入れて、お金を取って、貸しホールを使っていらっしゃる主催者に対しては、これ

# 不確定原稿

は責任問題になりますから、空調だけは何とか確保したいなど。給排水については、そのときはだましだまし何とかやるのではないかと思いましたが、最終的には庁内で議論して、それは市がやる仕事ではないだろうということで、給排水ぐらいまではというところまでは自分の中でも納得したのですが、そういうことを確認しに5月1日、視察をしに行きました。その後が、先ほど壇上でお話しされたとおり、こんなに老朽化していたのかという、それは私の感想であります。

なので、3番目の、では判断前に公会堂を視察したら結論が変わったかということ、変わりません。なぜかというと、22日まではやるつもりでしたから。なので、5月の1日に視察しようが、その前に視察しようが、結論は変わっていなかったと。最終的には庁内で、実は帰ってきて、うちがお世話になっている事業者に、何とか空調だけでいけるかどうかというのもアンダーで見てもらいました。なかなか難しいという答えは出ておりましたけども、しかしやれないことはない。最終的には、皆さんにお示したときは、空調だけという案はちょっと黒塗りというか、少し網かけをした図面でお渡ししたので、給水と空調機というところから始まってはいるのですが、当然5月1日の時点で10パターン出てくる、考えられるなんということは当然考えていませんので、それは庁内で、議会の皆さんにどういうふうにこれをお示ししようかということを様々考えた末に出させていただいた案でございました。

次に、熊本地震の件です。熊本地震の件で、発災後の指示の日時と内容をということで、昨日もお答えいたしました。発災は28日でございました。29日には、情報収集を行うために、トラック派遣の体制の整備や応急給水に対する体制整備の打合せをさせていただき、結論としては、まだ日本水道協会からの依頼が来ていないということ。そして、トイレ自体は29日はあったのか、まだなかった——29日はもうあったのです。なので、御案内のとおり、30日から渡米でしたので。ただこれは、誤解のないように申し上げますと、ラボック市との協定40周年、向こうから御招待をいただいて、行ってまいりました。子どもたちと共に行ってまいりました。それがあったので、29日中に、とにかく指示するものは全て指示していこうということで、情報収集及び指示をして渡米をし、そして3日の日に帰ってきたわけであります。

その次が、渡米中に追加指示はありましたかということで、熊本地震に関しましてはなかったです。そのほかの事例については、実は2件ほど現場で判断をしなければいけないことがございまして、この場では申し上げますが、そういったことはございましたが、常にホットラインはつながってございましたので、いざというときには指示ができるような、そういう体制を取ってございました。

次に、市が支援物資や災害用トラック派遣について関係機関に照会したのはいつかということでございますが、これは先ほどもお話ししたとおり、災害発生直後、すぐに本市の友好都市である遠野市を通じて、遠野市の友好都市である熊本県菊池市に、被災状況や必要な支援物資がないかということを確認いたしました。この際、このときは、特に菊池市では支援物資等は要りませんという御回答だったので、特にこのときは動かなかったということでもあります。災害用トラックにおいても発災直後に、災害派遣トラックネットワークを通じて、被災地の要請状況等の確認を行っているところでございます。

4番目、市長メッセージを議会に通知すべきとの御見解でございますが、令和8年熊本地震に関する市の取組については、市民の皆様をはじめ、全ての方に御理解をいただけるよう発信をしていくべきだと考えております。今なお多くの方が避難生活を送っている被災地に対して、できる限りの支援を行い、

# 不確定原稿

適宜、市ホームページ等を通じて支援内容の共有を図ってまいりたいというふうに思っております。

5点目です。能登半島地震と比較した課題についての御質問です。夏の暑い時期に発生した熊本地震では、熱中症対策が課題になっていると認識しております。連日の猛暑の中で、停電でエアコンが使えない場所がありました。政府によるスポットクーラー約300台のプッシュ型支援のほか、民間企業による様々な支援もありました。本市の避難所には冷暖房が完備されておりますが、停電時には使用できなくなる可能性もあるため、こうした支援を受ける立場になることを想定し、支援物資の受入れ場所や物資運送体制について検討していきたいと思っています。一方、能登半島地震では、半島特有の地形上の理由により、孤立した地域や、ボランティアが入りにくい状況が発生したと記憶しております。本市においてはそのようなことがあまり想定はされませんが、全国各地からボランティアが集まることから考えられるため、ボランティアの受入れ体制の強化に努めてまいります。

他の質問に関しましては教育長よりお答えいたします。

○教育長（吉原 健君） それでは、私からは大きな2点目、市立中学校の魅力発信についてのお尋ねにお答えいたします。

初めに2の（1）①、中学生の学校生活の満足度が高い理由についてでございますが、御指摘いただいた令和5年度の武蔵野市子どもの学習・生活に関する調査によりますと、学校にいるときに楽しいと感じた理由として、まず、友達と遊んだりおしゃべりしているとき、そしてまた、好きなことをしているときと、多くの中学生、生徒たちが回答しています。このことから、多くの生徒たちにとって、現在の中学校が安心して過ごせる場所であり、また、居心地のよい場所になっていると考えております。

続きまして、2の（1）②です。市立小学校から国立・私立中学校への進学率が高い理由についてお答えをいたします。ここ数年を見ますと、市立中学校への進学率につきましては、大きな変化はございません。国立・私立中学校への進学率が高い理由につきましては、近年の中高一貫校の増加や、高校の授業料無償化など、子どもたち、保護者にとっての学校選択において多様な選択肢が増えていることや、また、保護者や児童の多様な考えが進路選択に反映されていることが理由だと考えております。また加えて、本市は利便性の高い三駅を抱えておりまして、都心にも多摩地域にも通いやすいという市の立地条件のよさも影響しているものと考えております。

続きまして、2の（2）①です。中学校の見学会や学校案内の対象についてお答えをいたします。まず学校案内の対象につきましては、6年生の児童や保護者に学校から案内を配付したり、また、在校生の保護者や親族の方、地域の方たちにも案内を配付したりするなど、学校によって多少対応は異なりますが、市としては6年生の児童、保護者に御案内しているというのが現状でございます。

続きまして、2の（2）の②です。小学校低学年が中学校の様子を見聞きする機会についてのお尋ねです。現在、学校公開や体育祭、また合唱コンクールなどの学校行事の際に、在校生の弟さんや妹さんなどが保護者と一緒に中学校の行事の様子を見たりする機会はございます。しかし、それ以外では、小学校の低学年の児童が中学校の様子、中学校の学校生活の様子を見聞きする機会は限られているものというのが現状でございます。一方で、議員のおっしゃるように、小学校低学年のような早い時期に中学校の様子を知り、将来の進路選択の際の判断材料にすることも重要であると考えております。今後、

# 不確定原稿

中学校の魅力をどのように発信していくか、校長会等とも話し合いながら、有効な方策を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2の(2)③です。第一中学校や第五中学校と同じ敷地にある井之頭小、また第五小との連携についてのお尋ねです。これまでに、例えば第五中学校では、第五小との合同避難訓練を行い、災害時の避難所になることを想定した、効果的であり有効な訓練になったというふうに聞いております。第一中学校でも2学期に井之頭小との合同避難訓練を予定していると聞いております。また、第五中では、先ほども御質問にありました中学生による小学生への読み聞かせの会であったり、生徒会の役員の子たちによる学校説明会など、小学校との連携が行われております。読み聞かせは参加人数も多く、今後も継続したいと、小学生からも好評だったと聞いております。また、井之頭小学校の4年生の児童がプロの演奏家の生演奏を聞く授業を、第一中学校にある音楽ホールを借りて行うというようなことも聞いております。中学校の学校施設を利用して、小学生がそこで授業を受けるといった連携も行われています。こうした取組により、小学生が中学生の様子を見て、中学校生活への興味関心を高める一つのきっかけになっているものと認識しております。

続いて、2の(2)④です。内申点に関する保護者の認識への対応についてお答えいたします。教育委員会としましては、本市の各中学校が適正かつ公正に評価評定を行っていることを認識しております。具体的な取組としましては、学校全体の生徒の進路指導を統括する立場の、主に進路指導主任が集まる主任会において、毎年これは必ずですが、評価評定に関する研修を実施しております。そこで適正な評価材料、あるいは適正な評価場面の設定の仕方など、具体的な取組、研修を通して、評価評定の精度、信頼性を高める研修を継続して行っております。そして、その進路指導主任が学校に戻り、全教員、今度は教員に対して、適正な評価評定について校内で共通認識を持つように指導を行ってところでございます。保護者の方から内申点の厳しさについて御指摘をいただいているということですが、各中学校におきましても保護者会や進路説明会などで、この評価評定の基本的な考え方や方針については丁寧に説明をお願いしているところでございます。

続きまして、2の(3)①です。中学校のオンライン授業の実施状況と実施理由についてのお尋ねです。今年度につきましては、まだ1学期終わったところですけれども、オンライン授業を実際に実施している学校は1校というふうになっております。昨年度は4校で実施をいたしました。実施の理由としましては、学級閉鎖等の対応に加えまして、個別にオンライン授業の要望があった、例えば別室に登校している生徒さんや不登校の生徒さんに向けて、教室の授業を配信している状況がございます。また、実施していない学校につきましても、生徒や保護者からの要望に対して、すぐに対応できる体制は常時整えておりますし、また、オンラインでの対応が望ましいと考える生徒については、本人や保護者と相談しながら学習支援を行っているところでございます。

続きまして、2の(3)②です。デジタル教材と紙の教材の活用比率についてのお尋ねです。今年度導入したドリル教材のミライシードの活用を現在進めております。市内の公立中学校の中には、このミライシードを夏休みの宿題として活用しているような学校もございます。また一方で、紙の教材の購入も行われており、このデジタル教材、デジタルのドリル教材と紙の教材を併用して、効果が出るような形で指導を行っておるものと認識しています。昨年度と比較して私費教材の平均購入金額が減額になっ

# 不確定原稿

ていることから、各学校で教材の精選が一定程度進んでいるのではないかと考えております。今後もこのデジタル教材と紙の教材、どちらか一方ということではなくて、それぞれのよさを生かしながら、生徒の実態に合った活用を進めていくことが重要であるというふうに考えております。

続いて、2の(3)③です。第一中や第五中以外の学校における、放課後や夏休みの校内の居場所づくりについてのお尋ねです。一中や五中以外でも、それぞれ中学校が工夫して、放課後の居場所を確保できるような取組を行っております。例えば第四中学校では、放課後に学校図書館を生徒に開放していたり、また、月1回、中学生のくつろぎスペースとして、四中カフェと称する居場所、四中カフェ、これは教員以外の方が見守っておりますが、そういった居場所の提供も行っております。また、第六中学校では夏休みや放課後に、これも学校図書館や多目的室などを開放して、そこで子どもたちが自習をしたり宿題をしたりして、子どもたちにとっての居場所となる場所をつくっている学校も市内にございます。今後も武蔵野の学校において、こうした子どもたちの居場所づくりについて、様々な活用、可能性を視野に入れて、さらに進めてまいりたいというふうに思っております。

続きまして、2の(3)の④です。オンライン蔵書検索の現状についてのお尋ねです。御指摘いただいたように、現在、市立の中学校でオンライン蔵書検索を活用しているのは第一中学校のみとなっております。この第一中では、校長先生の願いとして、学校の図書情報を自宅から子どもたちにいつでも検索させたいということを狙いとして導入した経緯があるというふうに伺っております。また、この導入をした当初から結構時間もたっていることから、改めてオンライン蔵書検索について、校長会や、あるいは学校図書館連絡会などの機会を通して周知啓発に取り組んでまいりたいと思います。

続きまして、2の(4)①です。クラブチームとの掛け持ちを禁止している理由についてです。市の教育委員会としては、拠点校方式の部活動と、そしてクラブ活動の掛け持ちを教育委員会として禁止しているという実態はございません。しかし、一部の競技では、これは競技団体の規定によりまして、学校の部活動とクラブチームなど、複数の掛け持ちを禁止している事例もあることは把握をしております。

続きまして、2の(4)の②です。外部指導員の暴力やハラスメント防止策についてのお尋ねです。教育委員会では、部活動指導員や顧問教諭に向けて、体罰、そしてハラスメント防止、また熱中症の予防など、主に危機管理についてまとめた部活動指導員ハンドブックを作成して、これを全ての部活動指導員等にも配付をしております。また、その内容に基づいて、直接、研修会、今年度6月11日にハラスメント防止、また先ほど申し上げた熱中症予防等も含めた研修会を対面で実施しており、31名が参加しております。欠席者についても後日必ずレポートを提出することを定めており、暴力やハラスメント防止に努めているところでございます。

続きまして、2の(4)の③です。市内や近隣市への自転車での移動についてのお尋ねです。教育委員会としましては、拠点校方式の部活動の生徒におきまして、平日の活動において、徒歩による移動は推奨しておりますが、活動時間の確保のために自転車の利用についてもこれを認めております。しかし、それ以外の部活動においては、教育委員会として自転車の利用の可否について定めているようなルールはございません。基本的には各学校の校長判断で決められているのが現状でございます。

続きまして、2の(4)④です。STEAM部の活動です。第五中のSTEAM部の検証結果についてお答えをいたします。このSTEAM部は昨年7月に五中に創部をされ、先ほども議員がおっしゃっ

# 不確定原稿

たとおり、科学的な実験に取り組んだり、フィールドワークに出かけて探索したり、科学部だけではなくて、科学や技術、数学などに関連した探求的な活動を幅広く行う部活動になっています。部員数もかなり増えておりまして、今年度、昨年に比べて20名増加して、現在36名で、月2回土曜日に活動を行っております。指導者も大学教授や市内の小・中学校の教員など、これも指導者が増えまして、昨年度の3名から7名に増員し、指導体制が一段と充実しております。

成果としては、専門性の高い指導者が関わることで、子どもたちが理科の授業ではなかなか経験できない高度な内容を学ぶことができ、その結果、理科に関心を持つ生徒が増えているものと考えています。課題としましては、先ほど申し上げた部員数が増えてきたために、活動場所がやや手狭になるなど、活動場所の確保をどう維持していくかが今後の課題だと考えております。

続きまして、2の（5）の①です。マイボトル冷水機についてのお尋ねです。マイボトル冷水機は昨年度、市立小・中学校全校に調査、ヒアリングを実施しまして、希望があった小学校5校、中学校3校に対して、今年の5月21日に各1台ずつ設置が完了し、実際の使用、運用が始まっております。未設置の学校の設置につきましては、学校運営に関わる面もあることから、教育委員会として現在は一律に設置を求めることは行っておりませんが、学校の希望や意向を聞いて、希望があった学校に早期に設置するような形で今取り組んでいます。現在、再度学校への設置意向の調査を行っておりまして、先行して冷水機を入れている学校の利用実態、運用面の課題、また効果を十分に検証した上で、希望する学校に順次、マイボトル冷水機の設置拡充を検討してまいりたいと思います。

続きまして、2の（5）の②です。定期考査期間中の給食についてのお尋ねです。中学校の給食を提供している桜堤調理場は、もちろん定期考査期間中も給食を調理しておりますので、学校からの要望があれば提供することは可能な状況になっております。しかしながら、多くの中学校で定期考査期間中は、4時間目までではなくて3時間目、定期考査が終わった段階で下校している状況があり、そういった場合には配送の時間が間に合わないため給食の提供ができない、行うことができないという実態もございます。

最後に、2の（5）の③です。体育祭の開催場所の違いについてのお尋ねです。現在、武蔵野陸上競技場で体育祭を実施している中学校は市内で3校ございます。そのうちの2校は、校舎の改築工事で校庭が狭く実施できないため、場所を移して陸上競技場で実施している状況がございます。残りの1校につきましても、実はこの学校は体育祭や運動会ではなくて、陸上競技大会という狙いの下に行っていますが、やはり校庭が狭くてトラックのカーブが急になっていて、安全性に一定の課題があるため、公式の陸上競技場で実施している状況がございます。

以上でございます。

○12番（菅 源太郎君）      ありがとうございます。それでは、よろしくお願いします。

まず、学校のほうから参ります。満足度は高いけれども、それぞれの進路の選択ですから、それをとやかく言うことはできませんけれども、私立への進学率も高いということで、本市の公立中学校は頑張っているということはあるのかなというふうには受け止めています。そういう状況の中で、先ほど壇上でも申し上げましたが、いかにそれを保護者や子どもたちに早い段階で知ってもらうことができるかということです。先ほどやはり、確かに見学会や学校公開は、一番中学校に入学が近い6年生が対象にな

# 不確定原稿

ということ自体は、それは自然なことなのですから、もう少し、どう言うのでしょうか、小学校の早い段階から中学校の様子が見られるような機会を、どういう方法がいいのか。もちろん中学生が小学校にやって来て、何かいろいろなアピールをしたみたいなのもあるみたいですが、多分、中学校の雰囲気といいますか、やはり校舎を含めて学校の様子というのを見てもらうという意味では、確かに小学生に中学校まで来てもらわなければいけないというそのハードルは、特に年齢が低くなればあるのでしょうか、先ほど中学校の音楽ホールを使って小学生がというようなお話もありましたように、うまく施設も中学校の施設を活用する機会をつくって、大変だとは、先生方に若干の負担はかかるとは思いますけれども、そういう機会を早くつくっていただきたいと思います。上に中学生の兄弟がいる小学生は、ある意味ではもう様子が分かっているから、そうではなくて、それよりも、一番上の子が進学するときに、まだ今小学校でどうしようという方々に対してどういうふうに伝えていくかということだと思いますので、ぜひそのところは意識していただきたい。これは要望にしたいと思います。

先ほどちょっと都市伝説という言葉を使いましたが、適正な評価をしていないというわけではなくて、適正な評価をしていると思うのですが、そのように思われていないと、これはもう前提が成り立たないわけです。例えば、これは非常に素人考えで恐縮なのですが、一人一人の成績とか、場合によっては学校単位で成績を公表するというのは確かにいろいろ課題があるのかもしれませんが、例えば全市的に見て、例えばですよ、分かりやすい例で言えば、要するに相対評価だったら、5段階評価なら5と1、あるいは4と2の比率はほぼ同じなわけですが、絶対評価になれば、多分5とか4が多くなっているはずなのです。だから、例えばですよ、例えば学校ごととか生徒のとはもちろん言いませんけれども、教科によって全市的に見てどの程度の比率になっているかぐらいは、私はもう少し、丁寧と言うのであれば、丁寧ではあるのかもしれませんが、これはいろいろなところで感じるのですが、丁寧であることと、やはりそこに具体性が伴っているかというところで、もう少し工夫していただけないかなと。これは教育委員会が一律に決めるということではないのかもしれませんが、その辺りでそういう事例が少し学校の中から出てくるとありがたいなと思っているのですが、ここについてはもう一度、教育長の御見解をいただきたいと思います。

それから、D Xと図書館の関係で言えば、デジタル教材は、例えば小学校だと、逆に学童で——学童のときはいいのか。例えば、非常に身近な例になってしまいますが、吹奏楽の練習で、この夏休みも小学生で学校に早く行って、でも宿題をやらうと思っても、タブレットを持っていかないとその宿題はできないとか、そういうことも小学生の場合、あるのかもしれませんが。だから年齢によって、デジタルとアナログといいますか、紙をどういう比率で使っていくかという。逆に言えば、中学校の場合はある程度デジタルの教材が、もちろん先生方の負担の軽減にはつながると思いますので、そのところは多分小学校と中学校で、また対応は変えていらっしゃると思いますので、いろいろ試行錯誤だと思いますけれども、ぜひそのところはやっていただきたい。ここは要望にしておきたいと思います。

先ほど一中、五中以外の居場所の話ですが、やはりこれはぜひお願いしたいのです。私、これ全体に通してお願いしたいのは、やはり6校の中学校があって、もちろん2つの学校は改築されていますから、とてもきれいで、もちろんその環境になかなか他の4校をそろえるということは簡単でないのは分かるのですが、そうはいつても3年間しかそこで生活しない中学生にとって、できるだけ

# 不確定原稿

それに準じたいろいろな取組ができるような形という、先ほど四中、六中の例も挙げていただきましたけれども、ぜひその取組は、そういう施設が変わっていなくても、これ、改築も少し場合によっては遅れ遅れになると時間もかかりますので、その間でもできることというのもぜひ共有していただきたいなというふうに思います。ここのところも要望としておきます。

もう一つの大きいところで言いますと、部活動のことです。学校の判断だというのですが、拠点校への移動に自転車を認めるというのは、これは市の判断で多分やられたことなのだと思います。もちろん徒歩が推奨ではありますが、近隣市までは、確かに近隣区市になると市外になりますから難しいかもしれませんが、例えば市内で大会があるときに、その移動に関して、学校が認めればいいということなのかもしれませんが、ちょっといろいろ聞いてみますと、大変です。バスを使って、電車を使って、バスを使って陸上競技場とか野球場みたいな話もちょっと聞いたことがありますて、その辺り全校が、逆に言えば自転車は認めていないということなのか。認めているところがあれば、そういう事例もある意味では校長会などで横展開していただきたいなと思いますが、ここのところは市としては禁じていないということですので、もう一度。拠点校への移動自体、もう解禁していますので、あるいはそれに伴って登校にも自転車を使う中学生がいますので、大会に関しては、私はもう少し前向きに対応してもらってもいいのではないかなと思います。逆に条件を決めて、今の拠点校と同じように、ヘルメットをかぶるとか、安全講習を受けるとか、逆にそういうことをしたほうがいいと思うのですが、そこについてはもう一度お答えいただきたいと思います。

そこまでで、まず1度、お答えください。

**○教育長（吉原 健君）** まず評価評定についてのお尋ねですけれども、実はもう既に東京都教育委員会のほうで、各自治体ごとに評定分布の一覧というのを公開しております。ただ、学校名はもちろん公開しないのですが、例えば武蔵野でいうと、市立中学校6校の評定分布、つまり、今5段階評定ですので、1から5までの評定の割合がホームページ等で検索することができます。ですので、保護者の方によってはもうそのことを知っていて、学校間の比較という言い方がいいかどうかはあれですけども、先ほど申し上げた評価の精度とか信頼性について御意見を学校のほうに下さる方もいるということでは事実ございます。ただ、一番大事なことは、やはり絶対評価が恣意的にならないようにするということが一番大事だというふうに思いますので、その辺、まだ保護者の方によっては相対評価のことを、もっと均一化してというようなお話をされる方もいるのですが、やはり絶対評価というのはそうではなくて、到達基準、学校が設定した各教科の目標水準に照らしてどうかという、そういった見取りをしていますので、そこが崩れてしまうと評価全体の信頼を損なう危険というのですか、懸念も多分にありますので、まずそこはしっかり保護者の方にも御理解をしていただきたいなと思っています。

ただ、そうはいっても、先ほど申し上げたように、評定分布の一覧が公開されている状況もありますので、先ほど申し上げたように進路指導主任会では、お互いの学校の評価評定について当然見合う機会があり、そこで自分の学校の評価評定が妥当性を、またしっかり振り返る機会も、研修もしておりますので、そういったところをしっかりと繰り返しながら、基本的には絶対評価の趣旨を損なわないような評価の適正化をこれからも図っていきたいというふうに思っています。

それから、部活動の自転車利用のことですけれども、教育委員会としては今、拠点校部活動の自転車利

# 不確定原稿

用を認めておりますが、確かに議員がおっしゃったような市内の大会、例えば市内中のような市内の大会の移動に関して、学校や校長によってその判断や対応が異なるということにもやはり一定の検討課題はあるというふうに思っていますので、ちょっとこのことはまた、2学期始まりでしたので、校長会等でも話題にさせていただいて、どういう形がいいのかということを教育委員会も含めて考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○12番（菅 源太郎君）      ありがとうございます。分布一覧ですね、確認します。申し訳ありません。ただ、どれだけ知られているのですかね。ちょっとうがった見方をするとですよ、学校ごとの分布一覧が出ているというのを学校の先生が保護者や生徒に教えるかといったら、教えたくないのではないかなと、ちょっと意地悪なことを思っていました。要するに比べられてしまうかもしれないからです。これ、ではどうやって知らせていったらいいのか、学校自身が知らせない、教育委員会が知らせない——知らせないと、関心のある方は見つけていらっしゃるのかもしれませんが、でもそこは公表されているものですから、知っている人だけ知っているというのではなくて、やはりそういうものがありますから、ぜひ。逆に言えば、少し踏み込んでいいと思うのです。そういう懸念というか、そういう御心配をいただいているけれども、こういうものも公にしながらやっているのだというふうに、一歩踏み込んでそこは説明するというのもぜひお考えいただきたいので、これはもう一度お答えをいただきたいと。なかなか先生方からこれを発信するのは難しいかなというのもちょっと思いましたので、そこもし、学校よりは教育委員会のほうが少し引いた形でそのことの発信の主体になれるかもしれないので、ちょっとそこについては御見解をいただきたいと思います。

自転車については、ぜひ、議会でこれだけたくさんの方のことを皆それぞれが取り上げると、校長会で話し合う中身が、そんな校長会の心配まででもしようがないわけですが、ぜひそのところは校長会で議論していただければと思います。そこはもう要望といたします。

それから、ボトル対応冷水機ですが、要するに6校のうち3校が手を挙げなくて、3校が手を挙げたから3校しかつけなかったということなのですが、手を挙げなかった3校は何か理由があったのでしょうか。ちょっとこれはやはり私は、もう先ほどの繰り返しになりますので申しません。何か理由があったのか。要するに、つけたくないという大変ですけど、様子を見たいということだったのでしょうか、ちょっとそこが分からないと、私は。再度意向ということですが、再度意向で、これ、今日は中学校だから中学校に絞ってもいいのですが、あと3校が手を上げるということになるのかどうかも含めて、分かれば教えていただきたいと思います。

大きく言って1つ目が先ほどの成績のこと、2つ目がボトル給水、冷水機のこと。そして3つ目ですが、定期考査期間中は、いや、やっている学校あるのです。そうすると、中間考査は5教科ですから、3時間と2時間、期末考査は9教科ですから3時間、3時間、3時間で多分ほとんどの学校はやっていると思います。それで給食をやっているということは、3時間で給食をやっているのか。私が今回聞いた学校は、1時間目を自習にして4時間やって給食をやっていると聞いたのです。なるほどと、その手があったのかと思いましたが、そういうことなのか。ただ、その学校は、では中間試験はどうなっているのだろうと思って、今はカレンダーも全部ウェブサイトが上がっているの前の年を見てみたら、

# 不確定原稿

3時間しかやってない。3時間、2時間で、1時間総合的な学習の時間を入れて、3時間、3時間でも給食に丸がついているのです。だから、確かに3時間だとまだ給食のあれが来ないかもしれないのですが、その辺もう少しここは説明をしていただけると。3時間でできないということで、4時間学校で時間を組めば、それはある意味簡単にできる話なのかというところは、もう一度ここは御説明いただきたいと思います。

体育祭については分かりました。今、一中、五中は確かに改築中で仮設が建っていますし、六中がそういう事情だということも分かりましたので、今申し上げた3点について、もう一度お願いします。

○教育長（吉原 健君） まず評価評定、特に東京都教育委員会が評定分布を自治体別に公表しているということについては、特に学校や教育委員会がその情報を抑制しているということは全くございませんし、私がかつて指導課にいた頃、その評定分布を見ていろいろおっしゃっていらっしゃった保護者の方もいたので、そのことについては一定の認知をされていると思いますので。ただそれを意図的に、言い方は変ですけど、隠すということはもちろん、それは決してよくないと思いますし、東京都教育委員会のほうもその情報はしっかり公表し、都民の方に周知していることもございますので、市としてその情報を隠すという意図は全くないということは御理解はいただきたいなというふうに思っています。

それから、暑さ対策、マイボトルに関しては、ちょっと来年度の予算要望に関わることで、例えば今回何校が新たに要望しているとか、そういったお答えは控えたいとは思いますが、やはり今年度設置した学校の状況を見て、来年度新たにという中学校ももちろんございます。去年に関しては、まだ幾つかの暑さ対策の選択肢として、学校に調査やヒアリングを行った中で、マイボトル冷水機よりもさらに学校としての優先度が高い暑さ対策のツール等の希望があったので、それを優先した状況もあるので、ただ今年度、大分マイボトル冷水機も設置されている状況を見た中で、恐らくはさらに設置意向が増えてくるというふうには捉えております。

それから最後の給食に関しては、これは正直、各校の教育課程の編成に関わることで、例えば1時間目を自習にして、残り3コマテストをやって給食というようなことを一律的に教育委員会のほうで決めるということは、やはりそれは適切ではないと思いますが、各校の実態をもう一度、6校どういう状況かということは教育委員会としてもしっかり状況を把握したいというふうに思っております。

以上です。

○12番（菅 源太郎君） ありがとうございます。評定分布はぜひ説明会で、今ここで御答弁されたような説明を、都のほうで評定分布を公表していますと、ウェブに載っています、御覧くださいという説明は保護者にさせていただいて私はいいいのではないかと。それ以上、市が何かリンクを張れとか何とかということまでは申しませんが、そういう説明はぜひしていただきたいと思います。

それから、予算に関わることということですが、冷水機については、もう繰り返しません。お願いしたいと思います。

それから給食については、喫食時間のことも議論になりましたけれども、確かにそれぞれの学校でいいのですが、もう定期考査の期間中は給食がないのだらうというふうに、逆に言うと思ひ込んでいたところがありまして、ああ、やっている学校があったのだという、ちょっと驚きもありました。これも、どうなのでしょう、校長会などやられていますから、学校の先生は、6校の中学校の先生が横にいろ

# 不確定原稿

いろつながるという機会はあるのでしょうかけれども、例えばその6校の、どこがよいのでしょうか、例えば開かれた学校づくりがよいのか、どういうところがよいのかというのはちょっと考えていただきたいですが、ある程度そういう課題について、全部、さっきのボトル給水機はそろえてほしいです。ただ、この給食なんかは全部そろえるというよりは、こういう事例もあるのだということを知らないと、そもそも選択できないと思ってしまいますので、ぜひそこのところは、そのような状況の共有はしていただきたい、これは要望しておきたいと思います。

学校のほうにかなりシフトしてしまったのですが、公会堂の改修工事、私も結論が、これで結論が悪いと言っているわけではないので、そのことだけは申し上げておきたい。もちろん老朽化が理由でないということも分かっております。ただ、こういう全員協議会で御答弁されると、やはりそれは、その間は休館になって、使えない方は、今までだったら公会堂でやっていたイベントがどんどんスイングホールに移っていますけれども、それだけ不便をされる方もいらっしゃるわけですから、私は、市長であれば、極端に言えば7月22日から24日の間にだって、見ることはできるわけです。ですからそういう意味で、要するに見ていればその見通しが、もちろん判断そのものは変わらないにしても、休館の期間とか、そういう選択肢の見通しというのは、私はやはり前提条件が、若干その選択肢が変わってきたのではないかと思ったので今日お尋ねをしました。そこについては、もしもう一言市長から御説明があれば伺いたいというふうに思います。

あと地震のほうですが、東京都のように時系列の対応内容をぜひ、見える化というか、一覧にさせていただきたいのです。一つ一つの事柄は確かに紹介されているのですがけれども、発災からこういうふうに対応していますよというのが直近から遡って見られるような形にはしていただきたいと思いますので、そこについては御説明いただきたいと思います。

以上、お願いします。

**○市 長（小美濃安弘君）** 前提というか、22日までは私もやる気満々でございましたので、ただ、決定したのが22日なので、24日というのは事務手続なのです。なので、その間という考えはなかったです、正直申し上げまして。ただ私の日程上、5月1日が最短だったのです。見に行ける最短が5月1日だったので、ではその日でいいよと。ただ、本当にこの日に行って、この日でよかったなというのは、雨がちょうど降っていたのです。なので雨天の状況も一緒に見られたというのは、大変よかったかなというふうに思っています。皆さん26日に御覧になって、そのときは雨は降っていなかったのではないかなと思うのですが、実際に雨が降ってみて防水の状況が見られたというのは、これは今後というか、空調だけ直せばいいのかと思っていたのですけれども、防水もお金がかからないならできれば直したいなという感じ、気持ちになったのは確かですので、雨の日に見たのはよかったかなと思っています。ただ、どうあれ結果は変わらなかったということです。

あと時系列的なものにつきましては、どういう形でお見せするかは別として、ありますので、それは庁内で協議をしたいと思っています。

---

**○議 長（木崎 剛君）** 次に、短時間豪雨に対応する水防体制等について、14番藪原太郎議員。

（14番 藪原太郎君 登壇）（拍手）

# 不確定原稿

○14番（藪原太郎君） 14番、立憲民主ネットの藪原太郎です。それでは、通告に従いまして一般質問を行います。大きく4つのテーマで質問を行います。

それでは、1つ目のテーマ、短時間豪雨に対応する水防体制について伺いたいと思います。ちょっと今日、鼻の調子がよくなくてすみません。

近年、短時間に局地的な大雨が降る、いわゆるゲリラ豪雨が各地で発生しております。8月22日、市内では、突然の雷雨により、各地で開催されていたイベントが、規模の縮小や中止を余儀なくされました。また、市内の生活道路が冠水するなど、市民の日常生活や通行にも影響が生じました。当時の市長の発信によれば、この日、武蔵野市では時間雨量34ミリを記録し、防災課、道路課、下水道課などの職員が現場で水害対策に当たったとのこと。突然の豪雨の中、市民の安全確保と被害の軽減に御尽力された職員の皆様に敬意と感謝を申し上げたいと思います。

豪雨対策については、発生時の初動対応に加えて、雨水を速やかに排水し、道路や住宅地が冠水しにくい環境を整備することが重要です。今回のように生活道路が冠水した場合には、冠水箇所を把握して対応だけでなく、なぜその場所で水があふれたのか、雨水ますや下水道などの排水設備に課題がなかったのか、周辺から雨水が集中する構造になっていなかったのかを検証する必要があります。特に、豪雨のたびに同じ場所で冠水が発生しているのであれば、それは一時的な問題ではなく、継続的に解決すべき課題です。過去の冠水履歴を踏まえ原因を分析し、優先順位をつけて改善を進める必要があります。また、これまで整備をしてきた雨水対策が、現在の短時間豪雨に対して十分に機能しているかについても改めて確認をする必要があると考えます。そこで伺います。

1、8月22日の豪雨において、市内では、どの地域、どの程度の範囲で生活道路の冠水が発生したのでしょうか。また、市はその状況をどのように把握したのか伺います。

2、今回の豪雨に対し、防災課、道路課、下水道課など、関係部署はどのように情報を共有し、対応に当たったのか伺います。

3、豪雨のたびに冠水を繰り返している生活道路について、市はその場所をどのように把握しているのでしょうか。また、過去の冠水履歴や降雨状況を記録、分析しているのか伺います。

4、冠水を繰り返している箇所について、雨水ますや下水道などの排水能力、道路の勾配、周辺からの雨水の流入など、冠水の原因を調査分析しているのか伺います。

5、冠水を繰り返している箇所について、雨水ますの増設・改修、排水施設の改善、道路の水はけの改善など、優先順位をつけて具体的な再発防止対策を講じる考えがあるのか伺います。

6、本市では雨水浸透施設や雨水貯留施設などの整備も進めていると認識しております。現在の短時間豪雨に対して、これらの雨水対策がどの程度効果を発揮しているのか、また、今後さらに整備を進める考えがあるのか伺いたいと思います。

7、生活道路の冠水により、歩行者、自転車、車両などの通行に危険が生じる場合があります。冠水のおそれがある場所について、事前の注意喚起や通行情報の発信を強化する考えはあるのか伺いたいと思います。

8、水防訓練で取り扱っている土のうや水のうについて、今回の豪雨時には実際に活用された事例はあったのでしょうか。活用された事例があった場合には、その効果はどのように評価しているのか、ま

# 不確定原稿

た、活用されなかった場合には、土のうや水のうを設置していれば冠水や浸水の軽減につながった可能性がある事例があったのか、市の認識を伺います。

9、一方で、近年、豪雨はより激しさを増しており、これまでの対策では十分に対応できない事態も想定されます。こうした豪雨に対して、本市としてどのように考え、今後どのような対策を進めていくのか、市の見解を伺いたいと思います。

続いて、2つ目のテーマです。ムーバスのバス停における蚊・ボウフラ対策について伺いたいと思います。

蚊は夏場に誰もが遭遇する身近な存在ですが、単なる不快感にとどまらず、デング熱など感染症を媒介する可能性もあります。武蔵野市のホームページでも、蚊の発生を抑えるためには、成虫を駆除するより、雨水ますや側溝など発生源を確認し、ボウフラを発生させないことが重要であると説明されています。一方で、市民が日常的に利用するムーバスのバス停において、蚊が多く発生し、バスを待っている間に何度も刺されるといった声があります。特に緑の多い地域や、周辺に雨水がたまりやすい場所では、利用者が蚊に悩まされるという声もあります。

私は以前、令和6年度の決算特別委員会において、このムーバスのバス停周辺における蚊の問題を取り上げました。その際、市からは、市内に約170か所あるムーバスのバス停について、どの場所で蚊が発生しやすいのか調査したことはないとの答弁がありました。一方で、利用者からの問合せとして、扶桑通り、特に成蹊大学周辺の緑の多い場所では、バスを待っている間に蚊に刺されやすいという声があるということも市は把握をしていました。しかし、利用者には個人で対策をお願いするにとどまり、バス事業者と協議して具体的な取組を検討するまでには至っていないとのことでした。

その後、その質疑を見た市民の方からも、ムーバスのバス停で蚊がひどく、バスを待っている間に何度も刺されたという声を私のところで複数いただいております。市民から具体的な相談が寄せられ、発生しやすい場所もある程度認識されているのであれば、単に利用者へ個人対策を求めるだけでなく、市として発生状況を把握し、バス事業者や周辺施設の管理者と連携し、発生源の確認や環境改善を検討する必要があるのではないのでしょうか。そこで以下質問をいたします。

1、令和6年度決算特別委員会で取り上げた、蚊が多いと指摘されているムーバスのバス停について、その後、市民からの問合せや相談はあったのか伺いたいと思います。

2、扶桑通りや成蹊大学周辺など、蚊の発生が指摘されているバス停について、周辺の水たまり、雨水ます、側溝、植栽などの状況を確認したのか伺います。

3、ムーバスのバス停付近にある雨水ます、側溝、マンホール、その他排水施設について、蚊やボウフラの発生源となる可能性を市はどのように認識しているのか伺います。また、その可能性も踏まえ、必要に応じて点検や清掃を行う考えがあるのかも伺います。

4、ムーバスのバス停における蚊の問題を、利用者個人の対策ではなく、公共交通の利用環境に関わる課題として捉える考えはあるのか、市の認識を伺います。

5、市民から寄せられた蚊に関する相談や情報を記録、集約し、対策につなげる仕組みを整える考えはあるのか伺いたいと思います。

6、ムーバスのバス停で蚊に悩まされる利用者を減らすために、市として具体的な対策を講じる考え

# 不確定原稿

があるのか、市の見解を伺いたいと思います。

次に3つ目のテーマ、国旗損壊罪の施行に伴う表現活動と公共施設の利用について伺いたいと思います。

本年8月13日、国旗の損壊等の処罰に関する法律が施行されました。以下、この法律を国旗損壊罪と呼びます。私は、国旗に敬意を持ち、大切に扱うこと自体を否定するものではありません。しかし、国旗に対する敬意は、それぞれの内心から自発的に生じるべきものであり、国家が刑罰によって一定の価値観を事実上求めることは、憲法第19条が保障する思想及び良心の自由との関係で問題があると考えております。また、国旗を用いた表現行為を刑罰をもって制約することは、憲法第21条が保障する表現の自由との関係で、自ら所有する国旗の扱いに国家が刑罰をもって介入することは、憲法29条が保障する財産権との関係で、それぞれ重大な疑義があると考えております。さらに、人に著しく不快または嫌悪の情を催させるような方法という、極めて主観性を帯びた文言が犯罪の成立要件とされていることも大いに問題があります。誰にとってどの程度の表現が著しく不快または嫌悪に当たるのかが明確でなければ、捜査機関や行政、施設管理者によって判断が分かれ、恣意的な運用や表現活動の萎縮を招くおそれがあります。刑罰法規に求められる明確性と、市民が処罰の対象をあらかじめ、何をすれば処罰されるのか予測できることという観点からも重大な疑義があります。こうした理由から、私は国旗損壊罪には反対の立場です。

ただし、今回の質問は、この法律そのものの賛否や国の立法政策について、市の見解を求めるものではありません。既に法律が施行された以上、その運用によって市民の適法な表現活動や公共施設の利用が不当に制約されることのないよう、市や学校、施設管理者がどのように対応していくのか確認するものです。国旗損壊罪の施行により、国旗をめぐる市民生活や、市役所庁舎、学校その他の公共施設における対応について、改めて考える必要があります。繰り返しになりますが、私自身は国旗に敬意を持っており、国旗を大切に、適切に扱うことは私の中では当然のことと考えております。一方で、今回の法律は、国旗に汚れや色あせ、経年劣化などがあるというだけでは、直ちに犯罪が成立するものではありません。法律上も、人に著しく不快または嫌悪の情を催させるような方法により、公然と国旗を損壊し、除去し、または汚損した場合が処罰の対象とされています。したがって、通常の掲揚や日常的な管理について、市民や学校、公共施設の管理者が必要以上に不安を抱いたり、過度に萎縮したりする必要はないと考えます。しかし、新たな刑罰法規が施行されたことにより、国旗を扱うこと自体を避けたり、学校や公共施設での国旗の管理、文化活動、創作活動などに過剰な自主規制が生じたりする可能性は否定できません。国旗に敬意を持って適切に扱うことと、国旗を含む表現について考えたり、批判的、創作的な表現を行ったりすることは両立し得るものです。国旗損壊罪の施行によって、適法な表現活動までが控えられることがあってはならないと考えます。

次に、市役所庁舎や市民文化会館、公会堂、コミュニティセンターなど、市が設置、管理する施設において国旗損壊罪に該当する可能性のある行為が行われた場合の対応について、問題があると考えております。刑事訴訟法第239条第2項には、官吏または公吏について、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならないと定めております。したがって、市の施設内で実際に行われた行為について、市の職員が職務上、犯罪があると思料した場合には、告発義務との関係で、

# 不確定原稿

事後的な対応が問題となってきます。しかし、この規定から直ちに、市が将来行われる表現活動の内容を事前に審査し、国旗を扱う可能性を理由に施設利用を制限したり発表を止めたりする権限が導かれるわけではありません。実際に行われた行為に対する事後的な対応と、将来行われる表現活動に対する事前の規制は、明確に区別して考える必要があります。

私は、表現内容を事前に審査し、その内容を理由に発表を禁止することは、行政による検閲や事前抑制につながるものであり、許されないものと考えております。また、事後的な対応であっても、実際の行為が国旗損壊罪の構成要件に該当するのか、正当な表現行為として許容されるのかを現場の市職員が判断することは容易ではありません。国旗を扱ったことや、批判的、創作的な表現があったというだけで構成要件該当性が明白でない行為については、市が犯罪の疑いを安易に認定し、告発に進むような運用は避けなければなりません。構成要件該当性が明白でない表現活動については、告発を前提として市が介入するのではなく、表現の自由と公共施設の平等利用を尊重して対応すべきであると考えます。これらを踏まえて以下質問をいたします。

1、国旗損壊罪の施行について、市はどのように認識しているのか。また、通常の掲揚や適切な管理、経年劣化や偶発的な汚れなどが直ちに犯罪となるものではないことについて、どのように認識をしているのか伺います。

2、市役所庁舎、市立学校その他公共施設において、掲揚している国旗の汚れ、破損、色あせなどを、現在どのように点検、管理しているのか伺います。また、国旗が傷んだ場合の交換、洗濯、修繕、掲揚中止などについて、統一的な基準や取扱いが定められているのかを伺いたいと思います。

3、国旗損壊罪の施行によって、学校現場や市役所職員、公共施設の管理者が法律を必要以上に意識し、通常的な管理や市民の表現活動に萎縮が生じることのないよう、どのような周知、説明を行っているのか伺います。

4、学校教育において、国旗に敬意を持って適切に扱うことと、国旗を含む様々な表現について考えることや表現の自由を尊重することをどのように両立させていくのか、これは教育長の見解を伺いたいと思います。

5、市が管理する施設において、国旗損壊罪の構成要件に該当する可能性のある行為が実際に行われた場合、刑事訴訟法第239条第2項に基づく公務員の告発義務との関係で、市はどのように対応するのかお伺いしたいと思います。

6、市職員がどのような事実や状況をもって犯罪があると思料することになるのか、また、その判断は現場の市職員が行うのか、担当部署や市として判断するのか伺います。あわせて、指定管理者が施設内でそのような行為を把握した場合、市職員への報告や、市としての判断をどのように行うのか、必要に応じて、警察、検察、法務担当部署、法律専門家などに相談する体制などは整えるのか伺いたいと思います。

7、市の施設で行われる演劇、展示、公演、映像上映などの表現活動について、国旗損壊罪に該当する可能性を理由として、施設利用の申請時に表現内容を事前審査したり、利用を拒否したり、内容の変更を求めたりすることがあるのか伺いたいと思います。

8、告発義務がある一方で、国旗を扱ったことや、批判的、創作的な表現があったことだけで、現場

# 不確定原稿

の市職員が犯罪の疑いを判断し、告発に進むことは避けるべきだと考えます。表現の自由と公共施設の平等利用を尊重し、告発を前提としない運用を確立する必要があると考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

9、国旗を大切に扱うことと、国旗に対する批判的、創作的な表現を尊重することを両立させるために、市としてどのような姿勢で市民、学校、公共施設の利用者に向き合っていくのか、市長の見解を伺いたいと思います。

最後、4つ目のテーマです。市立公園における手持ち花火の試行運用について伺いたいと思います。

以前の一般質問でも、市立公園における手持ち花火の利用について取り上げました。昨年度は市内3公園で試行的に実施されましたが、今年度は対象となる公園が4公園に増え、実施期間も拡大されました。子どもたちが身近な公園で手持ち花火を楽しめる機会が広がったことは大変よかったと評価しております。一方で、火災やけが、騒音、ごみなどの課題がなかったのか、また、今後も継続していくためにどのような対策が必要なのかについては検証しておく必要があると考えます。そこで伺います。

1、今年度の手持ち花火の試行運用について、昨年度と比べて、利用状況や市民からの反応をどのように受け止めているのか伺いたいと思います。

2、今年度の実施において、火災やけがなど、事故、騒音やごみ、近隣からの苦情など、何らかの課題が生じたのか伺いたいと思います。

3、今後も手持ち花火を継続していくに当たり、ルールの周知や安全対策、会場管理などについて、改善すべき点をどのように考えているのか伺いたいと思います。

4、昨年度と今年度と試行運用の結果を踏まえ、来年度以降、試行という位置づけを外し、手持ち花火の利用を本格実施するお考えはあるのか伺いたいと思います。

以上で壇上の質問を終わります。御答弁をお願いいたします。

**○市 長（小美濃安弘君）** 藪原太郎議員の一般質問にお答えいたします。

まず大きな1点目の1点目、8月22日の豪雨における生活道路の冠水の発生状況及びその把握の方法についてです。吉祥寺北町1丁目及び2丁目の北町保育園周辺において、約37センチメートルの道路冠水が発生したことを把握しております。当該箇所は周辺より低いくぼ地となっており、台風や大雨の際のパトロール箇所としてあらかじめ位置づけている場所でございます。今回の豪雨は局地的かつ突発的なものであったため、職員が現場を確認した時点では既に冠水は収まっており、路面等に残る浸水の跡等により、冠水が発生した事実を確認しております。

2点目です。8月22日の豪雨対応についてでございます。関係部署間において、緊急時に休日・夜間も連絡が取れるよう、管理職を中心にLINEグループを使用するなど、連携をしております。当日も警報が発表されるまでは、各課の対応方針などを共有し、参集に備えて情報収集を行っております。警報発表後には必要人員が参集し、災害対応に当たりました。なお、下水道課では、ゲリラ豪雨等に対応するため、7月から3か月間、土日祝日について、あらかじめ当番制2人をしき、迅速な対応を心がけております。また、下水道課や道路課では、警報の発表はなくとも、被害が想定される台風などの事前対策として、落ち葉の除去や雨水ますの確認、施設点検などのパトロールを実施しております。

3点目です。冠水を繰り返している生活道路の把握及び過去の冠水履歴や降雨状況の記録、分析につ

# 不確定原稿

いてのお尋ねです。市内においては、毎年度当初に局地的大雨対応関係各課会議を開催し、連絡体制の確認等を行っています。その際、過去に冠水した箇所や冠水のリスクが高い箇所等を記録したマップを関係各課で共有するとともに、大雨前の道路清掃及びパトロール、大雨時のパトロールに活用しております。降雨の状況については、気象庁が発表する気象情報等により把握しており、大雨等に際して各課で対応した内容は、その都度、防災課において集約しております。これらの記録は、パトロール箇所やマップの見直しに反映しています。引き続き、冠水箇所の把握と対応の向上に努めてまいります。

4 点目です。市内冠水箇所の原因調査、分析を行っているのかということです。本市において冠水が起きる主な原因は3点と分析しております。1つ目は、道路上の雨水処理能力の不足です。道路上の雨水ますで処理し切れない雨水が、地盤が低いくぼ地部分等にたまるケースです。2つ目は、下水道管の流下能力の不足です。下水道管渠の流下能力を超える大雨によって、管内が圧力状態となり、マンホール等から溢水するケースです。3つ目は、放流先河川の流下能力の不足です。放流先である善福寺川や石神井川の流下能力が不足しているため、河川への放流量が制限され、下水道施設の排水機能が十分に発揮できないケースであります。

5 点目です。冠水を繰り返している箇所における具体的な再発防止策でございます。雨水ますの増設や、集水能力の高いグレーチング蓋の交換、雨水がますへ流入しやすくする構造の蓋への交換などにつきましては、冠水が確認された箇所の状況に応じて、これまでも実施してきているところであります。一方で、道路上の雨水は最終的に下水道本管へ流入することから、雨水ますを増設しても、下水道の排水能力を超える降雨に対しては、冠水を防ぎ切ことは難しい状況です。このため本市では、全市的に下水道本管への負荷を低減する取組として、透水性舗装の整備及び道路浸透ますの設置を進めております。令和7年度末見込みで、透水性舗装は9.6ヘクタール、道路浸透ますは319基を整備しております。引き続き、透水性舗装及び道路浸透ますの整備を計画的に進め、道路冠水の軽減に努めてまいります。

6 点目です。雨水貯留浸透施設等の短時間豪雨に対しての効果と今後の整備についてです。これまで整備してきた雨水浸透施設や雨水貯留施設については、浸水被害の軽減や浸水回数の減少につながっている等の効果があるものと考えております。令和6年度末時点として、学校、公園等の貯留浸透施設では9,403立米、戸建て、個別の住宅等の貯留浸透施設では4万8,700立米の整備等を行うことで、平成25年度末の流出係数0.52が、令和6年度末では0.49まで低減しており、下水道管渠へ負担軽減に寄与していると認識しております。引き続き、道路での透水性舗装の整備や、公園をはじめとする公共施設での雨庭などのグリーンインフラも含め、検討、整備を進めてまいります。

7 点目です。冠水のおそれがある場所についての事前の注意喚起や通行情報の発信についてです。生活道路において冠水が生ずる場合は降雨の状況によって変化することから、個々の箇所について、現地における注意喚起や、その都度の情報発信を行うことは難しい状況です。一方で、市民の皆様にあらかじめ冠水のリスクがある場所を知っていただくことが重要であると考えており、浸水予想区域図により、浸水が想定される区域をお示ししております。引き続き、浸水予想区域図を通じた周知に努めるとともに、実際に冠水が発生した際には、現地の状況を確認した上で、交通管理者である警察と連携を図り、通行止め等の必要な措置を講じ、道路の安全確保に努めてまいります。

8 点目です。土のうなどの活用事例についてです。本市には大きな河川がないため、直接市の職員が

# 不確定原稿

大がかりな工法を実施した事例はございませんが、今回の豪雨による影響からか、市民の水災意識への高まりもあり、土のうの無料受け取りを希望する方が増えている状況です。水防訓練時にも行っている家庭でできる水防技術講習会による各種工法は、地下階などを有する住宅への浸水対策にも大変有効ですので、積極的に実施、実践していただきたいと存じております。

9点目です。今後の豪雨対策についての御質問です。本市では、都市化の進展と気候変動による浸水被害の増加に対応するため、道路における透水性舗装や緑地率の向上など、分野横断的な取組を進めております。また、民間施設における雨水浸透施設や雨水タンクの設置を促進し、公共、民間が一体となった雨水流出抑制を進めてまいります。長期にわたる下水道の浸水対策を実施すべき区域や目標整備水準、施設整備方針等の基本的事項を定める雨水管理計画（仮称）の策定に向けた検討を進めるとともに、目標整備水準の実現に向けた段階的な整備を進めてまいります。

次に、大きな2点目の1点目です。昨年から令和8年8月までに、ムーバスのバス停の蚊に関する市民からのお問合せがあったかということです。地域交通課に直接寄せられた御相談は、特定の1名から3件、バス事業者には同様の御意見は1件と聞いております。

2点目の2点目及び3点目は、扶桑通りや成蹊大学周辺のバス停における周辺の水たまりや排水施設等の状況確認と点検、清掃の考え方でございますので、一括してお答えいたします。雨水ますなど水がたまる場所は、ボウフラの発生源となり得るものと認識しております。そのため、御指摘いただきましたバス停周辺については、道路清掃事業として雨水ますの清掃等を定期的の実施しております。今後、沿道の施設管理者に対しましても清掃等の御協力をお願いしてまいります。

4点目です。ムーバスのバス停における蚊の問題を、公共交通の利用環境に関わる課題として捉える考えについてです。蚊や虫よけ薬剤への反応には個人差があり、アレルギー等の健康面への配慮も必要でございます。このため、上屋やベンチの整備といったバス待ち環境の課題とは性質が異なるものと認識しており、引き続き、基本的には利用者の皆様個人での対応、対策をお願いしております。

5点目です。蚊に関する相談や情報を記録、集約し、対策につなげる仕組みについてです。市民の皆様からの御意見や御相談は、各所管課において受け付け、記録しております。新たな仕組みを設けることは考えておりませんが、蚊に関する相談をいただいた場合には、道路課や環境政策課などの関係課をはじめ、ムーバスについては運行事業者とも情報を共有し、必要な対応につなげてまいります。

6点目です。ムーバスのバス停で蚊に悩まされる利用者を減らすための市の具体的な対策です。虫よけ剤や殺虫剤は、体質に応じて御自身に合ったものをお選びいただくことが適切と考えており、引き続き、個人での対応、対策をお願いしてまいります。市といたしましては、道路清掃事業により、雨水ますなどの清掃を定期または随時実施し、発生源を減らす取組を継続してまいります。

次に、大きな3点目の1点目、国旗損壊罪の施行に対する市の認識です。法務省の国旗の損壊等の処罰に関する法律Q&Aにもございますが、国旗の損壊等の処罰に関する法律は、国旗を大切に思う国民感情を保護する趣旨で立法されたものと認識しております。この法律は、人に著しく不快または嫌悪の情を催させるような方法により、公然と損壊等を行う行為を対象とし、行為の態様と公然性が要件とされております。したがって、経年劣化や色あせ、偶発的な汚れ、適切な手続による交換、修繕などが直ちに犯罪となるものではないと理解をしております。国旗を敬意を持って取り扱うことを前提としつつ、

# 不確定原稿

法の趣旨を適切に解釈し、市民に過度な不安が生じないように努めてまいります。

続きまして2点目、国旗の点検・管理及び国旗が傷んだ場合の交換等の統一的基準に関する御質問です。市庁舎等における国旗の点検・管理についてですが、掲揚する際に汚れや劣化について確認し、状況に応じてクリーニングや新規購入等で対応しております。また、管理については、管理室等の決められた場所で保管しております。交換等の統一的な基準はございませんが、汚れや劣化度合いに応じて適宜対応しているところであります。

続きまして、大きな3点目の3点目、萎縮を生じさせないための周知、説明についてです。8月13日の法律の施行を受け、必要に応じ、庁内各部署、市立学校、指定管理者を含む施設管理者等に対して、法の立法趣旨、要件などについて周知、説明することを検討してまいります。

続きまして5点目、刑事訴訟法第239条第2項に基づく告発義務との関係です。市の職員もこの条文の適用を受けますが、この告発義務は、職務上犯罪があると思料するに至った場合に生ずるものであり、犯罪の可能性が抽象的に想定されることにとどまる場合や、構成要件に該当することが明白でない場合に、直ちに告発を義務づけるものではないと認識をしております。したがって、市の対応といたしましては、まずは具体的な事実関係の客観的な確認を行い、その行為の態様が著しく不快または増悪の情を催させるような方法に当たるのか、公然性が認められるのかについて慎重な検討を行い、判断が困難な場合には顧問弁護士等へ相談するという手順を踏むこととし、職員個人の主観的な印象、通報や苦情のみをもって直ちに告発に進む運用は行わない形で検討してまいります。

6点目です。犯罪があると思料する判断の主体と相談体制です。現場の職員は、事実を正確に把握、記録し報告することを役割とし、施設の所管課を通じて法務担当部署に報告し、市として組織的に判断する体制を検討してまいります。指定管理者につきましては、自ら法的評価や通報の判断を行うのではなく、速やかに市の所管課に報告し、市が判断するという役割分担を明確にし、独自の判断で利用者の表現内容に介入することのないよう周知してまいります。

7点目です。市の施設利用の申請時に事前審査をしたり、利用を拒否したりすることはあるのかということですが、結論から申し上げますと、国旗損壊罪に該当する可能性を理由として、申請時に表現内容を事前審査し、利用を拒否し、または内容の変更を求めることは難しいと考えております。公の施設の利用は、地方自治法第244条により、正当な理由がなければ拒むことができず、不当な差別的取扱いも禁じられております。最高裁の判例においても、利用拒否が認められるのは、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合に限られるとされております。したがって、公共施設の利用受付に当たりまして、従来どおり、設備などの安全確保や、他の利用者への影響など、管理運営上必要な事項の確認にとどめ、表現の思想的な内容に立ち入るようなことは考えておりません。

次に、8点目です。告発を前提としない運用の確立についてです。議員御指摘のとおり認識をしております。国旗を題材としたこと、批判的、創作的な要素を含む表現があったことのみをもって、現場の職員が犯罪の疑いを認定し告発に進む運用は適切ではなく、市民の適法な表現活動を萎縮させ、表現の自由及び公の施設の平等利用の原則を損なうおそれがあります。市といたしましては、構成要件に該当することが明白でない事案について、告発を前提とした介入は行わないこと、判断は現場任せにせず、事実確認を経て、法務担当部署の解釈、顧問弁護士等の専門家の助言を踏まえ、市として慎重に行うこ

# 不確定原稿

と。苦情や抗議があったことのみを理由として表現活動に介入しないこと、表現の自由と公の施設の平等利用の尊重を基本原則とすること、これらを職員及び指定管理者に共有してまいります。法律の遵守と市民の憲法上の権利の保障は、いずれも市の責務であり、慎重な運用に努めてまいります。

9点目です。市としての基本姿勢についてです。国旗は、我が国を象徴するものとして広く国民に定着し、多くの市民が敬意を抱いているものと認識しております。市といたしましても、庁舎、学校、公共施設において、国旗を丁寧に、敬意を持って取り扱ってまいります。同時に、表現の自由は民主主義社会の基盤をなす重要な権利であり、市民が自由に考え、語り、表現することは健全な地域社会に不可欠であり、市はそのいずれも尊重する立場であります。

大きな4点目の1点目です。手持ち花火の今年度の利用状況と市民の反応についてです。今年度は原則として職員による巡回指導は行わない形で実施したため、事業者を配置した1公園だけの利用者数の比較とはなりますが、昨年度の360人だったのに対し、今年度は270人でありました。期間を3日間から2週間に拡大したことにより、利用者が分散されたものと認識しております。市報掲載後及び実施期間中に市へ寄せられた問合せは、場所や期間などの利用に関するものが大半で、利用者からは、気兼ねなく花火を楽しめる有意義な機会となったと好意的な声も寄せられるなど、おおむね好評であったと認識しております。

2点目です。実施中のけがや事故、近隣からの苦情などの課題についての御質問です。実施期間中のけがや事故はありませんでしたが、一部の公園では、近隣の方より、指定時間外の利用があった、たばこの吸い殻などごみが散乱していた、子どもの甲高い声が響いて長時間は厳しい、飲み会をしていたなどの苦情をいただきました。

3点目です。手持ち花火を継続していくためのルールの周知や安全対策等に関して、改善すべき点についての御質問です。今年度は、一部の公園で事業者を配置したほか、ホワイトイーグルの巡回地点にも加えて現場の確認を行いました。特に問題行為の報告はなく、基本的には皆さんルールを守って楽しく利用をしていただいたものと認識しております。一方で、近隣の方からの苦情も踏まえ、苦情内容に関する禁止行為等の掲示を工夫するとともに、SNS等による利用ルールの啓発を行ってまいります。また、エリアのバランス等を踏まえながら、実施対象の公園についても改めて検討したいと考えております。

4点目です。来年度以降の本格実施への考えについてです。2か年の試行実施において、基本的には多くの皆さんがルールを守って楽しく御利用いただけたものと評価していることや、都内の多くの市区でも公園での手持ち花火を解禁している状況を踏まえ、来年度からの本格実施に向けて、場所や期間等を改めて検討したいと考えております。

他の質問に関しましては、教育長より答弁いたします。

○教育長（吉原 健君） 私からは、大きな3点目の（2）学校における国旗の汚れ、破損等の点検、管理についてお答えをいたします。

学習指導要領には、入学式、卒業式などの儀式的行事において、国旗を掲揚するよう示されております。そのため、これらの儀式的行事や、あるいは祝日、そしてまた文部科学省から通達のあったときに国旗を掲揚しております。また、その際、汚れ等も確認しており、管理については、校長室や主事室な

# 不確定原稿

どの、決められた倉庫や保管庫などで適切に管理しております。

続きまして、3の(4)です。国旗に敬意を持ち扱うことと、国旗を含む様々な表現について考えることや表現の自由を尊重することを、どのように両立をさせていくのかについてお答えいたします。先ほども申し上げました学習指導要領には、入学式などの儀式的行事では、厳粛で清新な気分を味わい、社会や国家などへの所属感を深めることができるようにするとしてございます。また一方、表現の自由につきましては、これは誰しものが持つ権利であります、公共の場においては他者の権利や公共の秩序に配慮することが求められることも指導する必要があると考えております。例えば社会科の授業においては、異なる意見を持ち、自由に表現する権利を学ぶ中で、自国や他国の国旗を尊重する態度を養うことができるよう学習を行っておる状況もございます。

以上です。

○14番(藪原太郎君) 御答弁ありがとうございました。それでは再質問を、花火のほうから行きたいと思います。

おおむねよい反応だったのだなということで安心しました。また、試行からいよいよ本格実施についても、市長としては割と前向きに考えてくださっているということも確認できたので、引き続き私としてはぜひ応援していきたいなと思っております。ただ一方で、今回は飲み会であったりとか、苦情もそういう具体的なものがあつたということで、関わる、楽しむ人が増えると、どうしても少しは出てしまうかと思いますので、本当に禁止事項のルールなどをがちがちにするのではなく、なるべくそういうことに至らないような、促すような表現の中で、ソフトな形で運用のほうを進めていっていただきたいと思いますので、ぜひそれはお願いしたいと思います。

続いて、国旗損壊罪についても再質問させていただきたいと思います。これについても、私もこの武蔵野市の市長からの答弁で、そんなに危ない答弁が来るとは思っていなかったですし、実際にいただいた答弁も、私としては特に心配をしないで済むなというような内容で、本当に安心しました。例えば公然性であったりとか、そういった細かいところまで踏み込むと、ちょっとやぶ蛇なことが起きたりもするので、今回それには私は触れませんが、今の調子でいいなと思いました。

一方で、教育長のほうから御答弁をいただいた——これは教育長だけではないのですが、外に掲揚してある国旗です。これは意外と時々汚れているのを、ぱっと見えたりもするときがあるので、気づかないうちに。別に汚れたものを掲揚しているからといって罪が成立するわけではないのですが、そういう意味ではこの趣旨からも外れるようなことがあるので、もう少し気にして、きれいな状態を維持してもらったほうがいいのかと思いました。いかがでしょうかということは市長にお聞きするのかな。市長にお聞きしたいと思います。

それで教育長からは、公共の秩序ということで御答弁がありました。これについてはちょっと気になるキーワードだなというふうに思うのですが、学校教育の中ではやはり秩序というのは、社会を学ぶ上では必要なものなのですかね。法的には、なかなかこの公共の秩序をもって何かを制限するというのは、えっという話になるのですが、ある意味、社会生活を学ぶという教育的な部分で公共の秩序ということを学校で取り上げるという理解でよろしいかということは、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

# 不確定原稿

ここまでお願いします。

○市 長（小美濃安弘君） 私の市長執務室からよく国旗が見えるので、私はあまり汚れた状況を見たことがないのですが、ただ国旗を掲揚しているのは市役所だけではないと思いますので、その辺につきましては、そういう意見があったということを、国旗を掲揚している施設等には共有したいというふうに思います。

○教育長（吉原 健君） 公共の秩序という、秩序に配慮するという言葉に関しては、あくまでもこれは当然のことながら教育的な視点からの、いわゆるマナーとかモラルといった性質で使っている言葉だというふうに理解しております。

以上です。

○14番（藪原太郎君） 分かりました。そうしましたら、一応いろいろな想定をして、国旗損壊罪のほうも再質問は考えていたのですが、そんなに再質問しなくても大丈夫な感じなので、本当に自由に配慮していただく答弁いただきましてありがとうございます。運用のほうもしっかりとやっていただきたいと思います。

それで、あと冠水について、豪雨の冠水なのですが、私も吉祥寺北町に住んでいるので、大体あそこはいつも危ないのだよなという、私も地元にいるときに雨が降るとちょっと見に行ったりはしているのですが、今回もそこが、やはり低くもなっていますし、グレーチングに草が乗ったり、葉っぱが乗ったりというのもあるので、そこだったと思うのですが、今回北町5丁目でも一部道路が完全に水浸しになっていたというのを、私の友人が写真つきで家の前の様子をSNSに上げていたのです。当然、あの低くなっている場所ほどではないのですが、確かに見ると道路が完全に水たまりになっていたのです。なので、決してそこが、では歩けないかということ、そういうほどでもないですし、家屋に対して水が入ってくるような状況までは行っていないのですが、確かに思い返すと、そこは大雨が降るとこうだったよなというふうなのは私も記憶にあるエリアなのです。具体的な場所は、もし必要があれば個別に後でお伝えしたいと思いますけれども、もしかすると、だからそういったところが見落とされている可能性もあるのではないかなというふうに思うのです。今回そこは大きな被害は出ていないので、いいかと思うのですが、そういう意味では、何らかそういう要素があって、今後、例えば本当にもっと1時間当たりの雨量とかが増えたら、もう少し大変なことになるかもしれないということも考えられるので、そういったことに対してはどのように捉えているのかということをお伺いしたいなと思います。

それから、ちょっと市長の答弁の中で、豪雨対策の8番目の土のうと水のうに関しては、具体例はどうでしたかみたいな感じでお聞きしているかと思うのですが、あまり答弁が、ちょっとピントがずれていたかなと思うのですが、いかがでしょうか。私がお聞きしたのは、土のうや水のうを使って被害を軽減した例が今回ありましたかということと、もしなかったのであれば、もしそれさえやっていれば少し軽減につながった可能性のある事例はありましたかという質問をさせていただいたかと思うのですが、その辺もし分かるようでしたら、いただきたいと思います。

○市 長（小美濃安弘君） 雨の量によって冠水の度合いというのはあると思います。あと季節によっても、落ち葉の季節なのか、そうでない季節なのかというのがあります。台風なんかの場合ですと消

# 不確定原稿

防団に詰所待機という命が下って、詰所に待機しながら、時間、定期的にパトロールをするのです。私も現職のときには大体、管内というか、自分の所管をしている水がたまるところというのは分かっていますので、やはり1時間前に落ち葉を掃除しても、結局また1時間後にはたまっているという状況なので、もうその繰り返しで、雨が弱くなるまでそういうことをしていることもあります。また、市役所の職員もパトロールをしながら、そういう対応をしているのではないかと考えております。なので、その5丁目の件については私、今回初めて伺った話ですけども、大体冠水する場所というのは市役所も地元の消防団も把握しておりますので、そういったパトロールを通じて解消していければなというふうに考えております。

土のうの具体例につきましては、担当部長よりお答えをします。

**○防災安全部長（横山 充君）** 今回の大雨について、土のうを使用して何か防げた事例があったかというところでございます。今回の大雨については、なかったということでございます。ただ過去においては、大きな台風が来る前に結構、土のうが欲しいのだということで車で市役所にいらっしゃって、そこで土のうを5個とか10個とかお渡しして、それで被害を防いだ事例はあったかというふうに記憶しております。

**○14番（藪原太郎君）** 分かりました。私はちょっと、その土のう、水のうについては、せっかく水防訓練で取り扱っているわけではないですか。見せているもの自体は、結構立派なものに物すごい水を入れて、それと併せて水のうの作り方とかを説明しているので、見ている人にとってみると効果はすごくてきめんなのは分かるのですが、それがやはり台風であれば、そうやって土のうが欲しいとか、水のうの準備をしようとかというのがあると思うのですが、今回みたいなゲリラ豪雨だと、決して役に立たない訓練とは言いません。僕はあれは役に立っていると思っていますけども、こういうところはどうにか生かしていける方法はないのかなと。市民が一番簡単にすぐ作れるのは水のうではないですか、そういうふうに多分訓練でも説明しているかと思うのですが、そこをうまくきちんと現実に即したものに進化させることはできないのかなというところにつながるかなと思って、この質問を入れたので、もしそういったお考えがあればお聞きしたいと思います。

**○防災安全部長（横山 充君）** 今の御質問についてでございます。土のうについては、確かに水防・防災フェスタで、そこでやったりしております。一番大事なことは、ゲリラ豪雨についてはやはり、いつ、どの時間帯で発生するか分からない、どの時間で一番強い雨が降るか分からないというところでございます。なので、ゲリラ豪雨が発生するかもとか発生した時点で土のうをとやっても、大変タイミングとしては遅いというところなんです。ですので常日頃から、例えば土のうを自分の自宅近くに持っておくとか、あと水のうについてはホームセンターとかでも売っておりますので、そういった常日頃の備えをしていただく、そういったことが大事だと思っています。そのことを市としては広報等していきたいと考えておりますし、そういった危険があるようなお宅については、そういったこともお伝えをしているという状況でございます。

**○14番（藪原太郎君）** 分かりました。それでお願いします。やはり水防訓練だと、どうしても台風のイメージとかのほうが強いので、ゲリラ豪雨というものがここ最近では割と夏の大きなトラブルの一つにはなってきているので、そちらにもフォーカスを当てて生かしていっていただきたいと思っています。

# 不確定原稿

ボウフラです。次、ボウフラ、一応雨水ますなどを清掃していただけるということで、あとは近隣の管理者にも声かけをいただけるということで、まずはそこからちょっと様子を見ていきたいと思います。ただ本当に、この扶桑通りであつたりとか成蹊近くのバス停は、私の家から最寄りのバス停ではあるのですが、私、そのバス停ではなくて、もう1個離れたバス停を使うのです。そのぐらい、もう個人では対策し切れない、虫よけを幾ら吹いても、長袖、長ズボンで行っても、もう物すごい刺されるのです。そのぐらいなので、ちょっと、取りあえず次、今度やっていただくのでどのぐらい減るかというのもあるかと思うのですけれども、ぜひともそれで効果が出るといいなと思っていますので、進めていっていただきたいと思います。そのぐらい蚊がいるということを御認識されていたかどうかだけ、ちょっとお聞きしていいですか。

○市 長（小美濃安弘君） その表現、すごい表現ほどは認識していなかったもので、今後また担当課ともリサーチしながら、何か対策が取れるのかどうか研究していきたいと思います。

○14番（藪原太郎君） では、それはお願いします。次はもう質問ではないですけれども、そのバス停は、ドライバーさん、運転士さんのチェンジの場所でもあるので、ドライバーさんが結構歩くので、多分ドライバーさんもどういう場所か分かっているかと思うので、ムーバスさんのほうにもちょっといろいろヒアリングしていただくと現状が分かるかもしれません。ぜひそこは対策のほうをお願いしたいと思います。

以上、お願いをして、終わりにします。よろしくお願いします。

---

○議 長（木崎 剛君） 次に、市民の生命・財産を守るための根本的な基盤整備を構想をもって着手すること等について、4番深田貴美子議員。

（4 番 深田貴美子君 登壇）（拍手）

○4 番（深田貴美子君） それでは、7月の熊本地震、8月の千葉豪雨、8月のネパールと中国国境での土石流、また同じく8月月末の石川県豪雨で被害に遭われました方々の御冥福と、行方不明になられている方々の早期発見並びにお見舞いを心から申し上げます。私も親族が熊本県宇城市で被害に遭いました。けがをすることもなく、助かったところでございますが、家屋は大損壊です。人知の及ばぬ災害や事故から市民を守るために、公民連携に武蔵野市民力を総合して、都市のOSを上げて、暮らしの安全を守るための一般質問です。

1つ目、住民の生活環境・教育環境を守る民泊・旅館の規制について。

2026年7月15日、観光庁、国土交通省、厚生労働省連名で、全国の地方公共団体に向けて、「住宅宿泊事業法に規定する届出住宅に係るゼロ日規制等について（技術的助言）」として通知をしました。

一つ、ゼロ日規制とは、条例によって、特定のエリアで実質的に民泊営業を一切認めない規制措置を指します。生活環境、教育環境、地域コミュニティの維持に支障が生じる合理的理由がある場合は規制が可能になりました。このたびの法令見直しは、上乗せ条例を持たない本市への措置と配慮について、国並びに東京都に確認をしているのか、経過について報告を求めます。

2つ目、このたびの技術的助言では、宿泊者の不適切な利用や騒音トラブルを未然に防ぐために、条例などで事業者に対してICT機器の導入を求める運用が迫られています。条例を持たない武蔵野市

# 不確定原稿

において、既存の民泊約70件——厳密には現在74件です——への指導、通知、確認、監督は、誰の責任の下に整備、実施されているのか説明を求めます。

5月18日に発生した南町1丁目民泊火災事故においては、3回の事業者説明会開催、そこでの住民の厳しい質疑があり、幸い事業者は民泊事業を廃止すると、8月18日に周辺に周知がありました。しかしながら、この間、事業者は事故報告書の提出義務もなく、文書での指導監督もなかったと仄聞をしています。運用体制の見直しについて、東京都に上申するべきではありませんか。御所見を求めます。

4つ目、旅館業法に基づく旅館開設については、多摩府中保健所が申請受付窓口となり、許可制で運用されています。吉祥寺本町2丁目の旅館開設について、近隣住民の方より、接道がないにもかかわらず建て替え、旅館開設の手続が進行中だと聞いています。事態の経緯と本市の対応措置、東京都の所見について、市が把握していることを伺います。

5つ目、制度上、武蔵野市は独自の民泊上乗せ条例を定めることができません。豊中市は平成30年、住宅宿泊事業法の施行に伴い、都市計画法に基づく住民主導の地区計画でもって、地区計画区域内等における民泊立地制限等についてを公表し、14区域で民泊立地を制限しています。本市も可及的速やかに検討すべきではありませんか。現況の課題整理の状況を伺います。

大きな2つ目、S o c i e t y 5.0時代を構想した市民の安全と利便性向上のまちづくりについてです。

去る6月17日付で、武蔵野市がN T T 東日本様、N T T モビリティ様と、地域公共交通の自動運転導入に向けた連携協定を締結したと議会に御通知をいただきました。

1つ目、本件については、地域公共交通計画2026～2035、27ページ、43ページに、自動運転技術等の交通D X化に向けた調査・検討として、「国や東京都における実証実験の事例を調査し」とあります。調査の結果と検証についてお尋ねします。

2つ目、武蔵野市地域公共交通計画43ページには、本市は、住宅密集地で幅員の狭い生活道路が中心の市街地であるため、自動運転の実証には技術面だけでなく道路構造や交通環境など、安全面に多くの課題があると記載があります。検証の結果をお尋ねします。

3つ目、先行する自治体では、スマートポールの実装に加えて、複数の通信回線を重ね合わせ、フェールセーフを構築しています。実証に当たり、構想をお尋ねします。

4つ目、一方、ムーバスの検証が急がれるのではないのでしょうか。自動運転とはいえ、実際にはドライバーは乗車しております。人手不足を100%解決できる道筋ではないことは明らかであることから、御所見を伺います。

5つ目、8月30日午後6時頃、刃物で女性を脅しバックを奪う強盗事件が武蔵境で発生しました。今一番の不安は、誰もがこうした犯罪に遭遇しかねないという体感治安の著しい悪化であります。今後はI o Tを活用した都市のD X、O S、これを上げていく。子どもの安全から高齢者認知症の方々のはいかいなど、全ての市民の安全につながる、街路灯に防犯カメラのみならず、見守りセンサーの設置によって、登下校やお稽古事の行き帰りの子どもの安全対策、これが展開されているところであります。過日の大豪雨などの状況把握、そして加えて防犯について予防の観点から、本市でも検討すべきではありませんか。御所見を伺います。

# 不確定原稿

3つ目、昨日報道各社が一斉に報道いたしました学習指導要領改訂での情報教育推進と生成A I活用についてであります。S o c i e t y 5.0時代を担う人材育成は急務であります。文部科学省によりますと、2030年度から小学校で、2031年度からは中学校で全面实施予定の学習指導要領の改訂が大詰めを迎えています。本年7月8日に文科省は、ネットや生成A Iの利用が普及する中、情報活用能力並びにリテラシーを育成する情報教育の拡充方針とともに、小・中学校の各教科の授業時間について、学校裁量で最大15%程度まで削減できる調整授業時数制度の導入を提示しました。以下、本市教育委員会の取組の方針と進捗についてお尋ねをします。

1つ目、学校裁量という観点から、校長会での議論並びに教育委員会としての方針、今後のスケジュールについて、現況をお尋ねします。

2つ目、文科省の方針は、現行の年間の総授業時間は増やさないとした上で、各教科から少しずつ指導時間を削減すると言っています。先行事例として、東京都では目黒区立中目黒小学校で、45分授業を40分に授業時間を削減して、問題や支障はなかったという報告があるようです。一方で、文科省は、本質的な力の獲得として、総合的な理解、総合的な発揮の明確化と重点化を求めるとして、現実性と実効性に不安の声も聞こえているところでもあります。時間割への影響や下校時間、中学校においては部活動への影響についても含めて、本市教育委員会の御所見を伺います。

3つ目、さらに、生成A Iが急速に普及する中で、文科省は2023年7月に、初等中等教育段階における生成A Iの利用に関する暫定的なガイドラインを公表しました。全国におけるパイロット校での成果を反映し、学校現場での適切な利用とリスク管理を目的に改定され、2024年12月26日、初等中等教育段階における生成A Iの利活用に関するガイドラインとして改訂されました。月例教育委員会並びに議会文教委員会にまだ報告がありませんが、本市教育委員会でのお取組の進捗をお尋ねいたします。

4つ目、情報教育を専門とする教職員が少ない中、授業準備、計画、振り返りの時間の確保は全ての教科に波及するかと思料します。どのようにサポート体制を構築するのか、教育委員会の御所見をお尋ねします。

5つ目、2025年よりコミュニティスクール制度の本市導入により、開かれた学校づくり協議会は、国の求める学校運営協議会に進化をしました。学習指導要領改訂の中間の進捗や情報教育の重点化、生成A I利用並びに調整授業時数制度の導入についての報告並びに今後の方針について御所見を伺います。

大きな4つ目、熊本地震、千葉豪雨に学ぶ本市の災害対策についてです。

7月28日に発生しましたマグニチュード7.1の地震は、宇城・宇土を中心に、熊本県内に広く被害が及んでいます。発災直後より八代市の小野泰輔市長が、今後の災害の参考資料にと、初動体制並びに復旧復興手当ての一方で、丁寧な情報発信を行っています。また、8月13から14にかけての気象庁からの初のレベル5の大雨特別警報が発令されていたことから、以下お尋ねをするところでもあります。

1つ目、相次ぐ天災については、本市改定作業中の武蔵野市地域防災計画に反映されるべき視点があるのではないかと思います。ところが昨日、この地域防災計画、配られてしまいました。情報の精査と分析、検討の経過について御所見を伺います。

2つ目、どちらも水道、下水、通信、道路等のインフラが壊滅しました。とりわけ今年度策定中の本市の水道本管整備計画の進捗状況を伺います。

# 不確定原稿

3つ目、北町1丁目の浸水は、くぼ地に流れ着いてくる落ち葉やごみがグレーチングを塞ぎ、ガレージで55センチの浸水となりました。今後の具体的な対応について御所見を伺います。

4つ目、吉祥寺駅北口、ここにも水がすごくたまっていたよという市民の方からもお知らせがありました。ここは水がたまりやすい構造にあるのではないのでしょうか。今後、地下街への浸水を想定しなければならない事態となったと思います。今後の対応について御所見を伺います。

熊本のイオンモールでの爆発事故、これは熊本地震発災後、大変何回も報道されました。そして発災後、不確実な情報が流布されました。経済産業省をはじめ、関連省庁への事故情報の確認作業の報告をいただきたいと思います。

以上をもって、壇上からの質問を終わります。よろしく御答弁のほどお願い申し上げます。

○市 長（小美濃安弘君） 深田貴美子議員の一般質問にお答えいたします。

まず大きな1点目の1点目、ゼロ日規制に関する御質問です。「住宅宿泊事業法に規定する届出住宅に係るゼロ日規制等について（技術的助言）」については、令和8年7月15日付で、厚生労働省、国土交通省及び観光庁の連名で、都道府県住宅宿泊事業主管部局長、保健所設置市住宅宿泊事業主管部局長及び特別区住宅宿泊事業主管部局長に宛てて発出されたものであります。内容につきましては都の所管課と確認しており、今後、市として規制が必要と判断した場合は、都と協議を行うことになると考えています。

2点目です。条例を持たない武蔵野市において、既存の民泊約70件への指導等、誰の責任の下に整備、実施されるのかということです。御案内のとおり、本市における住宅宿泊事業法に基づく民泊事業については、届出や指導監督等の所管は東京都産業労働局観光部振興課となります。民泊事業のトラブル対応について、第一義的には事業者が責任を負うものと考えますが、それでもトラブル解消とならない場合については、都の所管課において対応し、必要に応じて現地調査や指導を行うものと認識しております。

3点目です。運用体制の見直しについて東京都に上申すべきではないかとの御質問です。住宅宿泊事業法においては、民泊施設で火災が発生したような場合、事業者から都の所管に対し、法令上、文書の提出義務はないとのことですが、今回当該事業者は都の所管に火災対応報告書を提出していると聞いております。今後、必要に応じて、指導等の在り方や運用体制などについて東京都に意見を伝えていきたいと考えています。

4点目です。吉祥寺本町2丁目の旅館開設について、事態の経緯と本市の対応措置、東京都の所見についてということであります。まず初めに、御質問の中に建て替えとの御指摘がございますが、既存建築物に対する大規模な修繕工事が行われたものでございます。経緯といたしましては、昨年令和7年3月に、近隣にお住まいの方からお問合せを受け、担当課にて現地の確認を行いました。現地確認後、建築基準法に基づく接道要件を満たしていない敷地での工事だったため、関係者に対して、改修工事の内容及び接道要件等について、法令遵守の必要性について指導を行い、事業者には改修計画書を提出させております。その後、改修計画書に基づき工事が進められているか、担当課にて外観からの確認を行っております。令和8年7月上旬に、多摩府中保健所より旅館業の許可申請を受けた旨の通知を受け、市との協議で示していた用途との相違が確認されたため、関係者に再度ヒアリング及び指導を行っており

# 不確定原稿

ます。8月中旬に多摩府中保健所による旅館業の許可がされたことを確認しております。

5点目です。都市計画法に基づく民泊の規制に関する御質問です。御案内のとおり、住宅宿泊事業法による民泊の実施制限等については、都道府県、保健所設置市等は条例に基づき行いますが、本市は該当せず、独自の規制はできません。地区計画とは、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市区町村とが連携しながら地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけ、例えば住居専用地域では、建築物等の用途制限、敷地面積の最低基準、壁面の位置制限等、必要な基準を設け、良好な住環境の形成を図るための手法であり、特定の用途を規制するためだけに策定するものではありません。豊中市では、地区計画を作成する中で、住民発意により、住宅宿泊事業法第2条第5項の届出住宅を制限すべきとの意見があったことから、制限を追加するに至ったと伺いました。本市においても行政としてできることを様々な角度から研究しつつ、地区計画の提案、住民発意があった際には検討したいと考えております。

次に、大きな2点目の1点目、国や東京都における実証実験の実例の調査結果と検証についてです。本施策は、計画初年度の令和8年度を検討期間としており、現在、職員による現地視察や体験乗車、交通事業者等へのヒアリング、地域公共交通活性化協議会での議論を通じて調査を継続しております。本市は住宅密集地に幅員の狭い生活道路が広がるため、既存事例をそのまま適用することは難しく、連携協定に基づく実証も含め、引き続き、導入可能性を検証してまいります。

2点目です。道路構造や交通環境等、本市における自動運転の安全面の課題の検証結果についてです。計画に記載した課題認識は、現時点においても変わっておりません。本市は市道、認定外道路、私道の総延長のうち約74%が幅員5.5メートル未満であり、住宅地内では歩行者や自転車が混在をいたしております。車両のセンサーのみでは交通や交差点等の死角への対応に課題があるため、まずは都道をはじめとした広幅員道路を自動運転の運行ルートにすることを検討の第1段階と想定しており、令和8年度下期のNTTによる実証運行において検証が行われる予定となっております。

3点目です。実証における通信とフェールセーフの構想についての御質問です。通信の信頼性確保は、遠隔監視を前提とする自動運転においては不可欠と認識しております。現時点で公表されている内容では活用する通信ネットワークは特定していないため、具体的な構成は今後、NTTとの協議の中で示されるものと考えております。

4番目、ムーバスの検証を優先すべきではないかとの御質問です。御指摘のとおり、自動運転は、直ちに人手不足を解消するものではないと認識しております。地域公共交通計画では担い手確保と持続可能なムーバス運営を基本施策1に掲げ、令和8年度からの3年間で緊急採用支援期間と位置づけております。ムーバス運営の再構築についても令和8年度から検討に着手しており、自動運転技術はこれらと並行して進める中長期的な取組と位置づけております。

5点目です。IoTを活用した市民の安全対策についてです。防犯カメラや見守りセンサーがついた街路灯の設置など、IoTを活用した市民の安全対策については、先進自治体の情報収集や視察を行うなど、研究を進めていきたいと考えております。

続きまして、大きな4点目です。1点目、熊本地震などにおける武蔵野市地域防災計画への視点の反映についてです。本災害は、現在も支援が継続している状況でございます。令和6年能登半島地震の際

# 不確定原稿

には、内閣府等により災害対応検討ワーキンググループが立ち上がり、国全体で災害対応の在り方の検討が行われた経緯がございます。国や東京都による指針や法制度、上位計画などを踏まえながら、相次ぐ災害における被災状況や課題を整理し、引き続き、改定内容の検討を行ってまいります。

次に、2点目です。今年度策定中の铸铁管（配水本管）更新計画の進捗状況についてです。本事業は、水道水の安定供給を確保するため、市民の命を守る水道事業者の責務として、老朽化した重要度が高い铸铁管（配水本管）の更新をするものです。更新計画は令和10年度末の策定完了を目指しており、令和8年度につきましては、第一給水区の更新ルートを選定及び手法等の検討並びに第二給水区の埋設物調査を実施しております。

次に、大きな4点目の3点目、吉祥寺北町1丁目の浸水への対応についてです。吉祥寺北町の冠水につきましては、グレーチングの落ち葉による目詰まりが主たる原因ではなく、流下能力以上の強い降雨により、放流先である善福寺川の能力を超えてしまうことで冠水が発生しているものと考えております。冠水時は落ち葉が水と共に浮きながら流れ着き、水が引くと落ち葉がグレーチング上部に残っているものと考えております。なお、監視カメラの映像では、浸水前にはグレーチング上部には落ち葉はほとんど見られておりませんでした。冠水の発生は大雨の強度が直接の原因と考えておりますが、引き続き、台風やゲリラ豪雨が多くなる時期については、現場の落ち葉などの状況を注視していきたいと考えております。今後の対応といたしましては、雨水浸透施設のPRや施設整備のほか、他自治体との連携による河川改修促進の要請を行っております。また、浸水の起きやすい箇所での土のうの無料配布や、家庭でできる水防技術講習会による市民意識の向上、水防資機材の備蓄など、多重的かつ総合的な対応を進めています。

4点目です。吉祥寺駅北口の浸水等、地下施設への対応です。武蔵野市浸水予想区域図におきまして、吉祥寺駅北口の周辺は浸水が想定される区域には含まれておりません。一方で、近年の局地的な短時間豪雨では、下水道の計画降雨である1時間当たり50ミリメートルを超える雨により、雨水ますからの排水が追いつかず、一時的に道路が冠水する場合がございます。市としては、雨水ますの清掃を市内全域でおおむね年2回実施しているとともに、台風前などには、落ち葉の詰まり等による冠水リスクの高い箇所の道路清掃、パトロールを実施しております。また、地下の施設を浸水から守るためには、出入口への止水板や土のうの設置、排水設備の点検など、それぞれの施設管理者において、施設内に水を流入させない対策を講じていただくことが重要となります。今後も浸水予想区域図による周知に努めるとともに、関係部署や施設管理者と連携し、駅周辺の安全確保に取り組んでまいります。

5点目です。熊本の商業施設での爆発事故についてです。商業施設における事故原因については、インターネット上で様々不正確な情報が流れていたようでございますが、令和8年8月5日に経済産業省のホームページでニュースリリースされた内容が現時点では正確な情報だと認識しております。経済産業省といたしましても現在原因究明中とのことですが、本市においても帰宅困難者の一時滞在施設に位置づけられている商業施設もあるため、今後の動向を注視していきたいと考えております。

他の質問に関しましては教育長よりお答えいたします。

○教育長（吉原 健君） それでは、私からは大きな3点目、学習指導要領改訂での情報教育推進と生成AI活用についてのお尋ねでございます。教育委員会の方針とのことですけれども、教育長の見解

# 不確定原稿

としてお答えをいたします。

まず、3の①、学校裁量という観点から、情報活用能力の育成や調整授業時数制度の導入に関する方針、また今後のスケジュールについてお答えをいたします。現在、本市といたしましても、情報活用能力の抜本的向上や調整授業時数制度などが議論されております次期学習指導要領の審議の動向を注視しております。その中でも、特に改訂の背景や、基本的な審議の方針の理解に努める、それを深めるように努めております。学校裁量という観点では、この調整授業時数制度の活用によって、例えば学校の特色ある教育課程の強みとなり得ること、また自校の教育活動の充実に資するなどと判断できる具体的内容について、今後も市として検討を重ねてまいりたいと思っております。

続きまして、3の②です。調整授業時数制度に関して、時間割への影響や下校時間、また、中学校における部活動の時間への影響についてお答えをいたします。本制度の活用により、例えばですけれども、子どもの実態に応じて学校が必要と考える学習活動時間を増やすことや、また、授業改善につなげるための教員研修を行うことができることも期待されております。そして、多様な個性や特性、背景を有する子どもたちを包摂した教育活動の実施とともに、余白の創出による教員の授業指導技術が向上し、より豊かな学習活動を展開できるようになることも期待されております。ただ一方で、この新設科目設置などに伴う教育課程の編成上の学校の負担であったり、また、運用によっては子どもの下校時刻が早まることに関する保護者への理解、さらにまた教員研修の設定による部活動への影響などについては、担当課である指導課が現在も実施しておりますが、教育課程届出相談日において、各学校の狙いや内容についてしっかり確認を行うことが重要であると考えております。いずれにしましても、第四期武蔵野市学校教育計画にある理念、自他の幸せと豊かな社会を実現する未来の創り手を育むと、こういった理念に通じるこの制度の運用になるよう努めてまいりたいと思っております。

続きまして、3の③です。生成AIに関する市教委の取組の進捗についてお答えいたします。文部科学省において示されたガイドラインにつきましては、教育委員会としてもこれを把握しておりまして、今年2月の定例会におきまして、これを各学校に周知し、教職員による校務での利活用について情報提供と注意喚起を行っております。また、児童生徒の利用に関しましては、今年の6月に市の教育委員会から通知を出し、児童生徒の生成AIの利用が可能になった旨と、また利用に係る注意事項等を併せて各学校に周知いたしております。しかしながら、生成AIを正しく活用し、本市の教育をさらに推進していくためには、やはり本市としてのガイドライン、本市の実情に見合ったガイドラインの策定を今後検討していく必要があると考えております。

続きまして、3の④です。いわゆるICTを活用した教育活動に関して、どのようなサポート体制を構築するのかについてお答えいたします。次期学習指導要領の審議の中で、情報活用能力の抜本的な向上が示されております。また、本市におきましては今年度から、児童生徒に対して新しい学習者用コンピュータを貸与しております。こうしたICTを活用した教育の充実のために、昨年度末は各中学校区において活用方法の研修を行ったり、また、夏季休業期間中には、希望する教員やICTが苦手な教員など、それぞれの希望や段階に応じた研修を企画し、実施いたしました。さらに現在、市立小・中学校には週1回半日程度、授業支援を行っている学校ICTサポーター、これを今後さらに拡充することを検討し、体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

# 不確定原稿

最後に、3の⑤です。学校運営協議会に対して、次期学習指導要領改訂の進捗、生成A Iの活用、また調整授業時数制度の導入に関する報告及び今後の方針についてのお尋ねです。本市では開かれた学校づくり協議会でございますが、この会におきまして、例えば生成A Iの利活用については、当事者である子どもも参加して、開かれた学校づくり協議会のメンバーと子どもが実際に対面で話し合いを持った中学校もあるというふうに伺っています。今後も次期学習指導要領改訂の議論にある様々な内容が話題になることが考えられますが、この開かれた学校づくり協議会の機能であります学校運営に関わる基本方針の承認、具体的に申し上げますと、次期学習指導要領の改訂の基本的な考え方や狙いを十分共通理解して、その内容をしっかり確認していくことが、まず何より大切であると考えております。

以上になります。

○4 番（深田貴美子君） 民泊から再質問させてください。現在、都に問合せをして情報をもらうという状況になっていて、東京都から文書で何か通知が来るということはないわけです。事業者が提出したこの火災対応報告書というのは、武蔵野市のほうに示されたものなのかどうか、こういったやり取りが自治体と、それから東京都との連携を密にしていくということになるのではないかと思います。実際にこの書類がやり取りされたのかどうかという点が1点。

それから、やはり住宅宿泊事業法の場合は、これは届出制なので、書類が整って届けられてしまうと、もうたちまち開業できてしまうわけです。旅館業法のほうは許可制なので、保健所が許可するわけです。そういう意味ではぜひ、2つ目の質問は、これはもう市長にお願いします。前回も6月の議会でもお願いしました、東京都市長会等で、まずこの住宅宿泊事業法を許可制にするというところからしっかりと踏み込んでいただきまして、自治体との確認作業を密にしていくということをお願いしていただきたいのです。これがまず1点。それから、先ほど豊中市の事例に沿って、多面的に、多重的に取り組んで、民泊についても旅館についても、地区計画が提案を、住民から提案された場合は受け入れるというふうに言っていたことについては非常に心強く思います。景観まちづくりの地区計画と併せてしっかりと取り組んでいただければと思います。まず民泊については、この2点、市長から御答弁をいただきたいと思います。

それから、ちょっと防災のほうに飛びますけれども、今回、熊本のイオンモールの爆発事故、SNS等でコジェネが原因だということがまことしやかに流布されたのです。これ、コジェネにつきましては、本市はクリーンセンターに整備をしていますので、このような流言が出ることは非常に心外であります。私のほうからも党の政調を通じて、経済産業省のほうに確認をさせていただきました。先ほど御答弁がありました8月5日と、もう1日のSNSでの経産省の公表によって、コジェネが原因ではないと、そもそも熊本のイオンモールにはコジェネは装備されていないということをSNSで公表しています。私が調べた点につきましても、このイオンモール熊本にはガスコージェネレーションやガス発電機が設置されていないことを確認しています。こういうふうにきちんと報告をもらっています。ですので、これは誤解がないようにということで、しっかりと御担当と防災のほうと共有をいただきまして、市民の皆さんからもしお問合せがあったときには明確にお答えいただきたいと思います。

その上でちょっとお尋ねしますが、LPガスを燃料とするこのガスコージェネレーションを、災害時にも停電しないというシステムということで提案してきているわけですが、液化石油ガスの保安

# 不確定原稿

の確保及び取引の適正化に関する法律、また電気事業法といった法規制がこれは適用されているわけで、この事故を機会に、事業者の主任技術者というのがいらっしゃると思いますが、改めて点検確認を行ったかどうかということをして1点確認させてください。それから、東日本大震災後に、都市ガス遮断のバックアップとして災害対応型のLPガスの設備が、国の補助金もあって推進されているわけです。今回のことがあって、経産省は緊急安全点検を全国に要請しています。本市での対象となる施設や点検は行っているのかどうか、この点を御答弁いただきたいと思います。

それから、自動運転について、このたびの実証実験、これは全てNTT東日本様、全てNTTモビリティ様の責任の下に実施されるということを確認させてください。というのは、万が一ですよ、事故があったときのことで。やはり公道を通りますから、五日市街道を通ってしまうわけですから、法的・金銭的賠償責任、刑事的責任、これは武蔵野市に発生しないのかどうか。さらには、実験の共同責任者として、道路管理責任者として発生する責任もないのか、ここについても確認をさせてください。

それから、街路灯の件なのですが、これも道路管理者は武蔵野市なのです。そうすると、道路管理の電力使用量の7割は照明なのです。令和7年国交省の道路法改正において、脱炭素化推進、技術基準の改正、センサー照明活用推進ということで、スマート照明等のセンサー検知つきがGISの活用によって実現しているわけです。ですので、他の自治体では、登校下校見守り、徘徊、そして先ほどから何人もの議員さんが質問しているようにゲリラ豪雨と浸水対策、こういったことにもしっかりと対応できるのが、このIoT活用なのです。インフラの老朽化、そもそも防犯灯が、台帳がきちんと整備されていない本市でございますから、電力量の見える化も併せて、都市のOSを上げるということで、検討するということですが、大至急検討していただき、併せて住民の安全を守る。そして、道路の照明が適正かどうか、度合いです。照度の適正化、これについても速やかに確認をしていただき、体感治安を高めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

それから、学校の教育のほうです。生成AI、それから授業の調整の件、調整授業時数制度、これは文科省のガイドラインでは、教育委員会主導の制度設計と方向性を示してくださいというふうに言っています。ですから、インフラの整備、それから事故があったときのマニュアル、それから教職員の方々への研修も含めて、こういったことをきちんと教育委員会でやってくださいねというふうに通知しています。それから、各学校の実態を十分踏まえていただきたいと思いますということも言っています。一律に禁止するものでもありませんし、義務づけるものでもない、要は合意を形成してくださいというふうに文科省は言っています。そういう意味では、今回ガイドラインを策定してくださるということですので、非常に安心をいたしましたし、2月の定例会で報告をされているのであれば、ぜひとも議会のほうにも報告を速やかにいただきたいと思います。いかがでしょうか。

**○市 長（小美濃安弘君）** 私からは民泊の指導監督の強化について御答弁させていただきたいと思います。実は毎年10月に知事との面談がございまして、今年は10月の16日、意見交換を行う予定でございまして。事前にこれは意見交換の内容を伝えるわけですが、その中に今回、民泊の指導強化等、民泊についての課題を盛り込みましたので、今後そういったところで、知事との意見交換を通じて民泊の課題解決に少しでもつなげていければと、このように思っております。

他の答弁につきましては担当部長よりお答えいたします。

# 不確定原稿

○環境部長（関口道美君） 熊本での商業施設の爆発事故の件でございます。議員御指摘のとおり、クリーンセンターでも——でもといいますか、結果的に商業施設ではなかったのですが、クリーンセンターにはガスコージェネレーションがございますので、私ども注目をしていたところでございます。今御案内のありましたとおり、液化石油ガスの保安の促進及び取引の適正化に関する法律、あと電気事業法、様々あるのですが、熊本のほうは液化石油ガスですけれども、クリーンセンターは都市ガスで、天然ガスのところという違いはありますけれども、このガス事業の関係は、中身はほとんど同じです。主任技術者を立ててきちんと確認をしているというところもやって、この事故を受けた後にも話をして点検をしたところでございます。また、遮断弁もクリーンセンターにございますので、その辺も改めて確認するようには話をしまして、それを確認済みというところで報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○防災安全部長（横山 充君） 街路灯の関係でお問合せいただいたかと思います。I o Tを活用した安全対策ということでございます。こちらは先ほど市長のほうから研究を進めていきたいというお話をさしあげたところでございます。この6月に三鷹市のほうに、安全対策課と、あと道路課、一緒に視察に行っております。三鷹市のほうではスマート防犯灯を今年度設置予定ということでございます。併せて今後も、横浜市もスマート防犯モデル事業をやるということですので、そこも視察に行く予定です。まだ情報収集中ということで、その施策の是非というのは判断していない次第ですので、研究という形になっておりますが、この辺しっかりとやっていきたいかと思っております。話の中で照度の問題とかがあったかと思いますが、安全対策課とか都市整備の道路課とか、関係各課連携して取組を進めていきたいというふうに思っております。

○都市整備部長（高橋弘樹君） 私のほうからは、N T Tによる実証運行の実施に当たりまして、何かあったときの責任の所在というところ。実証実験に当たりましては、道路管理者及び交通管理者と協議の上、法令に基づき必要な手続を経て進めていると認識してございますので、基本的にN T T東日本及びN T Tモビリティ、この2社が責任を持ってこの実証実験を行っているところと認識しているところでございます。

○4 番（深田貴美子君） 市長から心強い答弁をいただきました。ぜひ知事に、まず訴えていただきたい。一方で、ぜひ東京都市長会の方々、多摩26市の皆様にも働きかけをお願いしたいのです。武蔵野だけが断トツ74件、その後、府中が53件、調布39件、そして国分寺33件、あきる野30件、ほかはもう20件以下なのです。そうしますと、危機迫るものがあるのは多分本市だけなのです。いろいろ住宅が密集している状況から考えると、やはり皆さんにこの事態を御理解いただくというところも併せてお願いをしていただけるとありがたいと思っています。

問題はやはり、先ほども申しましたが、許可制ではないということなのです。それで届出だということから東京都のほうも厳しく指導監督できない実態があることが、今回の南町1丁目の火災を起こした民泊事業者とのやり取りで分かりました。ですので、ぜひこういった状況をお酌み取りいただきたい。一方で、許可制でありながら、何ですか、そうしますと本町2丁目の旅館業法のほうは、武蔵野市が違反ですよと言っているのに、保健所のほうで許可を出したということですか。これ、私、とても不

# 不確定原稿

思議なのですが、国土交通省のほうからそれこそ保健所のほうにも、旅館業の許可時における建築基準法への適合確認の徹底についてという通知が、これは今年の5月の28日に出ています。そうすると、この国交省の出している通知というのは、一体東京都はどう理解しているのでしょうか。

○市 長（小美濃安弘君） 市長会にということなのですが、市長会、26市全体の課題は比較的まとまりやすいのですが、26市の中には独自に保健所を持っている市もございまして、そういったところでの調整がつくのかどうなのか、そこも含めて、保健所を持っていない市の皆さんとも少し情報交換をしながら、可能な限り対応していきたいと、このように思っています。

旅館については担当部長よりお答えします。

○都市整備部長（高橋弘樹君） 旅館業法の東京都の許可に関するところでございます。東京都の許可に関する内容につきましては、市のほうで内容を代弁する立場にないので、控えさせていただきます。

○4 番（深田貴美子君） 内容を伺っているのではなくて、武蔵野市は特定行政庁ですよ。その上で建築基準法違反だというふうに言っているにもかかわらず東京都が許可をするという、これ、権限上回ってしまうわけですか。その現象をお尋ねしています。

それから、すみません、自動運転のほうなのですが、これ、一番心配するのは通信障害なのです。これを起こさないことが大切です。天下のNTT様ですから、この辺のところは他の自治体の先行事例からも学んでいらっしゃるものと思いますけれども、結局は多重のセーフティネット、これが大丈夫かどうかを市として確認していただきたいのです。スマートポールに加えて、要は他の通信事業者の活用とか、当然地域Wi-Fi、これはかねてから申し上げています地域BWAです。こちらがローカル5Gなどを活用して、しっかりマルチパスの接続ができるかどうかということを確認しないと、吉祥寺は何しろビルがたくさん建っていますので、通信障害が起こったときに非常に怖い。このリスクをどう回避しようとしているのかということを確認していただきたいということをお願いしています。要は、全てこの事業が民間事業者さんの責任の下であって、武蔵野市に責任がないとしてもですよ、事故が起こったときに失われる命やけが人が出たときに、これを武蔵野市は道義的責任が発生しないのかどうかということなのです、私が心配しているのは。そこまできちんと、やはり武蔵野市を実験場としてお貸しするならば、そこまではきちんと確認をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○都市整備部長（高橋弘樹君） まず旅館業法の東京都の許可についてなのですが、同様の答弁になりますが、許可権者である東京都の判断で許可のほうはしていると認識していますので、それ以上のことは代弁するのは控えさせていただきます。

あと、2点目の通信障害等の責任の件でございます。先ほど私が答弁いたしましたのは、基本的に今回、実証実験を都道等の広幅員のところでやるということでございます。それに関しましては、道路管理者含め、交通管理者の警察である許可を取ってやるということです。その後の、議員の皆様方にもポスティングのほうさせていただきましたが、今後、持続可能な地域公共交通の実現に向けた自動運転の統合実証ということで、具体的な中身については全くもってこれからでございます。ですので、その内容によって、また個別の協定なりというものを結んでいく必要があると思っておりますので、その中の個別の事象によって、協定の中身で責任の所在というのは、通信障害にしても、細かいところは決めていくということでございます。まだ今後こういった形で進んでいくのかというのも、その内容

# 不確定原稿

によってというところでございます。

○４ 番（深田貴美子君） 市長、旅館業法のほうはそんな状況ですから、これも併せてしっかりと知事とお話をさせていただきたいです。自治体の都市計画、都市計画法、特定行政庁である武蔵野市、建築基準法をしっかりと守って、建築指導課の方々が日々努力されているわけではないですか。にもかかわらず、違法でありながら許可が出てしまい、そこで旅館が営まれてしまうという、これ、どう考えても不条理ですよ。もう私だったら赤紙貼ってくださいとお願いしてしまいたいぐらいです。こういうことがまかり通ってしまうと、これが先行事例になるわけです。これはかなり急いでいただかないと困ります。喫緊の課題だと思います。もちろん町田市や八王子市のように、独自で保健所があるところは強いです。ですけど、やはり本市は23区に隣接しています。何と杉並区は429件、世田谷区は547件、この2自治体は民泊を規制してくださいという署名をなさらなかった自治体さんです。今後23区が規制が厳しくなると、やはり隣接する武蔵野は非常にいいマーケットになるわけです。ですので、私、別に民泊を目の敵にしているのではなくて、法の下に縛れないことが武蔵野市内の中で発生しているということ自体を問題だと思わなければいけないわけです。私たち、どうやって市民の安全、暮らしをお守りできますか。これ結構、危機的な状況だと思っています。だから住民の皆さんも、自分事だけではなくて、武蔵野市のためだと思って、今この問題に立ち向かっています。ぜひそこをお酌み取りいただきたいと思っています。これは応援ですから。

それから、クリーンセンターの件は、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いします。

それからもう一つ、街路灯の件、これはしっかりと視察に行ってくださいということで、心強い限りです。これが実現すると、先ほどから本当に議論になっている様々な災害から、防犯から、いろいろなことがデータ化できるわけです。これは今後の予防策、対策に非常に有効であります。そういう意味で、都市のOSを上げていくという観点で、ぜひ各課連携してお力を発揮していただきたいと願っています。

それから、これから自動運転について、NTT東日本様、NTTモビリティ様と通信関係についても細かな協議をなさるとのことなので、ぜひそこはしっかりとやっていただきたいと。一応、全く関係ない、この自動運転のことは関係ないことで、地域BWAの課題がどうも事業者さんから御提案があったというふうに、総合政策のほうから聞こえてきました。この件について、きちんと結びつけていただきたいと思います。これ、地域BWAは災害だけの話ではないです。こうした都市のOSとして活用していただくこと。というのは、地域BWAは、今後自動運転をやると、猛烈な通信量が発生するわけです。これ全部、負担となってくるわけです。どこが請け負うのか分かりませんが、莫大な通信映像が送られてくるわけです、データが。これを、この地域BWAを活用すると案外コスト削減につながるというお話を、先行してやっていらっしゃる自治体様から聞きました。

ちなみに狛江市さんは、2027年にいよいよ実装に入ります。こちらNTT東日本様が全力で応援をして、コンソーシアムを組んでいらっしゃるということで、こちらは小田急バスさんがコンソーシアムメンバーの一人でございます。こういう狛江市さんの実装は、和泉多摩川駅から、今度開発される多摩川住宅という再開発事業のところまでの5.1キロを走るわけなのですけど、ここ、高い建物がないのです、多摩川というぐらいですから。ですのでそういう意味でも、やはりこの通信の問題というのは、本

# 不確定原稿

市においてはかなり大切なポイントだと思いますので、事業者さんとの細やかな協議、そして安全、これは約束していただくように強くお願いをしたいと思います。夢のある事業ですから、これに傷をつけたくありません。とはいえ——とはいえですよ、この間、大阪に視察に行ってきました。大阪は大反省していました。ですけど万博会場の中だけの実証実験だったので、事故は起こらない。絶対に人を殺すてはいけないのというふうに、強く担当者の方はおっしゃっていました。そういう意味では失敗からも学んでいただきたいので、先行してうまくいっているところと失敗したところと、しっかりとデータをお持ちいただきたいと思います。そして、安全な走行へとつなげていただければ幸いです。

何か御答弁がありましたらですけれども、私からの質問は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木崎 剛君） よろしいですか。

お諮りいたします。日程はなお残っておりますが、本日はこの程度をもって延会したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎 剛君） 異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

次の本会議は9月3日午前10時から開きます。なお、ただいま御着席の方々には改めて御通知をいたしませんので、さよう御了承願います。

本日はこれにて延会をいたします。

○午後 7時18分 延 会